



「八尾新時代しあわせ成長プラン」

～後期基本計画期間を迎えるにあたって～

このたび、八尾市第6次総合計画後期基本計画を策定いたしました。

近年の少子高齢化に伴う人口減少のさらなる進行や、社会情勢の急激な変化、また景気の変動に加え、頻発する大規模自然災害への不安から、市民の皆様の安全・安心や健康に対する意識が高まっています。また、令和2年(2020年)1月以降の新型コロナウイルス(COVID-19)感染症の世界的な流行によるデジタル化の進展など、本市を取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。

こうした中で、本市では、令和3年度(2021年度)から令和10年度(2028年度)までの8年間を計画期間とする『八尾市第6次総合計画 ～八尾新時代しあわせ成長プラン～』を策定し、将来都市像として、『つながり、かがやき、しあわせつづく、成長都市 八尾』を掲げ、変化に迅速かつ柔軟に対応しながら、新たな時代にふさわしい八尾のまちをめざし、さまざまな取り組みを進めてまいりました。

前期基本計画が令和6年度(2024年度)に計画期間の最終年度を迎えることから、令和5年度(2023年度)には、前期基本計画期間における取り組み状況について、行政で内部評価を実施するとともに、「八尾市総合計画審議会評価部会」において外部評価が実施され、概ね順調に進んでいるとの評価をいただきました。さらに、後期基本計画策定に向け、各施策のめざす暮らしの姿の実現に向け、その進捗を定量的に図るための施策指標の改良や、若い世代への情報発信力の強化や、市民の情報入手の機会・環境づくりが必要とのご提案をいただきました。

令和6年度(2024年度)には、庁内外における評価を踏まえ、前期基本計画の方針を基に、「八尾市総合計画審議会」の答申に基づき、新たに令和7年度(2025年度)から始まる「八尾市第6次総合計画後期基本計画」を取りまとめました。

策定にご尽力いただきました委員の皆様に厚く感謝の意を申し上げますとともに、今後、この後期基本計画を推進し、引き続き、八尾市第6次総合計画の将来都市像『つながり、かがやき、しあわせつづく、成長都市 八尾』の実現に向け、八尾にかかわる「市民」が「しあわせ」を感じながら、すべての市民に光があたり、誰一人取り残さないよう、市民と行政の協働のもと、様々な取り組みを総合的かつ着実に実施し、まちの「成長」につなげてまいります。さらに、その取り組みが八尾だけでなく国際社会全体にもつながるようなまちづくりに全力で取り組んでまいります。

令和7年(2025年)3月

八尾市長 **大松 桂右**



後期基本計画

1

第5章 まちづくりの実践	1
1. 横断的な視点によるまちづくりの実践	1
2. 共創と共生の地域づくりの実践	2
(1) 実践の方針	2
(2) 実践の体制	4
第6章 施策について	5
1. 後期基本計画における施策推進の視点	5
2. 施策の体系	6
3. 施策の見方と取り組み内容	7
施策 1 切れ目のない子育て支援の推進	8
施策 2 就学前教育・保育の充実	10
施策 3 子どもの学びと育ちの充実	12
施策 4 子ども・若者*がチャレンジできる環境づくり	14
施策 5 やおプロモーション*の推進	16
施策 6 歴史資産*などの保全・活用・発信	18
施策 7 みどり豊かな潤いのある暮らし	20
施策 8 芸術文化の魅力を活かした豊かなまちづくり	22
施策 9 地域経済を支える産業の振興	24
施策10 就労支援と雇用機会の創出	26
施策11 消費者教育の推進と消費生活相談体制の充実	28
施策12 住みたい・住み続けたい良質な住まいづくり	30
施策13 快適な交通ネットワークの充実	32
施策14 魅力ある都市づくりの推進	34
施策15 都市基盤施設の整備と維持	36
施策17 防災・防犯・緊急事態対応力の向上	38
施策18 消防力の強化	40
施策19 健康づくりの推進	42
施策20 健康を守り支える環境の確保	44
施策21 地域医療体制の充実	46
施策22 良好な生活環境の確保・地球環境の保全	48
施策23 つながり・支え合う地域福祉のしくみづくり	50
施策24 高齢者が安心して暮らし続けられる社会の実現	52
施策25 障がいのある人への支援の充実	54
施策26 生活困窮者への支援	56

施策27	一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の推進	58
施策28	平和意識の向上	60
施策29	多文化共生の推進	62
施策30	地域のまちづくり支援・市民活動の促進	64
施策31	生涯学習とスポーツの振興	66
施策32	信頼される行政経営	68
施策33	公共施設マネジメントの推進	70
施策34	行財政改革の推進	72

- ・第1章～第4章(八尾市第6次総合計画基本構想)については、付属資料をご覧ください。
- ・前期基本計画における施策16:上水道の安定供給については、水道事業が令和7年(2025年)4月より大阪広域水道企業団に統合され、同企業団が事業を実施することから、後期基本計画の施策体系から削除しており、施策番号16は欠番となっています。
- ・文中に※を表示している用語は、76ページ以降の用語解説に掲載している用語です。

参考資料

75

1.用語解説	76
2.関連計画一覧	84
3.SDGs(エスディーズ)	86

付属資料

87

1.八尾市第6次総合計画基本構想	88
第1章 総合計画策定の目的	88
第2章 総合計画策定の視点	89
第3章 八尾市の将来について	92
第4章 総合計画の構成と推進	102
2.八尾市総合計画策定条例	104
3.八尾市第6次総合計画後期基本計画の策定経過	105
4.策定過程における市民参加・参画の取り組み	106
5.八尾市総合計画審議会	108
6.憲章・宣言	114





1. 横断的な視点によるまちづくりの実践

① 横断的な対応の推進

将来都市像を実現するためには、施策に基づく取り組みを着実に実施するとともに、横断的な相乗効果を発揮することが必要です。そのためには、まちづくりの目標ごとに定めた取り組み方向を視点とした取り組みの立案を行えるよう、施策間の連携をより一層推進します。

② 多様な主体との連携・協力

社会経済環境の急速な変化により課題が多様化・複雑化していく中で、市民や地域、企業、NPO[※]等の多様な主体と、問題意識やビジョンを共有し、それぞれの強みを持ち寄り、より効果的な連携・協力を、スピード感をもって進めます。

③ PDCAサイクル[※]の着実な実行

将来都市像の実現に向けて、関係機関も含めた多様な主体と、分野横断的な連携・協力のもと、その時々
に最善と思われる取り組みを実行し、その効果を検証した上で、改善していく試行錯誤の積み重ねが必要
です。取り組みの進行管理とともにふりかえりを行い、評価作業を通じて取り組みの改善につなげていく
PDCAサイクル[※]を着実に実行します。また、各施策が、まちづくりの目標ごとに定めた取り組み方向を踏
まえ、取り組みが実施できたかをふりかえります。

④ 経済・社会・環境の調和のとれた施策の立案

人口減少と少子高齢化が進むことにより、地域社会や地域経済において様々な課題が生じることが想
定されます。また、地球社会の一員として地球環境への配慮にも取り組むことが必要です。

将来都市像の実現に向け、すべての市民に光があたり、誰も取り残さないための取り組みを進めるにあ
たっては、持続可能な世界を実現するための国際社会全体の開発目標であり、地球上の「誰一人として取
り残さない」社会の実現をめざすSDGs[※]の理念と重なることから、その考え方も踏まえ施策を立案しま
す。経済・社会・環境の調和を図りながら、課題に対してより効果的な取り組みを検討することで、SDGs[※]
目標の達成に貢献できると考えます。

2. 共創と共生の地域づくりの実践

共創と共生の地域づくりの推進にあたっては、以下の方針を大切に、取り組みを進めていきます。

1 実践の方針

本市の地域コミュニティにおいては、校区まちづくり協議会※をはじめとして、地区福祉委員会や自治振興委員会(町会・自治会)などの地域組織があり、地域課題の解決に寄与する様々な活動が行われています。その活動内容については、地域に関わる多様な主体が参加する議論や対話の場を活用し、状況に応じて、力を入れる活動を組み立て直し続けていくことが重要です。また、地域によって課題も様々であり、すべての課題を一度に解決できない中で、これからの地域のまちづくりにおいては、地域特性等を踏まえ、地域として「どの課題に着目するのか」を決めることも重要です。

そこで、課題の設定にあたっては、「どういう地域でありたいのか」という住民ニーズを広く把握し、それを踏まえて、優先して対応する課題を選択することが必要となります。そのため、校区まちづくり協議会※は校区内の各組織のネットワーク機能を発揮して、地域住民の意見を集約した「わがまち推進計画※」を地域のまちづくりの活動指針として策定し、地域が力をあわせて取り組むべき課題、目標、実現のための取り組みを示します。そして、地域住民が望む目標が実現するよう、以下の方針により取り組みを進めていきます。

① 対話するための開かれた場を大切にする (地域課題の共有・アイデア創出)

地域の課題は多様で複雑であり、一人の考えでは解決できるものではありません。本市では、地域の課題解決や魅力向上に向けて、地域住民等が協力してアイデアを創出・実践する場として、すべての校区において校区まちづくり協議会※が設立され、活動しています。校区まちづくり協議会※を、地域住民はもとより児童生徒・学生、企業や団体等、誰でも参加できる開かれた場とし、課題や目標の共有や解決アイデアを創出するための対話を行うことを大切にします。

② あらゆる主体が連携して活動し課題を解決する (アイデア創出・活動実践)

地域の課題解決に向けては、様々な知識やアイデアなどを持つ地域住民、解決スキルを有する個人、企業や団体等あらゆる主体が連携して活動することが不可欠です。課題の内容に応じて、校区内に留まらず校区同士の連携や校区外とも連携し、得意な人や経験のある人に関わってもらうことが有効です。また、活動にあたってはそのことを周知し、できることをできる時に参加してもらえよう、協力を求めていくことが必要です。

そのため、開かれた対話の場を設けたり、地域課題の内容や、求めるアイデアやスキルの情報をSNS[※]等で発信したりすることなどにより、これまで地域のまちづくりに関わる機会がなかった多様な市民、例えば一人暮らしで集合住宅にお住まいの方や、夜間に勤務したり、単身赴任や転勤の多い方など家族や住まいの形態やライフスタイルにより地域活動に対する接点がありませんでした。参加するきっかけの少ない学生や外国人市民、個人ではないが地域で活動する企業や団体などが活動に参加するきっかけを増やすことで、地域のまちづくりに関わる層を厚くしていくことを大切にします。

③ 活動の効果を検証する (ふりかえり)

複雑・多様化している地域課題の解決は一朝一夕にできるものではありません。アイデアの実践を通じて、経験と反省を積み重ね、様々な活動による総合的な「効果の検証」(ふりかえり)をしっかりと行い、その内容を、次の活動に向けての「アイデア創出」に活かしていくことが必要です。

そのため、地域の活動全体を見渡して、行政、市民がともにふりかえりを行うことを大切にし、次の活動実践につなげます。

2 実践の体制

八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例*において、校区まちづくり協議会*は「議論の場又は対話の場に出された地域における社会的な課題の解決を図り、地域のまちづくりを推進する組織」であり、また「暮らしに身近なまちづくり及び様々な地域活動を進めていくに当たり、当該校区の市民の意見を集約した上で、地域のまちづくりの目標、活動方針、活動内容等を定めたわがまち推進計画*を策定する。」という規定がされています。

これに基づき、共創と共生の地域づくりに向けて、「わがまち推進計画*」の策定主体である「校区まちづくり協議会*」が中心となって対話の場を設けます。市民と行政が対話の場を活用して、「課題共有」→「アイデア創出」→「活動実践」→「ふりかえり」という流れで、役割分担、連携・協力しながら、地域の課題解決や魅力創出の取り組みを総合的に進めます。そのために、校区まちづくり協議会*は行政とともに、校区内の様々な人材・施設・団体とのネットワークを活かしながら、より多くの市民が対話の場へ参加できるよう促します。

行政は、市民協働を促進するとともに、地域の課題解決や魅力向上を促進するため、地域のまちづくり力(地域力)向上に向け必要に応じた支援(担い手の拡大、地域団体の組織力の向上支援)を行います。

中間支援組織*は、校区に限らず市内各地域や市外とのネットワークを活用して、外部人材等の紹介や課題解決のヒントとなる情報提供等を行います。

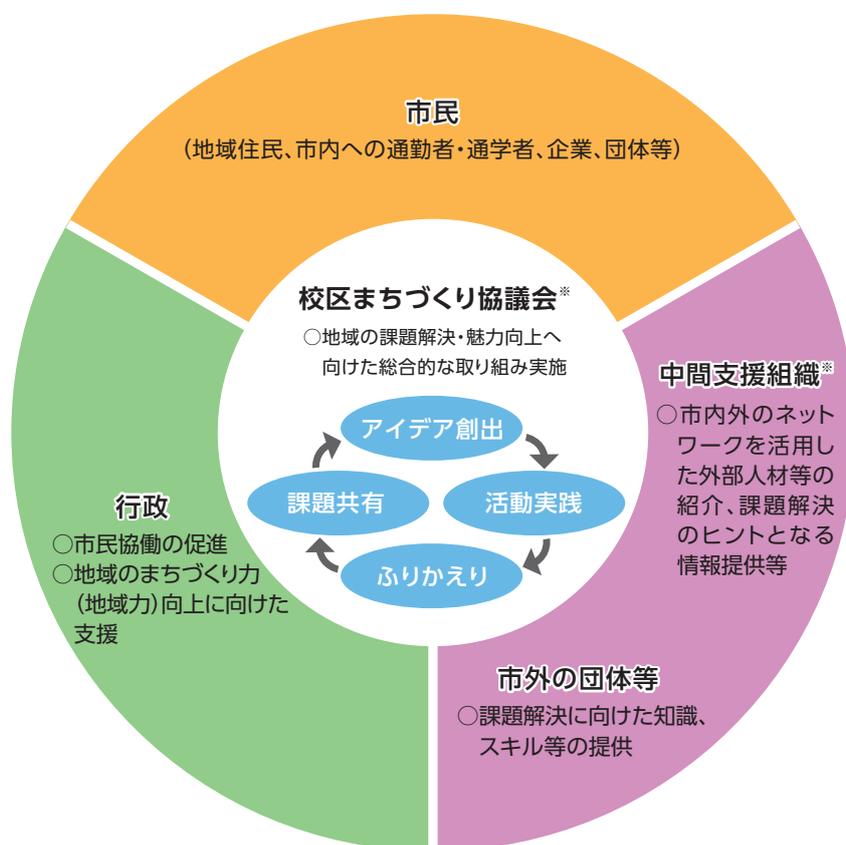


図1 地域コミュニティにおける共創と共生の地域づくり(イメージ)



第6章

施策について

1. 後期基本計画における施策推進の視点

令和3年(2021年)2月に策定した「八尾市第6次総合計画」では、基本構想(令和3年度(2021年度)～令和10年度(2028年度)の8年間)において、本市の将来都市像「つながり、かがやき、しあわせつづく、成長都市 八尾」の実現に向け、市民の日常生活の場面とライフステージという視点から、市民のしあわせが実現するための「6つのまちづくりの目標」と目標に向けた取り組み方向(政策)を定めています。

この取り組み方向(政策)の考え方をもとに、前期基本計画(令和3年度(2021年度)～令和6年度(2024年度)の4年間)において、施策ごとに「めざす暮らしの姿」を定め、現状と課題を踏まえた基本方針に沿って、各施策の取り組みを進めてきました。

これまでの取り組みの成果と課題等を踏まえ、後期基本計画(令和7年度(2025年度)～令和10年度(2028年度)の4年間)における各施策を以下の通り進めます。

1 基本構想実現に向けたまちづくりの実践

前期基本計画においては、「横断的な視点によるまちづくりの実践」と「共創と共生の地域づくりの実践」の2つのまちづくりの実践方針を定めており、基本構想実現に向けたまちづくりの推進方策を具体化するための基本となることから、後期基本計画においてもその内容を引き継ぐこととします。

2 前期基本計画の総括を踏まえた施策展開

令和5年度(2023年度)には、前期基本計画期間における取り組みの成果や課題を取りまとめた内部評価とともに、八尾市総合計画審議会からの提案事項を取りまとめた外部評価を実施しました。前期基本計画の進捗は基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、概ね順調に進んでいるとの総括結果を踏まえ、後期基本計画においても施策体系を維持しながら、各施策を展開します。

3 社会潮流・トピックや市民ニーズへの対応

後期基本計画においては、八尾市第6次総合計画策定後の社会潮流への対応として、自然災害等(地震、風水害、局地・集中豪雨等)の頻発・激甚化やポストコロナ時代におけるニューノーマルへの対応、働く人のニーズの多様化に合わせた働き方改革の進展、DX社会の進展による新たなサービス・価値の創造を意識するとともに、八尾市民意識調査をはじめとする市民ニーズや満足度等の推移を踏まえ、各施策を展開します。

2. 施策の体系

将来都市像の実現に向け、以下の33の施策で構成します。また、各施策に関連するまちづくりの目標も合わせて示します。

まちづくりの目標		目標1	目標2	目標3	目標4	目標5	目標6	
		未来への育ちを誰もが実感できるまち	もしもの時への備えがあるまち	世界に魅力が広がるまち	日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち	つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち	みんなの力でとみにつくる持続可能なまち	
取り組み方向(政策)		政策1	政策2	政策3	政策4	政策5	政策6	
施策	1	切れ目のない子育て支援の推進	●			●		
	2	就学前教育・保育の充実	●			●		
	3	子どもの学びと育ちの充実	●			●		
	4	子ども・若者*がチャレンジできる環境づくり	●	●		●		
	5	やおプロモーション*の推進			●	●	●	
	6	歴史資産*などの保全・活用・発信	●		●	●		
	7	みどり豊かな潤いのある暮らし			●	●		
	8	芸術文化の魅力を活かした豊かなまちづくり	●		●	●		
	9	地域経済を支える産業の振興			●	●		
	10	就労支援と雇用機会の創出		●	●	●		
	11	消費者教育の推進と消費生活相談体制の充実		●		●		
	12	住みたい・住み続けたい良質な住まいづくり		●		●		
	13	快適な交通ネットワークの充実		●		●		
	14	魅力ある都市づくりの推進		●	●	●		
	15	都市基盤施設の整備と維持		●		●		
	16	注：水道事業については、令和7年度より大阪広域水道企業団に統合されます。						
	17	防災・防犯・緊急事態対応力の向上		●			●	
	18	消防力の強化		●				
	19	健康づくりの推進		●			●	
	20	健康を守り支える環境の確保		●				
	21	地域医療体制の充実		●		●		●
	22	良好な生活環境の確保・地球環境の保全			●	●	●	
	23	つながり・支え合う地域福祉のしくみづくり		●			●	
	24	高齢者が安心して暮らし続けられる社会の実現		●		●	●	
	25	障がいのある人への支援の充実	●	●		●	●	
	26	生活困窮者への支援	●	●				
	27	一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の推進		●	●	●	●	●
	28	平和意識の向上	●				●	●
	29	多文化共生の推進			●		●	
	30	地域のまちづくり支援・市民活動の促進					●	●
	31	生涯学習とスポーツの振興	●				●	
	32	信頼される行政経営			●	●		●
	33	公共施設マネジメントの推進		●		●		●
	34	行財政改革の推進						●

図2 施策体系図

施策
1

切れ目のない子育て支援の推進

めざす暮らしの姿	前期基本計画期間の実績・現状
<p>1. 妊娠・出産・子育ての支援の充実を図ることにより、妊娠・出産を望むすべての人が、安心して子どもを生み育てられる環境が整っています。</p> 	<p>[妊産婦や子育て家庭の不安や負担感の軽減]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年(2022年)10月にこども総合支援センター「ほっぷ」*を開設し、児童福祉法における「こども家庭センター」*の位置づけで、子どもや子育てにおける身近な相談から、子どもの発達・児童虐待*・いじめ・教育に関する相談まで総合的な相談体制を整備し、相談者の不安や悩みの解消を図りました。 ● 関係機関と連携しながら、3～5歳児における未就園児に対する訪問を実施するとともに、ヤングケアラー*や家事・育児等に負担を抱える子育て家庭への支援に取り組み、子ども及び子育て家庭の負担軽減と自立促進を図りました。 ● 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を図るため、妊娠から出産後において、保健師・助産師等による面談を通じた「伴走型支援」と「経済的支援」を一体的に実施するとともに、乳幼児健康診査のさらなる充実を図りました。
<p>2. 保護者が子どもや子育てに関して、身近にいつでも悩みや不安を相談できるところがあり、適切に対応・支援を受けられています。</p> 	<p>[妊産婦や子育て家庭の不安や負担感の軽減]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コロナ禍以降、対面に加えて地域子育て支援センターにおいてオンライン交流会を開始し、他の子育て支援事業の紹介やオンライン相談につなげるなど、在宅子育て中の保護者の不安感の解消を図っています。 ● 子育て親子が気軽に集い、交流できる場である「つどいの広場」について、子育て家庭のニーズ等を踏まえた実施内容やエリア等の見直しを行い、在宅子育て家庭等が安心して子育てできる環境を整備しています。
<p>3. 地域全体で子育て家庭を見守り、支援をすることで、家庭環境にかかわらず、すべての子どもの権利が守られ、体罰のない、心身ともに健やかに育つ環境が整っています。</p>  	<p>[児童虐待*防止]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 要保護児童対策地域協議会*を中心に、子どもを守る環境づくりを進めるとともに、児童虐待*の未然防止・早期発見・関係機関職員の資質向上を図るために広報・啓発、研修等を実施しました。 ● 関係機関と緊密に連携し、子育て世帯の不安や悩みに対する相談等を通じ、子育て世帯の様々な課題に寄り添い支援をすることで、児童虐待*予防に取り組みました。 ● 子育てパートナー*が子育てに関して不安や悩みを抱えている家庭を訪問し、相談・アドバイスなどを行うことで、保護者の身体的・精神的安定を確保し、子育て家庭の適切な養育の実施につなげました。
<p>4. 子ども・若者*が、自らの意見や気持ちについて自由に表現することができおり、周囲の大人がそれを受け止めることができおり、「こどもまんなか社会*」の実現に向けた取り組みが進められています。</p> 	<p>[子ども・若者*の意見聴取]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子ども・若者*の意見を反映し作成した「(仮称)八尾市こども計画」に基づき、子ども・若者*の社会参画や意見表明の機会の充実を図っています。

めざす暮らしの姿の実現に向けた課題	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ● こども総合支援センター「ほっぷ」*において、母子保健と児童福祉が一体となり、相談支援体制のさらなる強化を図ることが課題です。 ● すべての妊産婦や子育て世帯、子どもに対する、虐待の予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない支援のため、改正児童福祉法の方向性を踏まえ、法に定める事業（一時預かりやショートステイ等）のみならず、子どもの居場所づくりや子ども食堂、地域ボランティア等の地域資源*の開拓や情報発信の強化を行うことが課題です。 ● いじめの問題は学校だけでなく複合的課題が存在する場合があるため、子どもからの相談を幅広く受ける環境づくりと、行政、学校や地域団体などの連携強化や個々の意識向上が課題です。 ● ヤングケアラー*が相談につながり、適切なサービスを受けられるよう、確実に相談につながる仕組みや、支援体制のさらなる充実に取り組むことが課題です。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 八尾市で子どもを生み育てて良かったと実感できるまちをめざし、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実を図るため、市民から見てわかりやすい情報提供や利用しやすい相談支援体制の強化を進めます。 ② 学校や保護者以外にも、子どもが気軽に相談できる環境を構築するとともに、啓発活動等を通して、すべての人がいじめに対する正しい知識、理解を深め、いじめを認知しやすい環境づくりを進めます。 ③ ヤングケアラー*を必要な支援につなぐため、ヤングケアラー*への理解を深める情報を発信するとともに、関係機関との連携を促進し、積極的な情報収集を図り、相談しやすい環境づくり、相談支援体制の強化を進めます。
<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅子育て世帯からの相談のみならず、妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関である「地域子育て相談機関」*の整備等、相談機能のさらなる強化が課題です。 	<ol style="list-style-type: none"> ④ 身近な地域で子育てに関する相談や交流ができるように、子育て家庭をめぐる環境の変化やニーズの変化に配慮しながら、地域子育て支援拠点*の運営や相談機関をはじめとした在宅子育て支援施策を展開します。
<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども、家庭を取り巻く問題が複雑化する中、子どもを守る環境づくりを進めるため、さらなる職員の資質向上、多職種・多機関の相互連携による対応力の強化を行うことが課題です。 ● 虐待につながる恐れのあるケースを早期に発見し、個々の状況に応じたきめ細やかな支援を実施するなど、予防的支援を行う必要があります。 ● 生活に困難を抱える子どもや子育て世帯に対し、子ども食堂や学習支援、子どもの居場所づくり等支援の充実が必要で。 	<ol style="list-style-type: none"> ⑤ 児童虐待*の予防的な観点から早期発見や早期の適切な対応を行うため、引き続き乳幼児健診等母子保健事業をはじめとしたポピュレーション・アプローチ*によりすべての子どもとその保護者の状況の把握に努めるとともに、状態等に応じたハイリスク・アプローチ*体制を充実し、要保護児童対策地域協議会*の関係機関等の相互連携や地域との連携によるソーシャルワーク機能を強化します。 ⑥ 貧困の連鎖を防ぐため、必要な支援が子どもや子育て世帯に届くよう取り組みます。
<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども施策の決定過程における子ども・若者*の意見反映を実践・推進するため、子ども施策を進める際に、子ども・若者*から意見を聴く仕組みをつくる必要があります。 ● 大人側が子どもの意見を聴くためのスキルや知識を身に付けていくことが必要となっています。 ● 子ども・若者*が本音で意見を言える場づくり、雰囲気づくりが求められています。 	<ol style="list-style-type: none"> ⑦ 子どもの権利を広く発信し、子ども・若者*の意見を聴くことの大切さについての理解を社会全体に広めます。また、子ども・若者*一人ひとりの意見を聴く際には、子どもや若者にとって最もよいことは何かを考え、子ども・若者*が意見を言いやすい、意見を聴いてもらえる安全で安心な環境づくりを行います。さらに、子ども・若者*が自身に関係する政策に対して意見を伝え、政策を決めるプロセスに主体的に参画する機会をつくります。

施策
2

就学前教育・保育の充実

めざす暮らしの姿	前期基本計画期間の実績・現状
<p>1. すべての就学前施設において、安全・安心な環境のもと、質の高い就学前教育・保育の提供により、子どもたちが認定こども園などで、いきいきと過ごしています。</p> 	<p>[教育・保育サービス]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 就学前教育・保育の充実を図るため、関係機関等との連携のもと、巡回指導や研修会を活用することにより、幼児教育・保育の質の向上に取り組んでいます。 ● すべての就学前施設において、子どもたちが質の高い教育・保育を受けることができるよう、5園の公立認定こども園が核となつて、近隣の私立施設と研究、研修に取り組み、公民連携による実践を図るとともに、その成果を市内の就学前施設や小学校へ発信しています。 ● 認定こども園等における虐待等や不適切保育の防止及び発生時の対応に取り組んでいます。
<p>2. 多様な就学前教育・保育が提供されることにより、保護者が仕事と生活のバランス（ワーク・ライフ・バランス*）を実現するなど、子育てがしやすくなっています。</p>  	<p>[教育・保育サービス]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公民が連携し、教育・保育のニーズの増加に対応し、待機・保留児童対策に取り組んでいます。 ● 女性活躍推進法や働き方改革、人材不足による女性の就労増加等から、保育ニーズが増加しています。
<p>3. 障がいのあるなしにかかわらず、多様な子どもたちが、ともに育ちあう環境ができています。</p> 	<p>[障がい児教育・保育]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特別支援教育コーディネーターを配置し、特別支援教育・保育の充実を図りました。 ● 保育サポート（障がい児保育）について、年度途中での随時受入れや各園の受入れ人数を増加するなど受入れ体制を充実しました。 ● 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行を受け、八尾市就学前施設教育・保育における医療的ケアに関するガイドラインを作成し、公立園・私立園での受入れを実施しています。 ● 学識経験者等から子どもの状態に応じた保育者の適切なかわり方をアドバイスすること等により、集団の中でともに育ちあえるような保育の実践に繋がりました。

めざす暮らしの姿の実現に向けた課題	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ● 多様化する教育・保育ニーズにおいて、多文化共生への対応が課題です。 ● 小学校教育への円滑な接続を見据え、幼児教育の段階から教育課程の編成に視点を置いた指導助言や取り組みを進める必要があります。 ● さらに質の高い教育・保育が行えるように公民連携で研究・研修を実施し、広くその成果を発信し情報共有する必要があります。 ● 引き続き認定こども園等における虐待等や不適切保育の防止及び発生時の対応に取り組む必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 就学前教育・保育の質の向上に向け、公立園と私立園との連携・協力のもと、研究・研修の充実を図り、各施設と情報共有を行いながらその成果を発信していきます。 ② 集団指導及び実地指導等を通じて認定こども園等における虐待等や不適切保育の防止及び発生時の対応に取り組みます。
<ul style="list-style-type: none"> ● 少子化が進んでいるものの保育ニーズは増加しています。一方、教育利用のニーズは減少傾向にあることから、保育利用の拡大が求められています。 ● 不足する保育教諭等の確保など、入所を希望する子どもの受入体制の整備が課題です。 ● 子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するため、すべての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することが求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ③ 保育ニーズの増加を踏まえ、市と私立園が連携して就職フェアを開催する等、保育教諭の確保に取り組むとともに、入所施設等の計画的な整備などにも取り組めます。 ④ すべての子育て家庭が就労要件を問わず、柔軟に利用できる新たな通園制度の創設及び円滑な実施に取り組めます。
<ul style="list-style-type: none"> ● 八尾市における「就学前における障がい児教育・保育の基本的な考え方～インクルーシブ[※]（育ちあう）保育の創造～」に関する提言に基づき、引き続き公民が連携し障がい児保育支援体制の充実を進めるとともに、インクルーシブ[※]保育の理念の浸透や制度の理解を深める必要があります。 ● 保護者の受容をサポートし、子ども一人一人に応じた就学前教育・保育の提供を図る必要があります。 ● 市内すべての就学前施設が、ともに育ちあうより良い保育・教育環境となるよう、適切に巡回指導していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 障がいのあるなしにかかわらず、多様な子どもたちが、ともに育ちあう環境づくりを進めるため、インクルーシブ[※]保育の理念の浸透や制度の理解を図り、関係機関の連携強化や職員体制及び研修制度の充実を図ることにより、子ども一人ひとりに応じた就学前教育・保育の提供に取り組めます。

施策
3

子どもの学びと育ちの充実

めざす暮らしの姿	前期基本計画期間の実績・現状
<p>1. 学びと育ちの連続性と一貫性により、子どもたちが他者とも互いを認め合いながら自立し、自尊感情*を高め、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与しています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>1 未来・育ち</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>5 つながり 自分らしさ</p> </div> </div>	<p>[学校教育]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、確かな学力の育成に向けて、指導方法及び学習状況の改善を進めるとともに、道徳教育やキャリア教育の充実により、自尊感情*の向上に努めました。 ● 授業等でのICT*の活用により、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現を図りました。 ● 学校における働き方改革推進のため、ICカードによる勤怠管理の導入をはじめ、業務改善、教職員の意識改革に取り組み、教職員の負担軽減につなげました。 ● 子どもたちの多様な活動機会の確保と学校における働き方改革を実現するため、部活動の改革に着手しました。
<p>2. いじめや不登校などの多様な教育課題の解決に向けてきめ細かな支援ができており、子どもたちが健やかに育っています。</p> <div style="text-align: center;">  <p>1 未来・育ち</p> </div>	<p>[多様な教育課題への対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 脱いじめ傍観者教育*や自他の命を尊重する人権教育を通じて、子どもたちが主体的にいじめについて考えるなど、豊かな心の育成に取り組んでいます。 ● 教職員研修の充実や学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証等を進めることで、いじめ防止対策の充実を図りました。 ● 不登校や問題行動等を抱える子どもの課題解決に向けて、支援体制の充実を図るとともに、学校内外での居場所づくり等により、どこにもつながっていない児童生徒の減少につなげました。 ● 関係機関や外部専門家等と連携した相談・支援体制の充実によりきめ細かな支援や対応を行っています。
<p>3. すべての子どもが安全に安心して学校生活を過ごすことのできる環境が整っています。</p> <div style="text-align: center;">  <p>1 未来・育ち</p> </div>	<p>[就学環境]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校及び地域との連携により、子どもが安全に通学できる環境整備を進めています。 ● 中学校全員給食の実施や、物価高騰等による子育て世帯の経済的負担の軽減策として学校給食費の無償化を実施し、小規模特認校制度と指定校変更の弾力的な運用を開始するなど、子どもたちが安全・安心でニーズに沿った学校生活を送ることができるように環境整備を進めました。
<p>4. 学校・家庭・地域の連携・協働のもと、地域とともにある学校づくりを実践することで、すべての子どもが地域社会全体に見守られながら健やかに育っています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>1 未来・育ち</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>5 つながり 自分らしさ</p> </div> </div>	<p>[学校・家庭・地域との連携]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域とともにある学校づくりを推進するため、学校評議員制度により、学校・家庭・地域の連携を図るとともに、関係課による連絡会議等を開催し、情報共有や意見交換、今後のあり方や仕組みづくりなどについて検討を行いました。

めざす暮らしの姿の実現に向けた課題	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ● 全国学力・学習状況調査等から見ると、「言語活動の充実」及び「情報活用能力の育成」に課題があります。また、自尊感情[*]を高めるため、体験活動等の子どもが主体となる活動の充実が必要です。 ● 教職員がICT[*]を活用した授業等を積極的に進めていけるように、ICT[*]活用指導力の向上に努めていくことが必要です。 ● 児童生徒が抱える課題の多様化に伴い、対応する教職員の業務量が過大となっていることから、教職員の負担を軽減する更なる取り組みが必要です。 ● 本市の学校部活動の現状や課題を踏まえ、持続可能な活動とすることが求められています。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 基礎的・基本的な言葉等の知識・理解を深め、論理的に自分の考えを書く活動や必要な情報を収集・選択する活動に取り組みます。また、体験活動等を活かしたキャリア教育や道徳教育の充実を図り、自己肯定感や自己有用感を高める取り組みを進めます。 ② 実践に活かせる各学校の取り組み事例を共有するとともに、ICT[*]に関わる研修の充実を図り、ICT[*]を活用した指導力など教職員の資質向上に取り組みます。 ③ 子どもたちと向き合う時間や自らの資質・能力の向上を図る時間を確保・充実できるように学校における働き方改革を進めるとともに、「八尾市における部活動等のあり方に関する方針」に沿って、部活動改革を進めます。
<ul style="list-style-type: none"> ● いじめや不登校の未然防止、早期発見、早期対応に向けた取り組み及び個々の状況に応じた適切な支援が必要です。 ● 子どもからの相談を幅広く受ける環境づくりと、教職員研修の充実、対応する関係機関等の連携や支援体制の強化が必要です。 ● これまで培ってきた人権教育を継承するとともに、多様な人権課題に対応できるよう、教職員の人権意識のさらなる高揚が必要です。 	<ol style="list-style-type: none"> ④ 道徳教育や人権教育を通じて豊かな心を育むとともに、多様なニーズに対応した教育の推進、教育相談及び教育支援の充実を図ります。 ⑤ いじめを未然に防止する教育等を通じて、いじめの防止に努めるとともに、専門家と連携した当事者双方への相談や支援体制の充実により、早期対応を図ります。また、学校が主体的にいじめ問題に取り組むとともに、「いじめをしない、させない、許さない」環境の醸成を図るため、関係機関等とも連携した取り組みを推進します。 ⑥ 不登校の未然防止、早期発見、早期対応に向けて相談体制の充実を図ります。また、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に向けて、フリースクール等の民間施設や地域とも連携しながら不登校対策を推進するとともに、学校内外での居場所づくりを進めます。
<ul style="list-style-type: none"> ● 通行する車両や歩行者、児童生徒の交通安全意識の向上が必要です。 ● 小規模特認校制度に関する効果検証や、施設の老朽化や少子化の状況を踏まえた教育環境の整備が必要です。 	<ol style="list-style-type: none"> ⑦ すべての子どもが安全に安心して通学できる環境を、地域の協力も得ながらつくります。 ⑧ 小規模特認校制度を含め学校規模等の適正化に係る各方策の検証を行うとともに、施設の老朽化や児童生徒数の見通しを踏まえた分析を行い、将来を見据えた教育環境づくりを進めていきます。
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校・家庭・地域との連携については、学校と関係する団体の状況等により取り組み状況が異なるため、各地域での実情も踏まえて進めていくことが必要です。 	<ol style="list-style-type: none"> ⑨ 保護者や地域住民の理解・協力を得ながら地域とともにある学校づくりをめざすため、学校評議員制度を活用するなど、各地域の状況も踏まえつつ、本市の実情に合った学校・家庭・地域の連携・協働による学校づくりを進めます。

施策
4

子ども・若者*がチャレンジできる環境づくり

めざす暮らしの姿	前期基本計画期間の実績・現状
<p>1. 次代を担う子どもが、多様な体験・活動を行えるように、安全安心な居場所を確保できる環境を整えることで、将来に希望を持ちながら成長しています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>1 未来・育ち</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>5 つながり 自分らしさ</p> </div> </div>	<p>[子ども・若者*がチャレンジできる環境づくり]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 放課後児童室*への入室希望は増加傾向にあります。 ● 放課後児童室*を増室し、改修整備を進めたほか、令和5年度(2023年度)から保育時間を18時から19時に延長し、新たに週4日の利用区分を設ける等、利用者の利便性を高めました。 ● 放課後子ども教室*事業は、コロナ禍を経て、実施できていない地区があります。
<p>2. 子ども・若者*の健全育成に関わる主体的な活動を促進することで、すべての子ども・若者*が健やかに育っています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>1 未来・育ち</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>5 つながり 自分らしさ</p> </div> </div>	<p>[子ども・若者*の健全育成]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 青少年*の健全育成に関わる団体と連携し、野外活動やスポーツ活動の充実を図るなど、青少年*の体験活動の活性化を進めています。 ● SNS*利用の広がりや学業や習い事などにより、子どもたちが外で遊んだり野外活動をする体験の希薄化が進んでいます。 ● 若者が主体となり、大人になったことの自覚と社会の一員としての責務を再認識する機会を設ける取り組みを実施しました。
<p>3. 子ども・若者*がそれぞれに抱えている様々な事情について、相談できる体制が整っており、すべての子ども・若者*、家族が安心して暮らしています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>1 未来・育ち</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>2 もしも・備え</p> </div> </div>	<p>[子ども・若者*がチャレンジできる環境づくり]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ひきこもり等の困難を抱える子ども・若者*とその家族からの相談に応え、相談内容に合わせたサポートを行うことで、困難を抱える若者等を支え、安心して暮らせる環境づくりを進めています。
<p>4. 子ども・若者*が地域に集える居場所があり、社会全体で青少年*を見守り、新たな地域の担い手として活躍しています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>1 未来・育ち</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>5 つながり 自分らしさ</p> </div> </div>	<p>[子ども・若者*がチャレンジできる環境づくり]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子ども・若者*の健全育成活動を支える様々な団体と連携し、青少年指導員による見守り活動等を展開し、市民や事業者等への啓発を進め、社会全体で青少年*を守る取り組みを実施しています。 ● 放課後子ども教室*や放課後児童育成室をはじめ、様々な民間団体とも協力し、安全・安心な居場所づくりを行うとともに、こども会活動などすべての子ども・若者*が多様な体験・活動を行うことができる機会の創出を図っています。 ● 青少年会館において、多様な体験・活動を行うことができる機会を創出するとともに、子どもたちが安心して安全に過ごすことのできる学校以外の居場所のひとつとして環境づくりを進めています。

めざす暮らしの姿の実現に向けた課題	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ● 増加する放課後児童室*への入室希望に引き続き待機期間を発生させることなく対応するため、放課後児童室*を開室するための整備とともに、資格を有した指導員の確保が必要です。 ● 放課後の保育や居場所が、多様な方策によって提供されることが必要となっています。 ● 少子化や高齢化の進展によって、放課後こども教室等の担い手が不足していることから、若者が主体的に地域活動に参加するしかけなど、若者と活動をつなげることが必要です。 	<p>① 次代を担う人材の育成のため、放課後子ども教室*及び放課後児童室*事業を充実します。また、民間団体とも協力し、様々な体験・活動を行うことができる機会を創出し、すべての子ども・若者*が安心して過ごせる多様な居場所でチャレンジできる環境をつくります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 少子化の進展に伴い、こども会活動や放課後子ども教室*などの地域活動の活性化が課題です。 ● 青少年*の健全育成の担い手の高齢化等を踏まえ、青少年*の健全育成に携わる人材の育成を進めていく必要があります。 ● 子ども・若者*が体験したり、参加したくなる多様な体験や活動のできる機会を創出する必要があります。 	<p>② 子ども・若者*の健全育成に向けて、こども会活動をはじめとする子どもの主体的な活動を活性化するとともに、子どもや子育てに関わる活動を行う人や団体の自主的・主体的な取り組みの支援を行います。また、若者*が成年の意義を理解し、社会の一員として生きることができるよう啓発活動に取り組みます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● ひきこもり等の困難を抱える子ども・若者*とその家族の抱える複雑化・複合化した福祉課題に対し、包括的な対応が求められています。 ● 支援につながりにくい子ども・若者*の状況を把握し、支援ネットワークへつなげていくことが必要です。 	<p>③ 子ども・若者*が抱えている様々な事情について、専門団体や組織との連携を深め、相談しやすい体制を整えるとともに、わかりやすい情報発信を行います。また、支援につながりにくい子ども・若者*に対しては、アウトリーチ*を通じた支援を進めていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども・若者*が現状から一歩踏み出したり、自信や自立につながる場や機会が必要です。 	<p>④ 子ども・若者*の主体的な取り組みや主体性を育む取り組みを支援することで、子ども・若者*がチャレンジできる環境づくりを行います。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭環境の変化を踏まえ、子どもが安心して安全に過ごすことができるよう、社会全体で青少年*を育てるという意識を醸成するとともに、地域住民、市民活動団体、社会福祉法人や企業等の多様な主体と連携した居場所づくりを展開し、広く周知を図る必要があります。 ● 子ども・若者*の健全育成活動を支える様々な団体と協力し、連携を深めつつ、活動を継続していくために、新たな人材をどのように育成し確保していくのが課題です。 ● 青少年会館等において、学校・家庭などと連携しながら居場所として機能するよう、環境整備や周知に努める必要があります。 	<p>⑤ 青少年*や若者*の居場所づくりについて、地域や各種団体とも協力しながら、子ども・若者*の視点に立った多様な取り組みを進めます。</p>

施策
5

やおプロモーション[※]の推進

めざす暮らしの姿	前期基本計画期間の実績・現状
<p>1. 八尾のイメージのブランド化が進み、その魅力が市内外へ届くことにより市外には八尾に興味・関心を持ち、応援する人が増えており、八尾に移り住む人も増えています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>3 世界・魅力</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>6 みんなの力 持続可能</p> </div> </div>	<p>【プロモーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● スマートフォンの利用が多くの人に広がるとともに、SNS[※]がコミュニケーションツールとして社会に浸透し、様々な情報が発信、拡散されるようになり容易に入手しやすくなっています。 ● 世界が一つの「場」に集う大阪・関西万博で、ものづくり、歴史資産[※]、伝統文化、自然などのさまざまな地域資源[※]を披露し、八尾の魅力を世界に発信できるよう取り組んでいます。
<p>2. 誇りと愛着を持ちながら八尾に住み続ける人が増えています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>3 世界・魅力</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>4 暮らし・環境</p> </div> </div>	<p>【プロモーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民の万博への参画・参加・体験により、八尾は世界に誇れるコンテンツを有することを再認識しています。 ● やお観光創造アンバサダーを創設し、若者目線での魅力の再発見や発信を行っています。
<p>3. ものづくりをはじめ、歴史・文化等の八尾の様々な魅力に触れる観光客でまちがにぎわい、地域経済が活性化し、市民・地域・企業等の活動・活躍が活発になり地域が活気であふれています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>3 世界・魅力</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>6 みんなの力 持続可能</p> </div> </div>	<p>【まちの魅力・観光資源】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内には、自然豊かな高安山をはじめ、古墳や寺内町等の歴史資産[※]、河内音頭等の伝統文化、八尾の枝豆[※]や八尾若ごぼう[※]等の特産品等、地域資源[※]が数多く存在します。また魅力ある取り組みを実施している企業もあり観光資源となりうるポテンシャルを有しています。 ● 市内にある自然や歴史・文化等の地域資源[※]を活用した観光コンテンツを整備するとともに、市民・事業者等のさまざまな主体と連携しながら本市の魅力を国内外に広く情報発信することで、観光地としての魅力向上を図っています。

めざす暮らしの姿の実現に向けた課題	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ● 大阪・関西万博後も八尾に関心を持ち、関わりたいと考えられる人が増えるよう、万博への参画・参加によって得た経験や明らかになった課題をもとに、プロモーション展開の方策を整理・再検討する必要があります。 	<p>① 観光客の誘客や市外の企業が八尾への参入・参画を選択肢として選ぶ、市内外の人々が思う八尾の強み、弱み等の様々なデータ分析とともに、万博の効果を十分に活かした戦略的なプロモーション展開を進め、定住魅力の向上と移住・来訪意欲の向上を図ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 八尾に住みたい、住み続けたいまちとしての魅力を若い世代を含めた多くの市民が共有し、また市民自身でも発信できるよう、万博後の八尾のイメージを確立していく必要があります。 ● やお観光創造アンバサダーが発信する若者目線の魅力的なコンテンツを活かして、若い世代が八尾に愛着を持ち定住につながる仕掛けが必要です。 	
<ul style="list-style-type: none"> ● やおのものづくりをはじめとする魅力的な地域資源※を活用した来訪者を惹き付ける観光コンテンツ造成のため、中小企業とさらなる連携が必要です。 ● 市民や事業者等が八尾の魅力を再発見・再認識し、観光客を受け入れようとする機運をさらに醸成するとともに主体的に地域資源※を活かしたまちづくりに取り組んでもらえる仕組みづくりが必要です。 ● 新たな観光客の獲得や継続的な来訪を促すとともに、関西圏を訪れる国内外の観光客が八尾へと足を延ばしてもらうことが必要です。 	<p>② 地域資源※を活用した複数の観光コンテンツの連携や結びつけによる新たな八尾の魅力資源を創出するとともに、市民や事業者等が観光客をもてなす機運を高めます。</p> <p>③ 市内の多様な主体の連携を深めるとともに、近隣自治体をはじめ様々な自治体や(公財)大阪観光局※等との広域的な取り組みを通じた新たな観光資源の活用や発信力の強化により、インバウンド※等の観光客の増加及び地域経済の活性化につなげます。</p>

施策
6

歴史資産[※]などの保全・活用・発信

めざす暮らしの姿	前期基本計画期間の実績・現状
<p>1. 地域住民との協働等による歴史資産[※]等の保全・活用の取り組みが広がり、貴重な文化財が受け継がれています。</p> 	<p>【歴史資産[※]の保全・活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 八尾の歴史資産[※]を継承し、文化財を活かした地域のまちづくりを進めるため、学識経験者を中心に、市民、学校、公益財団法人やNPO[※]団体とともに、市域の歴史や文化財の調査を進めています。 ● 調査等を通して「新版 八尾市史」の編纂及び刊行を行うとともに、講演会等を開催し、その成果を市民と共有しています。
<p>2. 生涯学習や学校教育等の様々な機会を通じて、国史跡等の八尾の歴史資産[※]に触れることができ、市民が郷土に誇りを感じています。</p>  	<p>【歴史資産[※]の保全・活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内の国史跡等を守り、活用するため、史跡の清掃作業や見学会のサポートなどの保全活動等、市民ボランティアとの協働による取り組みを進めています。 ● 近畿地方有数の大型群集墳として歴史的価値の認められた国史跡高安千塚古墳群[※]は、令和3年(2021年)10月に郡川西塚古墳と服部川支群の一部について国史跡の追加指定を行うとともに、公有化を進めました。 ● 平成30年(2018年)に国史跡に指定された由義寺跡[※]は、本市の新たな魅力・郷土学習の場になるよう、史跡の活用に向けた整備基本計画を策定し、検討を進めています。
<p>3. 歴史資産[※]や文化財施設の情報を身近に得ることができ、観光と連携した取り組みが進むことにより来訪者が増え、八尾の歴史資産[※]等の魅力が市内外に広く知られています。</p> 	<p>【歴史資産[※]の発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 文化財の保存と活用に関する基本的な方針と推進するための措置等を盛り込んだ本市の文化財のマスタープランとなる八尾市文化財保存活用計画を策定し、文化庁の認定を受けました。 ● 市内の文化財の情報や各文化財施設でのイベントや展示内容について、ホームページや市政だよりを活用して速報性を持たせた情報発信を行っています。

めざす暮らしの姿の実現に向けた課題	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ● 文化財調査等のボランティアが高齢化し、担い手の継続的な育成が必要です。 ● 地域の文化財を知る機会を増やし、文化財への理解を高め、地域の歴史を愛護する意識の向上が必要です。 ● 地域の身近な歴史資産[*](地蔵・道標など)といった文化財の担い手が減少しており、地域の歴史資産[*]を保全・活用するため、地域社会との協働による取り組みが求められています。 	<p>① 地域に受け継がれてきた様々な歴史資産[*]等を次世代に継承するために、文化財への理解を深める情報発信を行うとともに、文化財に関わる人材の発掘やボランティアの継続的な育成を行い、地域住民やNPO[*]、ボランティアとの協働による文化財の保全・活用を進めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 公有化を進めた史跡について、本市の新たな魅力・郷土学習の場になるよう、速やかな活用が求められています。 	<p>② 歴史資産[*]を活かしたまちづくりの核として、生涯学習や地域での活用のほか市内外への魅力発信ができるように国史跡高安千塚古墳群[*]、由義寺跡[*]等の整備に引き続き取り組みます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史資産[*]に関する情報や魅力について、市内外へ継続的に発信するとともに、観光施策等とも連携した取り組みを進める必要があります。 	<p>③ 市民にとって新たな発見につながり、より多くの人々が八尾の歴史資産[*]等の魅力を知ることができるように歴史資産[*]や文化財施設の情報発信を進めるとともに、八尾の歴史を体験できる機会づくりを進めます。</p>

施策
7

みどり豊かな潤いのある暮らし

めざす暮らしの姿	前期基本計画期間の実績・現状
<p>1. 都市近郊の身近な里山[*]である高安山の自然が適切に保全されています。</p> 	<p>【高安山】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境保全への市民意識の高揚を図るとともに、保全活動を進めるため、高安山清掃ハイキング等を実施し、自然に親しむ活動や啓発を通じて、自然環境を適切に保全しています。 ● 市民・事業者・教育機関・行政のパートナーシップ[*]のもと、高安山の森林保全を実施するとともに、森林保全に取り組む新たな人材の育成や若い世代が自然と触れ合う機会の創出を図っています。
<p>2. 観光と連携した取り組みにより、高安山の自然や歴史資産[*]に親しむ市民や来訪者が増えています。</p> 	<p>【高安山】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高安山に点在する魅力的な資源を活用し、市民や来訪者が自然や歴史資産[*]に親しむことができるよう、ハイキング道の倒木を除去するなどの安全管理を行うとともに、休養施設の設置や路面改修を進めています。
<p>3. 景観形成と連携し、玉串川や長瀬川沿道等がみどりの豊かさや潤いを感じられる魅力的な空間として市民に広く知られ、親しまれています。</p>  	<p>【みどり空間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 玉串川と長瀬川沿いの桜並木が良好な景観で市民の財産として永続的に保つため、桜並木を調査し、老朽化した桜の撤去、補植等の保全活動を進めています。また、「さくら基金」への寄附を広く募り、市民・企業・行政が一体となって桜の再生・保全に取り組んでいます。
<p>4. 市民・企業・行政が連携し、みどりの保全、創出、育成に取り組み、潤いややすらぎのある暮らしができています。</p> 	<p>【みどり空間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● みどりの環境の保全と緑化の推進を図るため、建築物の建築または開発にあたっては市民や事業所等と緑化協議を実施し、緑化の取り組みが進むよう指導しています。 ● まちに花と緑を増やすため、町会等の団体や公園・公共施設等で自主的に緑化活動を行なう市民や団体等に対して花苗や肥料等を支給し、施設管理者と協力して緑化の取り組みを進めています。 ● 遊休農地の解消のため、貸借可能な農地を登録し、必要とする農家等に斡旋・貸し付けを行う農地バンク制度を実施しています。また、遊休農地の解消に取り組む活動団体への支援を実施しています。

めざす暮らしの姿の実現に向けた課題	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ● 里山*の自然再生や生物多様性の保全や手入れ不足の森林の解消に向けて、自然保全活動や森林保全に森林所有者をはじめとした担い手の確保がさらに必要です。 	<p>① 高安山の自然・里山*を将来にわたり保全していくために、森林状況の把握、森林所有者をはじめとした担い手の確保を行い、各種関係機関の連携等による啓発、教育をはじめ保全活動を進めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 都市近郊の貴重な自然や高安山に点在する魅力的な資源を市内外の人たちに伝えるため、さらなるPRが必要です。 	<p>② 多くの人が高安山の様々な魅力を実感できるように、各種関係機関と連携して、自然や歴史資源等を巡るハイキング道や散策ルートのネットワーク形成をはじめ、高安山を活用したまちづくりを進めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 快適で潤いのある環境の創造に向け、市民、地域と連携し、景観の向上にも配慮した緑化を進めていくことが必要です。 ● 玉串川や長瀬川沿道等の桜に特定外来生物であるクビアカツヤカミキリによる被害が増えているため対策が必要です。 	<p>③ 景観形成と連携して、玉串川や長瀬川等の水と緑のネットワーク形成を進めるとともに、桜並木の病虫害対策に取り組み、市民、地域に親しまれるような周知活動や参画促進に取り組みます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民に市内にある豊富なみどりの良さを実感していただくためには、みどりの保全、創出、育成を行う市民や企業等への支援が必要です。 	<p>④ 市民、企業との協働による愛護活動等のみどりの保全、創出、育成を進め、市民が身近なみどりの良さを実感できるまちづくりを進めます。</p>

施策
8

芸術文化の魅力を活かした豊かなまちづくり

めざす暮らしの姿	前期基本計画期間の実績・現状
<p>1. 市民の芸術文化活動が盛んに行われています。</p> 	<p>【芸術文化活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 芸術文化振興の拠点である文化会館を中心に、多くの市民が芸術文化活動を行っています。地域のアーティストや一般の市民・団体が作品展示等の企画を実現する「プリズム・アート&シアター・プロジェクト」を定期的で開催し、創作・発表の場を確保するとともに、市民が活動に加わるきっかけづくりを進めました。 ● 文化会館の主催及び共催公演として、市内で活動する団体や公募市民等を出演者として起用し、市民に発表の機会を提供しています。
<p>2. 身近に芸術文化に触れることができる機会があります。</p> 	<p>【芸術文化活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 様々な事情で芸術文化に触れる機会を持ちにくい人に対し、市立病院や社会福祉施設、母子ホーム等、市内各所でワークショップやコンサート等を通じ、アートを楽しむ機会を創出しました。 ● 文化会館において、優れた芸術作品の鑑賞機会を拡充し、市民が身近に芸術文化に触れることができる機会を創出しました。 ● 芸術文化が持つ様々な価値・効用を市民に身近に届けることを目的に、本格的な芸術文化公演の鑑賞前に、公演内容の解説や魅力を伝えるトークライブ、演劇公演の台本を使った朗読会などを開催しました。
<p>3. 街中に芸術文化があふれていて八尾の魅力を感ずることができます。</p> 	<p>【芸術文化活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内の公園や駅前広場等多くの人が行き来する6つの会場で、週変わりでアーティストや一般市民・団体の皆さんが参加するイベント「まちかどライブクリエイション」を開催しました。 ● 市内にある6校の高校生の活動発表の場として、「高校合同文化祭」を開催し、文化会館をはじめ市内の様々な場所で展示やパフォーマンスを行っています。 ● 河内音頭の定期公演や全国へ音頭取り及び踊り手の派遣を行い、本市の伝統文化である河内音頭の普及、発信に取り組んでいます。
<p>4. 芸術文化の力で子どもたちの笑顔が輝いています。</p> 	<p>【芸術文化活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 芸術文化を通じて、豊かな感性と想像力、自己実現をする力を育むことを目的に、市内の児童生徒を対象に「子ども河内音頭講座」の実施や、演出家・俳優とのお芝居作りのワークショップを実施する等、実際に芸術に触れ、体験する機会を子どもたちに提供しています。 ● “吹奏楽のまち 八尾”として、市内の中学校・高校・社会人団体が一同に会し、演奏を繰り広げる市内最大の吹奏楽イベント「八尾市吹奏楽フェスティバル」を開催し、吹奏楽の普及・振興を進めました。

めざす暮らしの姿の実現に向けた課題	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ● コロナ禍の影響により、文化会館の稼働率が低下し、とりわけ大ホールの利用率が以前の水準に戻っておらず、利用促進に向けた取り組みが必要です。 	<p>① 市民の創作・発表活動の活性化に向けて、創作・発表の場の確保、活動に加わるきっかけづくり、活動・交流の幅の拡大を図ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 芸術文化活動のすそ野を広げるため、文化会館以外の活動場所の確保とともに、芸術活動を行う市民を含め、アーティストと活動場所等をつなげるアートコーディネーターの養成が必要です。 	<p>② 文化会館をはじめ、商業施設や古民家、寺社等、市内の様々な場所で芸術文化に触れることができる機会を設けます。また、人、場所、活動をつなげるコーディネーターの養成に取り組みます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 市内に芸術文化が広がり、多くの市民が八尾の芸術文化のパワーを体感できるよう、「まちかどライブクリエイション」を継続実施しながら、市内において芸術文化を身近に感じられる機運をいかに高められるかが課題です。 ● 「高校合同文化祭」等、市内の様々な場所で子どもたちが芸術文化に触れ、発表する機会を創出するとともに、継続するための体制整備が課題です。 	<p>③ 芸術文化により人・場所・活動がつながっていく芸術文化活動の有機的なネットワーク(やおうえるかむ commons)の形成に向け、多様な主体(行政、観光協会、NPO[*]、地域団体、民間企業など)が協働して取り組みます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 少子化の影響で、学校でのクラブ活動にも影響が出ていることから、子どもたちが日頃から芸術文化に触れる機会を創出するとともに、活動の成果を発表する機会や場所を創出する必要があります。 	<p>④ 幅広いジャンル、世代、地域を対象とした事業展開を基本としつつ、特に、次代を担う子どもを対象とした取り組みを進めることで、芸術文化が与える感動により子どもたちの生きる力と心の豊かさを育みます。</p>

施策
9

地域経済を支える産業の振興

めざす暮らしの姿	前期基本計画期間の実績・現状
<p>1. 地域内のつながりによる新たな取り組みへのチャレンジ意欲とその取り組みを応援する機運醸成により、イノベーションエコシステム*が構築され、八尾の好循環につながっています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>3 世界・魅力</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>5 つながり 自分らしさ</p> </div> </div>	<p>[商業・ものづくり]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新製品開発や新事業展開にチャレンジする事業者に対して、意欲ある事業者経営・技術支援補助金を交付し支援を行っています。 ● 産業振興に関する連携協定書に基づく「みせるばやお」での活動実績が評価され、注目されることで新たな参画者が生まれるとともに、企業間のコラボレーション事業や広域連携事業等の活動が年々活性化し、様々なイノベーション*が創出されています。 ● 市民や商工業者等の参画のもと、施策の検討や提言の場として八尾市産業振興会議を開催しています。
<p>2. 操業環境等の整備と企業集積の維持が図られ、活発な産業活動により、職住近在のまちづくりが進んでいます。</p> <div style="text-align: center;">  <p>3 世界・魅力</p> </div>	<p>[商業・ものづくり]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 八尾市ものづくり集積促進奨励金制度により新たに生産活動等を行うため工場等を立地する製造業者を支援するとともに、土地情報マッチングサービスの利用促進を図っています。 ● 国家戦略特区を活用した工場の緑地面積率等の規制緩和といった施策により、企業誘致の促進を図っています。 ● 国有地の活用について、国や大阪府等と有効活用に向けた協議を継続しています。
<p>3. 先輩企業家が次世代の企業家の成長を支えることで人が集まり、にぎわいが持続するまちとなっています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>3 世界・魅力</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>5 つながり 自分らしさ</p> </div> </div>	<p>[商業・ものづくり]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 創業希望者や創業して間もない人を支援するためのサポート事業を実施しており、本市の支援を受けた創業者数は府内2位となるなど、毎年増加傾向にあります。 ● 先輩企業家と創業希望者等の交流会を開催し、創業の機運醸成を図っています。 ● 本市の事業者が挙げる経営課題の上位は人材育成、人材確保などの人材に関するものとなっています。
<p>4. 個性豊かな商店やオープンファクトリー*が増え、地域内外から八尾の応援者や、関係人口*の増加とともに、八尾の産業が全国から注目されています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>3 世界・魅力</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>5 つながり 自分らしさ</p> </div> </div>	<p>[商業・ものづくり]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商店街を構成する個店数は減少傾向にある一方で、外部出店者等と連携し活性化に取り組む商店街もあり、「まちのコイン」を活用し、その活動に対する支援をはじめ、商店の魅力を発信するサポートを行っています。 ● 「OPEN FACTORY CITY YAO」を旗印に、2025年大阪・関西万博の開催後も見据えた、市内各所における工場見学やワークショップの取り組みを通じて、従業員のモチベーションの向上をはじめ、本市のものづくり産業のブランディングにつなげています。
<p>5. 特産物の認知度が上がり、農業者、市民が誇りをもって、生産し賞味され、都市における農地の多様な機能が市民に理解されるとともに、効率的な農作業の確保と合わせて八尾のブランド力が市内外に定着しています。</p> <div style="text-align: center;">  <p>3 世界・魅力</p> </div>	<p>[農業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農業と市民のふれあい促進のため、大阪府や関係団体等と連携した農業の啓発活動を行っています。 ● 新規就農者や農業後継者等への支援を実施しています。

めざす暮らしの姿の実現に向けた課題	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ● 八尾市の企業や起業家がつながり、新たな取り組みへのチャレンジすることを支援として、「みせるばやお」に参画し、活用する企業を増やす必要があります。 ● 企業間の共創を生む機会をつくっていくためには、「みせるばやお」の活動が持続可能なものとなるよう支援していく必要があります。 ● 八尾市の企業が起業家やクリエイター、大学などつながりながら、独自のブランド化を図るなど、他社に対する競争力を高める必要があります。 	<p>① 新たな分野や異業種をはじめ、素材・加工技術等を活かした様々なイノベーション[*]につながる取り組みの支援をするとともに、チャレンジを誘発する事業を創出するための環境の整備・システム化を進めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 市内企業の流出防止及び市外からの新たな流入を促進するため、今後も企業訪問や本市広報を積極的に活用し、施策の認知度向上と活用を促進する必要があります。 ● 市内の遊休工場用地の情報を把握するための手法を検討する必要があります。 	<p>② ネットワーク先を開拓し、企業誘致支援策等による操業環境の向上と産業集積の維持発展を図ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市の先輩企業家、創業希望者、従業員間等の業種の枠組みを超えた交流により、人材育成や人材の確保、創業の機運醸成を図り、地域経済を活性化する必要があります。 	<p>③ 地域の企業家や商業団体との連携をさらに進めるとともに、社会課題の解決に向けて挑戦しようとする取り組みに対して、まち全体で応援するしくみを構築し、創業やイノベーション[*]の創出につながる好循環を生み出します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● まちのにぎわいや活気を保つため、商業団体等や商店、ものづくり企業が地域内外の人を集めるための取り組みを支援していく必要があります。 	<p>④ 業種や地域を超えた様々な分野の人材のつながりによる共創が生まれる土壌づくりを積極的に行うことで、八尾の産業を支える人材の育成や個性豊かな商店の創出をはじめ、垣根を超えたコラボレーションを増やし、まちの活性化につなげます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 農業従事者の高齢化・減少、農地転用等による耕地面積の減少とともに、後継者の確保が課題となっています。 ● 農業用かんがい施設等の老朽化対策が必要となる中、農地保全に向けた対応が求められています。 	<p>⑤ 安全安心で新鮮な農産物を消費者に提供できるよう、特産物の魅力発信や生産者と消費者との交流、安定的な農産物供給を担う生産者団体等への支援、生産基盤整備を含め農地保全に向けた取り組みを、計画的に進めます。</p>

施策
10

就労支援と雇用機会の創出

めざす暮らしの姿	前期基本計画期間の実績・現状
<p>1. 働く意欲・希望のあるすべての市民が多様な働き方で就労を実現しています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>2 もしも・備え</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>5 つながり 自分らしさ</p> </div> </div>	<p>[就労支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 働きたい気持ちがあっても、様々な課題により就労の実現が困難な方がいます。令和4年(2022年)3月に「第3次八尾市地域就労支援基本計画」を策定し、就労支援体制を強化して、一人ひとりの悩みに応じたきめ細かな就労支援を実施しています。 ● 国(ハローワーク)等の関係機関と連携し、就職面接会等の開催、求人情報検索サイト「八尾市おしごとナビ」の運営や家庭と両立しやすい求人の開拓など、求職者が仕事を探しやすい環境づくりを進めるとともに、市内事業所の人材確保の取り組みを進めています。
<p>2. ダイバーシティ経営[*]と働き方改革の推進により、企業における人材確保や定着が進み、すべての市民がワーク・ライフ・バランス[*]のとれた充実した生活を送っています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>3 世界・魅力</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>4 暮らし・環境</p> </div> </div>	<p>[人材の確保・定着]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ダイバーシティ経営[*]への認識を深める企業も増えています。企業向けの研修会の開催や様々な広報媒体等を通じた情報提供に努めています。 ● 勤労者が安心して働き、安定した暮らしを送るために中小企業勤労者福祉サービスセンターを通じて、市内中小企業へ福利厚生事業の導入支援を進めています。 ● 多様な働き方を望む市民が増えてきています。就職面接会の開催や求人情報検索サイト「八尾市おしごとナビ」での企業との求人条件の調整により、多様な働き方での就労、ダイバーシティ経営[*]の推進や働き方改革の取り組みを進めています。

めざす暮らしの姿の実現に向けた課題	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ● 就労困難者等が抱える課題に応じたきめ細かな支援と情報発信を継続することが必要です。 ● 未就労者、不安定就労者、若者等が安定的な雇用へ結びつくよう、自立支援及び就労支援を充実させる必要があります。 	<p>① 働く意欲・希望のあるすべての市民に対し、自立支援及び個別的、包括的、継続的な就労支援を行います。また、就労困難者等に対しては、引き続き、一人ひとりが抱える課題に応じた支援を行います。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 八尾の成長力を確保していくためにも、企業に対して多様な人材が活躍できるダイバーシティ経営[*]の更なる周知や働きかけが必要です。 ● 働き方改革の推進をはじめ、企業において誰もが働きやすい職場環境をつくる必要があります。 ● 市内中小企業における勤労者の就労環境のさらなる充実が必要です。 ● 誰もが安心して働くために、公正採用やハラスメント[*]防止等、企業における人権啓発が必要です。 	<p>② 市内企業の人材確保や人材定着に向けた支援を行います。</p> <p>③ 誰もが働きやすい職場を増やしていくため、企業におけるダイバーシティ経営[*]の推進と働き方改革の推進に関する支援を行います。</p>

めざす暮らしの姿	前期基本計画期間の実績・現状
<p>1. 市民が最新の消費生活問題に関する情報を得ることにより、身につけた知識を活用して消費者トラブル[*]を未然に回避することができています。トラブルに直面した場合も、市民が主体的に問題を解決できるようになっています。</p> <div data-bbox="177 734 304 864" style="text-align: center;">  </div>	<p>【消費者教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民が消費者トラブル[*]を未然に回避し、また主体的にトラブルを解決することができる知識を身につけられるよう、出前講座、特殊詐欺[*]や悪質商法[*]等の消費者トラブル[*]に関する消費者教育講座、市政だよりへの消費者トラブル[*]事例記事の掲載等の消費者啓発を行っています。
<p>2. 消費生活相談員の相談対応力が向上することにより、様々な消費者トラブル[*]や悪質商法[*]に対して、市民が適切な助言・支援を受けています。</p> <div data-bbox="177 1111 304 1240" style="text-align: center;">  </div>	<p>【消費生活相談体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消費生活相談を適正かつ迅速に解決するために必要な専門知識及び相談対応の技法の取得・向上をめざし、消費生活相談員の国民生活センター等が実施する研修への参加の推進を図っています。
<p>3. 消費者教育がさらに推進され、持続可能な社会の実現に向けて、当事者としての自覚と思いやりを兼ね備えた市民が、自立して行動しています。</p> <div data-bbox="177 1487 304 1617" style="text-align: center;">  </div> <div data-bbox="320 1487 448 1617" style="text-align: center;">  </div>	<p>【消費者教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民が持続可能な社会の担い手になるよう、消費者団体と協働して、食品ロス削減や地産地消等のエシカル消費[*]に関する消費者教育講座を行っています。

めざす暮らしの姿の実現に向けた課題	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ● 消費者トラブル*や悪質商法*に巻き込まれないよう、市民がさらに消費者としての経験・知識、判断力を備えることが課題です。 ● 市民に提供する消費生活に関する研修や啓発の内容については、情報通信技術の発展や社会情勢の変化などに対応したものであることが必要です。 	<p>① 市民が消費者トラブル*を未然に回避できる、またトラブルに直面した場合には主体的に問題を解決することのできる知識を身につけるよう、常に最新の消費生活問題に対応した研修・啓発活動を行います。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 情報通信技術の発展や社会情勢の変化に対応して、消費生活相談を的確に行えるよう、消費生活相談員等の相談対応力をさらに高めていくことが必要です。 	<p>② 最新の消費生活問題に対応して適切な消費生活相談が行えるよう、消費生活相談員等のスキルのさらなる向上を図ります。また、消費者団体等との情報共有等の連携の強化を図ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が消費生活や社会環境の変化に柔軟に対応するとともに、自らが当事者であることを自覚した上で行動できるよう、引き続き、エシカル消費*に関する消費者教育を行うことが必要です。 	<p>③ 市民が持続可能な社会の担い手となるよう、消費者団体等との連携による消費者教育・啓発活動をさらに推し進め、家庭における消費者教育の促進など、幼児期から高齢期の生涯にわたるライフステージに応じた消費者教育の確立をめざします。</p>

施策
12

住みたい・住み続けたい良質な住まいづくり

めざす暮らしの姿	前期基本計画期間の実績・現状
<p>1. 良質な住まいづくりにより、若者や新婚子育て世帯等の定住が進み、活気があふれるまちになっています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>4 暮らし・環境</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>5 つながり 自分らしさ</p> </div> </div>	<p>[空家対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 空家の利活用セミナーや相談会等を開催するとともに、管理不良状態の空家に対して、法令に基づく是正指導等、解消のための取り組みを行うことで、管理不良状態の空家の比率は減少しています。 ● 管理不良状態の空家の減少及び発生の抑制を図るとともに若者や新婚、子育て世帯の市外からの移住・定住を促すことを目的として、補助制度を創設しました。 ● 若者や新婚、子育て世帯の移住・定住を促進し、地域コミュニティの活性化を図るとともに、管理不良状態の空家の発生を抑制し、良好な住環境を確保することを目的として、空家バンク制度による市内の空家の有効利用を図っています。 ● 空家の増加に伴い、その管理、利活用、売却及び除却等、所有者の抱える課題が多様化しています。
<p>2. 耐震性向上など住環境に配慮された住宅が普及することにより、良質な住まいづくりが進んでいます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>2 もしも・備え</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>4 暮らし・環境</p> </div> </div>	<p>[住宅の耐震化、良質な住宅の供給]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地震による市内の人的及び物的な被害の軽減を図ることを目的に、旧耐震基準の木造住宅の耐震診断、設計、改修に関して補助制度を実施しています。 ● 耐震セミナー、展示会及び個別相談会の開催やダイレクトメールの送付など耐震化に関する啓発を実施し、旧耐震基準の木造住宅の耐震性の向上に繋がりました。 ● 耐震診断から耐震設計、改修へとつなげることができるよう、耐震アドバイザー派遣事業を実施しています。
<p>3. 住宅確保要配慮者[*]が住まいを確保できています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>2 もしも・備え</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>4 暮らし・環境</p> </div> </div>	<p>[住宅確保要配慮者[*]]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 民間賃貸住宅の住まい探しに困窮する方々が円滑に入居できるよう、高齢者や障がい者等を対象として、不動産事業者と協働で希望の民間賃貸住宅を紹介する「住まい探し相談会」を実施しています。 ● 住宅確保要配慮者[*]の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者[*]に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する居住支援法人の増加に努めています。 ● 住宅確保要配慮者[*]の入居を拒まない住宅の情報を提供するセーフティネット住宅制度の登録業務を実施し、必要とする住まいを確保できるよう取り組んでいます。
<p>4. 市営住宅の適切な維持管理・機能更新や、入居者、地域団体、関係機関等との連携により、入居者が安全・安心に生活しています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>2 もしも・備え</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>4 暮らし・環境</p> </div> </div>	<p>[市営住宅]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 八尾市営住宅機能更新事業計画に基づき、耐震補強工事や長寿命化型改善を実施し、住宅の維持管理及び機能更新を行っています。 ● 入居者の高齢化が進行し、コミュニティ活動が難しくなっています。

めざす暮らしの姿の実現に向けた課題	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ● 空家所有者の抱える課題の解消に向け、様々な取り組みが必要です。特に、流通や活用につなげる様々な制度の利用状況は低く、補助制度及び空家バンク制度の創設や見直しに加えて、事業者等との連携による幅広い取り組みの検討・実施が必要です。 ● 管理不良状態の空家の早期解消並びに居住者及び近隣住民等の安全のため、利活用等が困難な空家や旧耐震基準の住宅等に対する除却制度の拡大を含めた見直しが必要です。特に、著しい管理不良状態の空家に対して、必要に応じ、適時、措置できるよう行政代執行を含めた対応について研究を進めます。 ● 住環境の質の向上を図り、地域コミュニティの活性化につなげるため、リフォーム・リノベーションに関する積極的な情報発信や支援制度の検討・実施が必要です。 	<p>① 増加する空家が適切に管理され、流通や活用につなげ、若者や新婚子育て世帯等の移住・定住を促進し、地域コミュニティの活性化を図るため、事業者等と連携した多様なしくみづくりに取り組むことで、良質な住まいづくりを進めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 民間住宅の耐震化は進んでいるものの、旧耐震基準の住宅は多く、引き続き耐震化の必要性について周知啓発を継続していく必要があります。 ● さらなる耐震性の向上のため、国の動向も踏まえ、支援制度の拡大に向けた研究等を進め、効果的かつ効率的な施策展開を図る必要があります。 ● 安全安心で良質な住まいづくりにつなげるため、市民が耐震化はもとよりリフォーム・リノベーションに関する知識を深め、自らが魅力ある住まいについて考え、行動できるよう意識を高める機会づくりが必要です。 	<p>② 住環境に配慮した住宅が供給されるよう、住情報の発信・啓発を行うとともに、さらなる耐震化を進めていくため、関係団体と連携し啓発・支援に努めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 民間賃貸住宅への入居希望者に対して入居が拒まれる場合があるため、誰もが安心して入居できるような環境づくりが必要です。 ● 住宅確保要配慮者[*]の民間賃貸住宅等への円滑な入居のさらなる促進を図るため、居住支援法人や不動産事業者等と連携し、支援体制を整備する必要があります。 ● セーフティネット住宅の登録は進んでいるが、住宅確保要配慮者[*]向け専用住宅は少なく、登録されている住宅についても、老朽化が危惧されることから、専用住宅も含めた登録件数の増加に向け、大阪府とともに制度の周知啓発が必要です。 	<p>③ 住宅確保要配慮者[*]に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者[*]が、必要とする住まいを確保できるように、実態を把握した上で、対策のための計画の策定及び居住支援の取り組みを進めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 老朽化が進んだ市営住宅が多くなっており、機能更新が必要です。 ● 入居者が安全・安心して生活できる環境づくりが必要です。 ● 持続可能な市営住宅の管理・運営のため、人口減少に伴う、必要戸数等の見極めや、民間賃貸住宅の活用など、多様な供給手法について検討が必要です。 	<p>④ 市営住宅の入居者が安全・安心に生活できるように、入居者、地域団体、関係機関等と連携しコミュニティを醸成するとともに、適切な維持管理や市営住宅機能更新事業計画を進めます。</p>

めざす暮らしの姿	前期基本計画期間の実績・現状
<p>1. 一人ひとりの目的や状況に応じ、様々な移動手段を選択でき、誰もが円滑に移動できるまちになっています。</p> 	<p>【公共交通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道駅から800m、バス停留所から300m以遠を交通不便地とし、本市内に7か所ある交通不便地において、地域と協働し、新たな公共交通手段として乗合タクシーの運行を開始しました。 ● コロナ禍の影響により外出機会の減少した市民のお出かけを促進するため、期間限定で、路線バス及び乗合タクシーの運賃を100円とする「八尾市・藤井寺市お出かけ応援事業」を実施し、路線バス等の利用促進を行いました。 ● 鉄道の整備促進に向けて、鉄道事業者へ働きかけを行い、2023年（令和5年）におおさか東線JR久宝寺から大阪駅まで開通する等、交通の利便性が向上しています。
<p>2. 適正な自転車利用と道路環境の充実により、快適に自転車で移動することができるまちになっています。</p> 	<p>【自転車利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 放置自転車の台数はコロナ過以降の増加傾向を除いては、全体的には、減少傾向にあり、快適に自転車で移動することが出来るようになってきている。 ● 自転車活用推進計画に基づき、矢羽根等の路面標示を行うなど、自転車通行空間の整備を進めています。
<p>3. 交通ルールの遵守やマナーの向上等により、交通事故が減っています。</p> 	<p>【交通安全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交通事故件数は減少しています。 ● 交通安全イベント等、警察や地域及び関係団体等と連携して交通事故防止に向けた啓発活動に取り組むとともに、子どもから高齢者に至るまで、各々の年代層に応じた交通安全教育を実施しています。

めざす暮らしの姿の実現に向けた課題	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ● 乗合タクシーについては、利用状況等を踏まえながら運行計画を見直し、市民の利便性向上を図ることが必要です。 ● バス路線の廃止や減便により、交通不便地が増加する可能性があることが課題です。 ● 公共交通ネットワークに大きく影響する都市計画道路の整備が進んでいないことが課題です。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 新たな公共交通手段である乗合タクシーを含め、地域との連携による公共交通の維持存続のための利用促進に取り組みます。また、都市計画道路や駅前広場の整備に合わせて、渋滞の緩和や交通結節点*機能等を高めるなど、移動のための多様な手段と機能の拡充に向けた取り組みを進めます。 ② 今後の交通社会情勢の動向を注視しながら、公共交通の利便性を高めるため、これまでの公共交通を補完する新たなシステムの構築や研究を行います。また、より良い自転車利用環境の整備を促進します。
<ul style="list-style-type: none"> ● 放置自転車の撤去台数は、減少傾向にありますが、依然、指導や撤去対象となる自転車があることから、放置自転車対策を充実することが課題です。 	<ol style="list-style-type: none"> ③ 駅周辺の放置自転車対策として、指導・撤去を行う時間帯の定期的な見直し、撤去告示を路面に表示する等の新たな取り組み、啓発、指導・撤去を行っていない時間帯の啓発の取り組みなど、移動保管活動や啓発活動をさらに充実します。
<ul style="list-style-type: none"> ● 交通事故件数のうち、自転車及び高齢者による交差点での飛び出しや乱横断の占める割合が高く、効果的な防止対策が必要です。 ● 自転車のいわゆる「ながら運転」の防止対策が必要です。 ● 高齢者が自主的に運転免許証を返納しやすい環境づくりが必要です。 	<ol style="list-style-type: none"> ④ 交通事故に占める割合が高い高齢者や自転車利用者の安全を守るため、関係機関と連携し、高齢者の身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響や、運転免許証自主返納制度についての啓発活動とともに、自転車の正しい乗り方などの交通安全教育をさらに充実します。

施策
14

魅力ある都市づくりの推進

めざす暮らしの姿	前期基本計画期間の実績・現状
<p>1. 主要駅周辺がにぎわい、それらが交通ネットワークでつながり、人や企業が活気にあふれるまちになっています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>3 世界・魅力</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>4 暮らし・環境</p> </div> </div>	<p>【都市整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 八尾南駅周辺については、八尾、大阪両市にまたがる八尾空港西側跡地(国有地)の計画的な市街地形成のため国・大阪市・大阪府等の関係機関と協議を行い、マーケット・サウンディング調査等を踏まえ、都市計画手法等の活用を想定したまちづくりを進めています。 ● 河内山本駅周辺については、河内山本駅踏切歩道部の拡幅・改良工事を行うとともに、踏切から五月橋交差点までの区間において大阪府と連携し道路整備を行っています。また、駅前広場の整備や鉄道高架化等について大阪府、近畿日本鉄道(株)等と協議を進めています。
<p>2. 計画的な道路整備や土地利用により交通渋滞が緩和され、防災力が向上するとともに、産業集積の維持発展と暮らしやすさが共存したまちとなっています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>2 もしも・備え</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>3 世界・魅力</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>4 暮らし・環境</p> </div> </div>	<p>【都市計画道路と土地利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画道路JR八尾駅前線及び久宝寺線等については、用地取得等を行い、道路整備を進めています。また、広域的な幹線道路となる八尾富田林線及び大阪柏原線については、大阪府や沿線市と連携し事業促進を図っています。 ● 服部川・郡川地区において、都市計画手法を用いたまちづくりを実施することにより、都市基盤施設の整った市街地を形成することができ、防災力が向上するとともににぎわいの創出や産業の発展に寄与しました。 ● 産業集積や住環境との調和の取れた土地利用を図るため土地利用現況調査等を進めています。
<p>3. 魅力ある都市景観が形成され、多くの人に選ばれるまちとなっています。</p> <div style="text-align: center;">  <p>3 世界・魅力</p> </div>	<p>【景観形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 八尾らしい都市景観を守り、育てていくため、久宝寺寺内町重点地区の指定及び景観整備を進め、また市民公募による八尾さらり景観資源登録を行うことにより、市民・事業者・行政の協働による景観まちづくりの取り組みを進めることができました。その上で、八尾らしい景観に関してさらなる理解を得る必要があります。

めざす暮らしの姿の実現に向けた課題	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ● 主要駅周辺の特色を活かしたにぎわいを創出するために市民や事業者等の多様な主体と行政が連携し、まちづくりを進めていくことが必要です。 ● 八尾空港西側跡地については、地域の活力と元気を引き出す「複合機能都市拠点」を実現するため国による早期売却が求められています。 ● 河内山本駅周辺の慢性的な渋滞の解消、安全性・利便性の向上及び賑わいの創出を図ることができる施設の整備を着実に進めることが必要です。 	<p>① 主要駅周辺の特色を活かしたまちづくり機能の充実のために、駅周辺の整備を進めるとともに、長期的な視点にたった都市計画手法等の活用により各エリアのにぎわいの創出に向けた検討を進めます。河内山本駅周辺整備については、引き続き関係機関と連携した取り組みを進めます。また、八尾空港西側跡地については引き続き関係機関と連携を図り、市の南部エリアの活性化に資するまちづくりを進めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 道路ネットワークの構築による交通渋滞の緩和や、災害発生時における避難路、緊急交通路及び延焼を防ぐ防火帯としての都市防災機能が図られる都市計画道路等の整備が求められています。 ● 低未利用地等の活用を誘導し、にぎわいの創出や産業集積が維持できる環境と住環境との調和が必要です。 	<p>② 引き続き計画的・効果的に都市計画道路の整備を進めます。また、広域的な道路ネットワークを構築する大阪柏原線等については、国や大阪府、沿線市等と連携しながら整備を促進します。</p> <p>③ 用途地域*変更や地区計画*の決定といった都市計画手法等を活用した適切な規制や誘導を行うことで、計画的な土地の有効活用を進め、にぎわいの創出を図ります。また、低未利用地等の現状を把握し、地域の課題や市民ニーズを踏まえた適切な土地利用を図るほか、産業の維持発展や操業環境を向上させ、職住近在のまちづくりを推進します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 多くの人々が住み続けたい・訪れたいまちとなるため、八尾市の特色を活かした景観の形成を進めていくにあたり、市民の意識醸成を図り、これまでの取り組みと併せた施策の展開と魅力発信の取り組みを進める必要があります。 	<p>④ 八尾らしい特性を有した景観資源の保全及び活用を行い、良好な都市景観形成を進め、地域等の意識醸成を図り、八尾の景観魅力を創出し、発信するための取り組みを進めます。</p>

めざす暮らしの姿	前期基本計画期間の実績・現状
<p>1. 道路、橋梁、河川、公園、下水道等の都市基盤施設が適切に維持管理されることにより、これらの施設が健全に保たれ、市民が安全に安心して暮らせるまちとなっています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>2 もしも・備え</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>4 暮らし・環境</p> </div> </div>	<p>[都市基盤施設の維持管理]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 八尾市都市基盤施設維持管理基本方針に基づき、施設毎の特性や課題に応じた個別施設計画を策定し、計画的な維持管理の取り組みを進めるとともに、パトロールや市民からの要望・通報等を受けて適切に維持補修を行っています。
<p>2. 交通安全対策や道路改良により、すべての市民が生活道路を安全・快適に通行できています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>2 もしも・備え</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>4 暮らし・環境</p> </div> </div>	<p>[生活道路の交通安全対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内には狭い生活道路が多く、幹線道路の渋滞を避ける車両も多く走行していることから、歩行者や自転車の交通事故の防止や交通の円滑化を図るため、自転車通行空間の整備や八尾市通学路等交通安全プログラムに基づく安全対策を進めています。
<p>3. 河川、下水道、流域対策等による総合的な治水対策により、水害や土砂災害の防止・軽減を図ることができています。</p> <div style="text-align: center;">  <p>2 もしも・備え</p> </div>	<p>[水害・土砂災害対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 寝屋川流域水害対策計画に基づき、水害の防止・軽減を図るため、校庭貯留やため池の治水活用、公共下水道の整備のほか、民間開発等による雨水流出抑制施設の設置を進めています。 ● 東部山麓の河川整備計画を策定し、計画的な治水対策や河川施設の老朽化対策を進めています。
<p>4. 地域住民に親しまれ、愛される公園が整備され、多くの人が活発に利用しています。</p> <div style="text-align: center;">  <p>4 暮らし・環境</p> </div>	<p>[公園]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公園整備の際には、地域の意見を取り入れることにより、未永く愛される公園となるよう、市民とともに進めています。 ● 長寿命化計画に基づき遊具等の整備を進めることにより、公園の安全性及び機能の向上を図っています。
<p>5. 景観に配慮した整備により、多くの人が魅力を感じ快適に暮らせるまちとなっています。</p> <div style="text-align: center;">  <p>4 暮らし・環境</p> </div>	<p>[景観整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設は長期にわたり使用されることから、地域と調和するよう地域の意見を聞きながら整備しており、玉串川護岸整備事業については八尾市景観計画に基づき、貴重な水辺空間として地域と調整を行い景観に配慮しながら、事業主体である大阪府と連携をしつつ、護岸改修を進めています。

めざす暮らしの姿の実現に向けた課題	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ● 都市基盤施設は耐用年数を過ぎると、老朽化による重大な事故の発生リスクが高まるとともに、大規模な修繕・更新が一時的に集中してしまう恐れがあります。そのため、計画的な維持管理手法を導入し、持続可能な維持管理の取り組みを進めていくことが重要です。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 市民の日常の暮らしを支えるため、計画的な都市基盤施設の整備と市民との協働も含めた維持管理を進めます。 ② 公共下水道事業は、地方公営企業として、「八尾市下水道事業経営戦略」に沿った事業経営のもと、持続可能な下水道サービスを将来にわたって安定的に供給するため、下水道施設の適正管理に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の実情を踏まえた生活道路や通学路の安全対策、交差点の安全対策を進めていくことが必要です。 	<ol style="list-style-type: none"> ③ 安全で快適に通行できる道路環境向上のため、国や大阪府、警察等、関係機関と連携して対策を進めます。
<ul style="list-style-type: none"> ● 流域貯留浸透事業については、新たな事業実施箇所を検討し、継続的な治水事業を進めていくことが必要です。 ● 東部山麓河川については、雨水排水能力が不足している箇所や、河川施設が老朽化している箇所があるため、現場条件や課題に応じた整備手法を決定し、計画的、継続的に事業を進めることが重要です。 	<ol style="list-style-type: none"> ④ 洪水や浸水被害、土砂災害等を防ぐために、国や大阪府、流域関係市等と連携し寝屋川流域における総合的な治水対策の取り組みを進めます。
<ul style="list-style-type: none"> ● 限られた面積の中で公園を安全に利用いただくため、地域の意見を集約し、愛される公園となるよう遊具等を適正に配置することが重要です。 	<ol style="list-style-type: none"> ⑤ 地域の意見を取り入れ、市民のニーズに対応した遊具等を適正に配置し、魅力の向上と利用促進を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ● 玉串川は八尾市景観計画に基づく水と緑のうらおい景観の整備を行う必要があるため、地域との調整を行いながら事業主体である大阪府と連携し、護岸改修を進めていくことが重要です。 	<ol style="list-style-type: none"> ⑥ 魅力ある快適なまちになるように、玉串川や長瀬川の沿道等、景観に配慮した整備を進めます。

めざす暮らしの姿	前期基本計画期間の実績・現状
<p>1. 防災や減災*につながる様々な取り組みが広がり、八尾の防災力が向上し、災害に強いまちになっています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>2 もしも・備え</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>5 つながり 自分らしさ</p>  </div> </div>	<p>【防災】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 八尾市地域防災計画と各班マニュアルを改訂し、災害対策本部組織の強化等を図るとともに、本計画に付随する避難所運営基本マニュアルや八尾市災害時職員初動マニュアル等を随時更新し、実効性の伴う市職員の災害対応力の向上を図りました。 <hr/> <p>【防災】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地区防災計画について、全28小学校区での計画策定を目標に、まずは、本市における被災リスクの大きい土砂災害、河川洪水の影響を受ける地区から優先的に計画策定を進めました。 <hr/> <p>【防災】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多様な市民が日頃から地域コミュニティにおいてつながることで、地域における防災力が高まるように、各種イベント等における啓発活動や地域等の自主的な防災活動への支援を行いました。
<p>2. 大阪府警・地域・事業所・学校等と連携し、防犯活動や啓発活動に取り組むことにより「大阪重点犯罪」の被害が減っています。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>2 もしも・備え</p>  </div>	<p>【防犯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 校区まちづくり協議会*や警察と協力し、地域住民が必要と考える場所や犯罪発生率の高い場所等への防犯カメラの設置及び維持・管理を行いました。 ● 地域における見守り等の防犯活動を支援するとともに、町会による防犯灯の整備を促進するため、八尾防犯協議会を通じ防犯灯の設置及び維持管理にかかる費用の補助を行いました。 ● 大阪府警をはじめ各種関係団体や学生防犯隊と連携し、街頭啓発、地域安全運動期間中のキャンペーン活動や青色防犯パトロール活動を行いました。 ● 特殊詐欺*被害が増加傾向にあるため、警察や銀行等と協力し注意喚起を促すとともに、工夫を凝らした防犯対策を行いました。
<p>3. 効果の高い啓発活動により、市民や職員における危機管理意識が向上しています。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>2 もしも・備え</p>  </div>	<p>【緊急事態への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 八尾市国民保護計画および八尾市危機管理対応方針等に基づき、全庁をあげて危機管理体制を整備し、武力攻撃事態(ミサイル攻撃、テロ等)および市内における危機事象(重大事件、重大事故、感染症、行政対象暴力*等)への対応力強化の取り組みを図るとともに、関係機関との連携による市民・事業者への周知・啓発を市政だよりやホームページ等で行いました。

めざす暮らしの姿の実現に向けた課題	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ● 災害関連死を減らすとともに、災害後の生活や事業活動の早期再建の支援を適切に行えるよう、職員のさらなる災害対応力の向上が課題です。 	<p>① 防災体制の確立と災害に強い組織づくりのための取り組みを進めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 地区防災計画は地区居住者等により自発的に行われる防災活動に関する計画で、その策定過程は重要であり、地域の実情に応じた合意形成が必要となるため、計画策定の進捗が異なることが課題です。 ● 災害発生時の避難所生活において、誰もが健康で衛生的に過ごせる環境を整えることが課題です。 	<p>② 市民の防災意識の向上のため、防災に関する情報提供や啓発などの避難情報の正確な伝達に努めます。</p> <p>③ 日頃からの災害に対する備えが災害時に機能するように、地域・事業所・学校等とともに、地区防災計画に基づく共助による災害対応力を高める取り組みを進めます。</p> <p>④ 各地域における地区防災計画の実効性を高め、すべての人に配慮した避難所運営とともに災害時要配慮者*支援の取り組みを進めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 被害を軽減(減災*)するため、市民・事業者の災害対策の促進や、校区まちづくり協議会*や自主防災組織*等、地域における防災訓練への多様な市民の参加、災害時要配慮者*支援の実効性の向上が課題です。 ● 平常時から避難行動要支援者*名簿の同意者リストを活用した地域の見守り活動を広げ、共助による防災力を向上することが課題です。 	<p>⑤ 「大阪重点犯罪」等による犯罪被害の発生を減らすために、大阪府警・地域・事業所・学校等と連携した啓発や防犯対策、防犯活動に取り組みます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 大阪重点犯罪とされる子どもや女性を狙った性犯罪・特殊詐欺*・自動車関連犯罪に加え、自転車盗が多く発生していることが課題です。 ● 特殊詐欺*の手口が年々、悪質かつ巧妙化しており、市内における被害も多く発生しています。今後も高齢化に伴う被害の拡大が懸念されることから、効果的な啓発や防犯対策を行うことが課題です。 	<p>⑥ 緊急事態の発生時に被害が最小限となるよう、危機管理体制を整備するとともに、混乱や不安を煽るデマ等により市民が混乱することがないよう、市民や職員における危機管理意識が向上する取り組みを進めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急事態への対応力を高めるため、市民や職員の危機管理意識の向上が課題です。 	<p>⑥ 緊急事態の発生時に被害が最小限となるよう、危機管理体制を整備するとともに、混乱や不安を煽るデマ等により市民が混乱することがないよう、市民や職員における危機管理意識が向上する取り組みを進めます。</p>

施策
18

消防力の強化

めざす暮らしの姿	前期基本計画期間の実績・現状
<p>1. 消防力の強化により、市民の生命、身体、財産の安全・安心が守られています。</p> <div data-bbox="177 1473 304 1599" style="text-align: center;"> </div>	<p>[消防体制]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地震や局地的集中豪雨、大型台風などの自然災害が各地で発生し、甚大な被害が発生しています。また、南海トラフ地震の発生が、近い将来高い確率で想定されています。 ● 複雑多様化・大規模化する災害や救急需要の増加に対応するため、多機能消防車及び感染症対策用救急車等を整備するとともに、各種資機材を更新整備しています。 ● 災害対応能力の向上のため、消防学校等の教育機関に研修派遣を実施し、消防活動に必要な知識・技術の向上及び資格等を取得するとともに、各種災害想定訓練を実施しています。 <p>[消防施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「八尾市消防庁舎建設基本構想」を踏まえ、老朽化してきている消防庁舎の機能更新を進めています。 ● 「八尾市個別施設保全計画(消防防災施設編)」に基づき、消防庁舎について、施設の長期的な保全のための改修等を行っています。 <p>[救急体制]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 救急出場件数が増加するなど、救急に対する市民ニーズは増加の一途をたどっています。また、軽症者の救急搬送数が、依然として高い割合を占めています。 ● 救急業務における制度設計等を担う体制を整備するなど、救急体制の強化に努めています。 <p>[予防体制]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防火対象物の防火安全対策のため、防火対象物・危険物施設等に立入検査を実施し、防火管理上の安全と消防用設備等の維持管理の指導を行い、違反事項の是正を行っています。
<p>2. 市民・地域や事業所、各種団体との連携により地域における消防防災力の向上が図られ、災害に強いまちとなっています。</p> <div data-bbox="177 1984 304 2110" style="text-align: center;"> </div>	<p>[火災予防]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 火災の発生状況は、建物構造や火気使用設備・器具の安全性能の向上、住宅用火災警報器の普及などにより、減少傾向にあります。 ● 地域と連携した放火防止対策の取り組みを進めています。 <p>[消防団*、自主防災組織*]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「八尾市消防団活性化総合計画」に基づき消防団*施設等の整備や装備、訓練、処遇等の充実に取り組み、消防団*の体制強化に努めています。 ● 地域の防災訓練に消防団*、学生消防隊*と連携して活動支援を実施しています。

めざす暮らしの姿の実現に向けた課題	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ● 各種災害に迅速かつ的確に対応するため、消火隊・救急隊・救助隊の適切な配置及び人員確保に努めるとともに、消防職員の教育・訓練を充実させ、消防活動に必要な知識・技術の向上を図る必要があります。また、必要な消防資機材等の計画的な更新整備が必要です。 ● 災害対応力強化とさらなる市民サービスの向上のため、指令業務の専従化を図る必要があります。 ● 消防行政に関する運営の効率化及び基盤強化のために、消防の広域連携の検討が求められています。 	<p>① 消防活動全般にわたって、迅速かつ的確に対応できるよう、適切な人員の確保と人材育成に努めるとともに、必要な消防資機材や装備の充実及び広域連携体制の確保に努めるなど、消防体制の充実強化を図ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 消防庁舎の建替えを含めた機能更新や長期的な施設保全を計画的に進める必要があります。 	<p>② 消防庁舎の機能更新を計画的に進めるとともに、高機能消防指令センター[*]の機能更新に取り組みます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 救急車の適正利用の啓発や広報活動について、推進を図る必要があります。 ● 救急需要の増加に対応するため、救急体制の強化が必要です。 	<p>③ 救急車の適正利用の広報活動を推進するとともに、増加する救急需要に的確に対応するため、さらなる救急体制の強化を図ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 防火対象物等を適法な状態に維持管理させる必要があります。 	<p>④ 防火対象物・危険物施設等へ立入検査を実施し、違反事項の是正に取り組み、火災予防の強化を図ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 火災による被害の軽減を図るため、住宅防火・放火防止対策等を促進する必要があります。 	<p>⑤ 市民・地域や事業所、各種団体との連携により、住宅防火・放火防止対策及び防火対象物における防火安全対策を推進します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 消防団[*]の施設や装備については、計画的に更新し、充実を図る必要があります。 ● 災害時に迅速かつ的確に活動できる組織として、自主防災組織[*]等の充実強化が求められており、女性を含めた防災リーダーの養成や若い世代の訓練参加が課題となっています。 	<p>⑥ 地域における消防防災力の強化に向けて、消防団施設等の機能更新や装備を充実するとともに、消防団[*]や学生消防隊[*]と連携しながら、自主防災組織[*]をはじめとした地域組織による自立した防災訓練等の実施を促進し、地域組織全体の活性化を図ります。</p>

めざす暮らしの姿	前期基本計画期間の実績・現状
<p>1. 「みんなの健康をみんなで守る」健康コミュニティづくりを進めることにより、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、いつまでも心身ともに健康に暮らせる健康でつながるまちが実現しています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="177 947 304 1072"> <p>2 もしも・備え</p> </div> <div data-bbox="320 947 448 1072"> <p>5 つながり 自分らしさ</p> </div> </div>	<p>【疾病予防と健康づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「八尾市健康まちづくり宣言」の普及・啓発に取り組むとともに、大学・研究機関等と協働のもと、健診、医療、介護等のデータ分析に基づく健康課題の解決に向けた取り組みを推進しています。特に、糖尿病予防や介護予防対策としてフレイル予防に重点的に取り組むなど、健康づくりに関する取り組みを推進しています。 ● 生活習慣病予防と疾病の早期発見を目的に、各種健(検)診を実施するとともに、定期的な健(検)診受診勧奨や生活習慣病予防に関する知識の普及啓発を行っています。また、重症化を予防するため、医師会等と連携しながら医療機関への受療勧奨及び保健指導等を実施しています。 ● コロナ禍を経て健康への意識が高まる中、地域住民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、地域担当保健師が関係機関や地域コミュニティと健康課題を共有し、地域特性に応じた健康づくりの取り組み支援を行っています。

めざす暮らしの姿の実現に向けた課題	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ● 八尾市健康まちづくり宣言の普及啓発を進めるとともに、市民一人ひとりの健康づくりへの関心をより一層高め、健康寿命[*]の延伸につながる様々な取り組みを有機的につなげ、市全体で健康コミュニティを構築することが必要です。 ● 生活習慣病予防と疾病の早期発見を目的に、各種健(検)診の受診率を向上するため、様々な媒体や機会を捉えて、知識の普及啓発と効果的な受診勧奨が必要です。また、疾病の重症化予防の取り組みも引き続き推進する必要があります。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 一人ひとりの健康をみんなで支え守る地域づくりに取り組むため、市民、地域、学校、事業者、学術研究機関等と協働のもと、健康に関するデータ等を市民に分かりやすく示し、市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、環境づくりを進めます。 ② 中核市[*]として、効果的・効率的に保健衛生施策を展開するため、保健事業に従事する保健師等の専門職の知識・技術の向上を図ります。 ③ 健康寿命[*]の延伸を実現するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善に取り組みます。 ④ 特定健康診査[*]・がん検診・歯科健康診査等の受診率をさらに向上させるとともに、保健指導・教育を通じ、多くの市民が「健康であることが幸せである」という意識の醸成を図ります。

施策
20

健康を守り支える環境の確保

めざす暮らしの姿	前期基本計画期間の実績・現状
<p>1. 市民の生命や健康の安全を脅かす大規模災害や感染症などへの備えが充実しており、市民一人ひとりが、安全かつ安心して健康な生活ができる環境が整っています。</p> <div data-bbox="177 904 306 1032" style="text-align: center;"> <p>2 もしも・備え</p> </div>	<p>【健康を守り支える環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症及びその他の感染症の発生予防とまん延防止に取り組むとともに、感染症予防に関する正しい知識の普及啓発に取り組みました。とりわけ、新型コロナウイルスワクチンの接種について、国の動向を注視しつつ、関係機関と調整のうえ接種体制を構築することで、着実な接種を進めました。 ● 各種感染症対応をはじめ、生活衛生や精神保健、難病対策など、専門的な保健衛生活動に取り組むとともに、関係機関等と連携し、公衆衛生の拠点である保健所として市民の各種健康課題に対応する取り組みを進めました。 ● 自殺や自殺予防についての正しい知識の普及啓発や、自殺対策を支える人材の育成に向けたゲートキーパー養成講座を実施しています。また、「こころといのちの相談」や自殺未遂者相談等を実施しています。

めざす暮らしの姿の実現に向けた課題	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の健康に関する安全・安心を確保できるよう、新型コロナウイルス感染症等に関するこれまでの取り組みを踏まえ、大規模災害時の対応も含めた健康危機管理体制を強化する必要があります。とりわけ、保健所施設の有する機能のあり方について検討を進める必要があります。 ● 誰も自殺に追い込まれることのない環境づくりや孤立を防ぐための地域共生社会の実現を進めるとともに、引き続き自殺に関する啓発、自殺を予防する相談に関わる人材の育成や地域における連携体制の強化を図る必要があります。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 公衆衛生の拠点である保健所として、新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症をはじめとする健康危機事象に的確に対応するとともに、大規模災害時の対応も含めた様々な対策訓練や研修等をさらに充実し、職員の技術強化に努めることで、市民の健康に関する安全・安心を確保します。 ② 「誰も自殺に追い込まれることのないまち“やお”」の実現をめざし、みんなで生きることを支えるための取り組みを包括的に推進します。

めざす暮らしの姿	前期基本計画期間の実績・現状
<p>1. 市民が適切な医療を受けることができるよう、地域の医療機関等が役割分担と連携を推進し、必要な医療提供体制が確保されています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>2 もしも・備え</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>6 みんなの力 持続可能</p> </div> </div>	<p>【地域医療体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大阪府医療計画に基づく各種懇話会に参画し、大阪府や中河内圏域内各市の医療体制構築にかかる連携を推進しました。超高齢社会の進展により、今後想定される「在宅医療」のニーズに対応できるよう、医療介護連携推進事業を通じ、大阪府とともに「在宅医療」の提供体制の構築に取り組んでいます。 <p>【休日・夜間等の救急医療】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 休日・夜間などの緊急時に適切な医療が受けられるよう、保健センターにおいて休日急病診療所を運営するとともに、本市・東大阪市・柏原市の3市で広域的な小児救急医療・急病夜間診療体制の維持を図り、市民の生命の安全確保に努めています。 <p>【地域医療体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市立病院においては、新型コロナウイルス感染症の検査及び入院患者受入れ等に最優先で対応するなど、公立病院としての役割を果たしながら、通常診療との両立を図りました。 ● 急性期医療[*]及びその他の政策医療(救急医療、小児・周産期医療、高度医療、災害医療等の不採算分野を含む)にも対応し、地域医療支援病院として、地域医療連携の推進に取り組んでいます。
<p>2. かかりつけ医[*]、かかりつけ歯科医[*]、かかりつけ薬剤師[*]を持ち、医療機能に応じた役割分担を理解し、適切な医療機関を受診する市民が増えています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>2 もしも・備え</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>4 暮らし・環境</p> </div> </div>	<p>【地域医療体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民がいつでも安心して適切な医療を受けることができるよう、市政だよりやホームページで「かかりつけ医[*]」「かかりつけ歯科医[*]」「かかりつけ薬剤師[*]」の啓発を実施しています。

めざす暮らしの姿の実現に向けた課題	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ● 病院の役割・機能を最適化するとともに、市内及び中河内二次医療圏域内の各病院・診療所間の連携を強化し、「在宅医療」を含む切れ目のない医療提供体制の構築を図る必要があります。 	<p>① 市民が適切な医療を受けることができるよう大阪府、中河内医療圏内各市の行政機関・医療機関等が医療サービスに関する各種データを活用する中で、それぞれの機能・役割を果たすことで「在宅医療」を含む医療提供体制を構築します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 小児医療を担う医師が不足しており、医療機関等と連携し、広域的な小児初期救急体制の維持が課題です。 	<p>② 休日急病診療所の運営や輪番制による小児救急体制を維持するとともに、大阪府医療計画に基づき、大阪府や医療機関等と連携しながら、救急医療体制の充実に取り組みます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 市立病院では、引き続き、医師確保、医療体制の充実を進めつつ、健全経営、PFI[*]での公民協働[*]による運営を行うことによって、急性期医療[*]・政策医療の提供を続けていくための環境を維持することが必要です。 	<p>③ 市立病院において、公民協働[*]の効果を最大限に発揮して、健全経営を維持しながら、市民の生命と健康を守るため、急性期医療[*]・政策医療に取り組みます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 国において、かかりつけ医[*]制度の見直しについての議論が進められており、動向を注視しながら取り組みを検討する必要があります。 	<p>④ 限りある医療資源の有効活用のため、かかりつけ医[*]、かかりつけ歯科医[*]、かかりつけ薬剤師[*]を持ち、医療機能に応じた適切な医療機関を受診できるよう、市民へ向けたよりわかりやすい情報発信を進めます。</p>

めざす暮らしの姿	前期基本計画期間の実績・現状
<p>1. 環境を意識した暮らしや事業活動により、河川や空気がきれいな状態に保たれ、温室効果ガス[*]の排出量削減に向け、市民、事業者と行政が一体となって取り組みを進めています。</p> 	<p>【生活環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内の工場・事業場等による公害の未然防止に向け、環境関係法令に基づく許可や届出を徹底した上で、実態調査や指導、パトロール等を実施しています。 ● 市域の大気・水質環境、騒音等の状況を継続的に監視・測定することで環境悪化の防止を図った結果、概ね環境基準を達成しています。 <p>【地球温暖化防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 温室効果ガス[*]の排出量削減に向け、市民や事業者等と連携し、ゼロカーボンシティやお推進協議会の設立や八尾市地球温暖化対策実行計画の改定を行いました。 ● 再生可能エネルギーや省エネルギーの利用促進に向け、公民連携による商業施設での啓発活動や脱炭素に関するセミナー等の実施をはじめ、環境省の交付金を活用した脱炭素に資する補助制度を創設しました。
<p>2. 市民や事業者等が地域の美化活動に自主的に取り組むとともに、美化をテーマにした市民活動や地域でのネットワークが強化され、まちが美しく清潔に保たれています。</p>   	<p>【環境美化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内の環境美化活動として、市民・事業者等との連携によるクリーンキャンペーンや地域一斉清掃をはじめ、清掃道具の補助事業や絵画コンクール等を実施し、自主的な美化活動の促進を図っています。 ● 路上喫煙マナーの向上や受動喫煙の被害防止に向け、駅周辺や各地域において指導や啓発活動を実施するとともに、近鉄八尾駅前に屋外分煙所を設置し、分煙環境の整備を図りました。
<p>3. 市民や事業者等と協働し、3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進することで、資源が循環して利用され、廃棄物が減少するとともに、排出される廃棄物が適正に管理、処理されています。</p> 	<p>【循環型社会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物のうち、家庭系ごみについては、有価物集団回収の実施、食品ロス削減をはじめとした啓発や事業者との連携によるリユースやリサイクルを推進し、ごみの減量化・再資源化を進めています。また、事業系ごみについては、適正な処理の指導・啓発により、ごみの減量、再資源化に取り組んでいます。 ● 産業廃棄物については、適正処理に向けた事業者の監視、指導及び許可等を実施しています。 ● 海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、市民への啓発に取り組んでいます。

めざす暮らしの姿の実現に向けた課題	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ● 住まいと工場等が混在して立地しているため、野焼き等の屋外燃焼行為や、工場等の事業活動に伴う騒音などの公害苦情が発生しており、その未然防止と早期解決が課題です。 	<p>① 良好な生活環境をめざして、市民、事業者等とのパートナーシップ*を深めることにより、公害の未然防止と早期解決に向けた取り組みを進めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民や事業者等と連携した事業展開により、温室効果ガス*削減の成果が得られたが、改定した八尾市地球温暖化対策実行計画においてより高い目標値を掲げており、国の制度活用等による取り組みの拡充を図る必要があります。 	<p>② 市域の温室効果ガス*削減のため、国の制度を活用した公共施設の脱炭素化を進めるとともに、市民、事業者等とのパートナーシップ*によりさらなる取り組みを進め、次世代のために削減目標の達成をめざします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域での美化活動や路上喫煙対策を進める中で、担い手の固定化や高齢化を踏まえ、新たな担い手の参加を進める必要があります。 	<p>③ 地域での清掃活動や路上喫煙マナー啓発活動などの美化推進への取り組みを促進するとともに、公民連携等により新たな担い手が参加しやすい仕組みを整備します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物のさらなる減量・再資源化を推進する必要があります。 ● 産業廃棄物と一般廃棄物の適正な処理に向け、一層の指導・啓発を図る必要があります。 ● 令和4年(2022年)4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことを受けて、製品プラスチックの処理について検討を進める必要があります。 ● 効率的・安定的で環境負荷の低減に配慮した廃棄物処理を推進するため、広域的な廃棄物処理体制を構築する必要があります。 	<p>④ 循環型社会の構築に向け、ごみの適正管理、処理を進めるとともに、さらなる事業者との連携、新たな環境法令への対応、継続的な分別収集・処理を行うことにより、市民・事業者等と協働し、さらなるごみの減量化・再資源化を進めます。</p>

めざす暮らしの姿	前期基本計画期間の実績・現状
<p>1. 包括的な支援により、すべての市民が夢や生きがいをもって、孤立することなく住み慣れた地域で自分らしく暮らしています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>2 もしも・備え</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>5 つながり 自分らしさ</p> </div> </div>	<p>[複合化・複雑化する課題への対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● どこに相談しても必要な支援につながるようさまざまな相談をしっかりと受け止める窓口体制を整備しました。 ● 一つの相談窓口では対応が難しい8050問題[*]・ひきこもり・ヤングケアラー[*]などの複合化した課題にも関係機関が連携して対応できるよう、「つなげる支援室」を設置し、断らない相談支援体制を強化しました。 ● ひきこもり等、自ら相談することができない状態の人に対して、コミュニティソーシャルワーカーが迅速に訪問し、必要な場合は、寄り添い支援につながる体制を構築しました。 ● 課題を抱えた方が、地域での生活を継続できるよう八尾市社会福祉協議会や社会福祉法人、民間企業、地域の住民団体等とも連携し、地域社会に参加する機会を確保するための支援を行い、孤立させない地域づくりを進めています。
<p>2. 地域において、住民一人ひとりが尊重され、お互いの多様性を認めながら、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、それぞれが役割を持ち、支え合うことで、自分らしく活躍しています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>2 もしも・備え</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>5 つながり 自分らしさ</p> </div> </div>	<p>[地域における多様な主体の支え合い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 八尾市社会福祉協議会が、地区福祉委員会活動、ボランティアセンター事業等を通じて、地域福祉活動を支援するとともに、社会福祉法人・企業等の多様な主体と連携し、地域における居場所づくりに取り組んでいます。 ● 成年後見制度利用促進計画に基づき、関係機関等が参画する協議会を設置し、市民の権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくりに取り組んでいます。また、認知症になっても障がいがあっても、誰もが自ら意思決定しながら地域生活が継続できるよう見守り支援の体制づくりを進めています。 ● 地域福祉活動の担い手「おせっかい人材」の発掘及び育成のため、スマートフォンの使い方を教える人材育成(デジタルサポーター養成講座)に取り組みました。講座修了者が市民団体を結成し、地域住民を対象としたスマホ講座を実施するなど活動を継続しています。 <p>[災害に備えた地域における多様な主体の支え合い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時における要配慮者の支援については、「個別避難計画」を作成し、本人、家族、地域、福祉事業者、行政で共有することにより避難行動要支援者[*]の取り組みの充実を図っています。 ● 土砂災害警戒区域においては、移送支援による福祉避難所への直接避難の仕組みを構築しています。

めざす暮らしの姿の実現に向けた課題	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ● 重層的支援体制の強化に向け、関係機関との分野横断的な連携による相談支援や地域づくり、参加支援の取り組みをさらに拡充させる必要があります。 ● 住まいに関する相談が増える中で、住宅確保要配慮者[*]の円滑な入居を支援するため、居住支援法人や不動産事業者等と連携する必要があります。また、入居後も地域で住み続けられるよう、支援体制を整備する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 複合化・複雑化した地域課題や支援ニーズに対応するため、様々な相談を受け止めるとともに、きめ細かな情報提供や地域資源[*]の活用により地域の関係性づくりを進め、様々な分野の連携による地域共生社会の構築に取り組みます。 ② 住宅確保要配慮者[*]の民間賃貸住宅等への円滑な入居が進むよう、事業者等と連携した支援の取り組みを進めます。
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民が身近な地域でつながり、支え合う仕組みづくりを推進することが必要です。特に、八尾市社会福祉協議会の様々な専門的職種の職員が、地域住民と関係機関・民間団体等とのつなぎ役となり、連携体制を強化することが必要です。 ● 地域福祉活動の担い手「おせっかい人材」の発掘及び育成に向けて、デジタルサポーターにとどまらず、あらゆる活動を通じて、地域住民をはじめ民間団体も含めた多様な主体が参加できるよう積極的に活動できる環境整備が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ③ 地域住民をはじめ民間団体も含めた多様な活動主体の参画と連携により、住民一人ひとりが地域で自立した生活を送り続けられるよう支援します。また、地域での支え合いを充実するため、地域住民が自主性と創意工夫を発揮できる手法の導入や、様々な世代が活動する場や機会を創出すること等により、地域福祉の新たな担い手を育成します。
<ul style="list-style-type: none"> ● 避難に支援が必要な人へ避難行動に対する意識の醸成を図ることや地域での見守りのしくみづくりを進めることで、災害時の避難行動支援につなげていくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ④ 避難行動要支援者[*]に「個別避難計画」の作成をきっかけに自らの避難行動について改めて考える機会としていただくよう啓発します。また、避難行動要支援者[*]の同意者リストなどを活用し、平常時からコミュニティの増進を図り、災害に備えた計画づくりなど、地域における見守りのしくみづくりを進めます。

めざす暮らしの姿	前期基本計画期間の実績・現状
<p>1. 身近な地域で高齢者の居場所や社会参加の機会があり、それらを活用しながら高齢者が生きがいをもって自立した生活を送っています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>	<p>【高齢者の社会参加と支援体制づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域での通いの場や活動の充実に向けて、高齢クラブ等の活動支援をはじめ、生きがいづくり・健康づくりの啓発等に取り組んでいます。一方で、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加により社会的に孤立する高齢者がみられるほか、コロナ禍を経て、高齢者の外出控えやコミュニケーションの機会が減少しています。 ● 超高齢社会の進展に伴い、認知症の増加や高齢者虐待など、高齢者をとりまく多様な課題が増加しており、高齢者あんしんセンターをはじめとした機関と連携し、権利擁護に対する啓発・相談・支援に取り組んでいます。 ● 認知症地域支援推進員、高齢者あんしんセンター、地域や学校等と連携し、子ども向けを含めた認知症サポーター養成講座等の開催により認知症への理解と啓発に取り組んでいます。
<p>2. 高齢者が必要なサービスを適切に利用しながら、住み慣れた地域で安心して暮らしています。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>【介護サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢化の進行により要支援・要介護認定者が増加し、介護サービス等の利用が増え、介護給付費が増加傾向にある中、適正な介護サービスの利用を進めるため、事業者に対する助言、指導等に取り組んでいます。

めざす暮らしの姿の実現に向けた課題	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の地域活動や通いの場への参加を促し、高齢者の閉じこもりを防止し、健康づくりや社会参加の促進を図る必要があります。 ● 高齢者の地域団体を中心とした地域のつながりに加え、様々な社会資源とのつながりを作ることが必要です。 ● 認知症に対する理解の促進や認知症を含めた高齢者に対する見守りや支援、介護者を含めた相談等ができる環境づくりが必要です。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 高齢者が身近な地域で主体的に健康づくりに取り組めるよう、活動を支援し、社会参加の促進や自立支援に資する取り組みを推進します。 ② 高齢者が尊厳を保ち、自立した暮らしを送れるように、高齢者あんしんセンターをはじめとした関係機関や事業者等と連携し、認知症や権利擁護に対する取り組みを推進し、相談や見守り支援体制の充実に向けて、地域での支え合いの体制づくりを進めます。
<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者の心身や生活の状況に応じた、より質の高い、適正な介護サービスが提供される環境整備が必要です。 ● 負担と給付のバランスを確保しつつ、介護保険制度を持続的に安定して運営できることが必要です。 	<ol style="list-style-type: none"> ③ 介護サービス利用者に適正なサービスが提供され、持続可能な介護保険制度を運営するため、サービスの質の向上及び必要量の確保などの環境整備に取り組めます。

めざす暮らしの姿	前期基本計画期間の実績・現状
<p>1. 多様化するニーズに対応したサービスや相談体制を活用し、障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしています。</p> 	<p>[障がい福祉サービス]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「障がい福祉サービス等支給決定に関するガイドライン」を策定し、支給決定における適正性、公平性、透明性を担保し、障がい福祉サービス等に係る給付や支援等の適正化に取り組んでいます。 ● 基幹相談支援センターを中心に障がい福祉サービス事業所をはじめとした関係機関と連携し、相談体制の充実に取り組み、障がいのある人の支援を行っています。 ● 障がいのある人の支援に対するニーズは多様化しており、また、障がい福祉サービス等の利用者数も増加しています。
<p>2. 保健、医療、福祉、教育等との連携により地域全体で障がいのある人を支えるしくみをつくることで、多様で複合的な課題を抱える障がいのある人やその家族が安心して暮らしています。</p> 	<p>[複合的な課題への対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 夜間等の緊急時に対応するための支援体制やグループホームにおける健康管理体制支援の充実等を行い、地域全体で障がいのある人やその家族を支援する体制づくりを進めています。 ● 障がいのある人が「親なきあと」も自分らしく生きていくことができるよう、「想いをつなぐノート[※]」を活用し、当事者家族や障がい福祉サービス事業者等の支援者を対象としたセミナーを実施するなど、支援者の意識啓発に取り組んでいます。 ● 医療的なケアも必要な人等、多様で複合的な課題を抱える障がいのある人やその家族を支えていけるよう保健、医療、福祉、教育等の連携を進めています。 ● 障がいのある人やその家族のすべてが安心して暮らしていくために必要な支援については多種多様であるため、直ちに解決することが困難なケースも見られます。
<p>3. 障がいや障がいのある人に対する理解と合理的配慮[※]が促進されることで、障がいの有無にかかわらず、すべての人が、自己決定が尊重され社会参加と自己実現を図りながら暮らしています。</p>  	<p>[障がいや障がいのある人に対する理解]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害者差別解消法の改正による民間事業者の合理的配慮[※]の義務化等、様々な制度や法律が整備され、障がいや障がいのある人への理解が少しずつ進んでいます。 ● 障がい者フォーラムの開催や障がい者雇用を考える集い、障がい者就職面接会等の事業を実施し、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図っています。

めざす暮らしの姿の実現に向けた課題	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ● 増え続ける障がい福祉サービス等の利用者に対応するためには、障がいのある人を支える人材の確保が課題であり、また、多様なニーズに対応したサービスの提供等も含め引き続き障がい福祉サービス等にかかる環境整備を進める必要があります。 ● 高等学校の卒業後等、年齢やライフステージ等により支援が断続的になってしまう人がいます。 	<p>① 障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、地域での生活を支えるサービスの提供をはじめ、様々な相談に対応できる体制等を充実するとともに、支援が途切れることのないよう、制度等の周知を図ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 多様で複合的な課題を抱える人が増えてきており、分野横断的な連携による支援体制の必要性はさらに高くなってきています。 ● 障がいのある人に対する「親なきあと」の支援については、関係者の意識啓発とともに、多様な支援のあり方が必要です。 	<p>② 分野ごとの対応では解決することが困難な多様で複合的な課題に対応できるよう、また、障がいのある人が「親なきあと」も自分らしく生きていくことができるよう、地域や関係機関等の連携を深め、地域全体で障がいのある人やその家族を支える体制づくりをさらに進めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 法律や制度の整備に伴い障がいや障がいのある人への理解については少しずつ進んできてはいるものの、引き続き理解啓発等を続けていく必要があります。 ● 障がいの有無にかかわらず、すべての人が、自己決定が尊重され社会参加と自己実現を図るためには合理的配慮[*]の促進や権利擁護の推進が課題です。 	<p>③ 障がいのある人の人権が尊重され、障がいの有無にかかわらず個々の意見が様々な取り組みに反映されるなど、社会参加と自己実現を図りながら地域とともに暮らす社会づくりに向けて、障がいや障がいのある人への理解と合理的配慮[*]についてさらに促進していきます。</p>

めざす暮らしの姿	前期基本計画期間の実績・現状
<p>1. 生活に困窮したときに、誰もが必要な支援を適切に受けることができ、社会とのつながりや居場所を持ち、地域社会の一員として安心して安定した生活を送ることができています。</p> <p>生活困窮者支援を通じた地域づくりにより、誰もが地域のなかで尊厳をもって安心して暮らし続ける包摂型社会が実現しています。</p> <p>希望する誰もが、様々な支援を受けながら再スタートを切ることができます。</p>	<p>[生活困窮者支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活困窮者の相談窓口を市と八尾市社会福祉協議会に設置し、経済的な課題だけでなく、複合的な課題を抱えたケースやどこにもつながらないケースにも対応できるよう体制を整備しました。 ● 複合的な課題や制度の狭間にある課題を有する人や世帯に対して、アウトリーチ*をすることにより、必要な支援につながる体制を新たに構築しています。 ● 複合的な課題を抱えている生活困窮者等を早期に把握し、支援につないでいくため、相談支援機関に留まらず、幅広い分野の関係機関や民生委員・児童委員等による見守り活動等とのネットワークづくりを行っています。また、誰もが参加できる地域の居場所を開拓し、社会参加に向けた支援を実施しています。 ● コロナ禍においては、生活困窮者への自立支援金の給付や相談支援を行うとともに、就労支援や家計改善等の必要な支援につなげました。
	<p>[生活困窮者学習支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童扶養手当受給世帯及び生活保護受給世帯などの小学5年生から中学生を対象に、早期からの学習習慣定着のため、学習支援事業を実施しています。また、通所型支援に参加できない生徒に対しても、訪問型支援を開始し、学習支援や生活等の相談支援を実施しました。
	<p>[生活保護]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 就労支援等により、勤労収入の増加を理由とした生活保護廃止の件数は増えており、生活困窮から抜け出し再スタートを切ることができたケースは増えています。一方で、コロナ禍以降生活保護世帯数、人員数ともに増加傾向にあります。



めざす暮らしの姿の実現に向けた課題	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ● 生活困窮者が抱える複雑化、複合化した課題を受け止め、包括的かつ継続的な相談支援が行われるよう相談対応の組織力を向上させるとともに、支援体制の構築や地域資源*の開拓を進める必要があります。 ● 支援につながりにくい人や世帯に対しては、アウトリーチ*を通じて関係機関との連携を強化し、誰ひとり取り残さない支援を実施していく必要があります。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者自立相談支援事業を適切に実施するため、関係機関との連携による早期の相談支援を行います。 ② 生活困窮者が抱える経済的困窮の背景にある複合的な課題の早期把握のために、市職員の「気づく力」を磨き、相談対応能力の向上に取り組むとともに、地域の中で支援を必要とする人が確実につながるよう、関係機関同士の連携による早期解決に向けた支援体制の充実を図ります。 ③ 生活困窮者の状態に応じた就労支援を行います。包摂型社会を実現し、日常生活、社会生活、経済的等の観点からの自立支援のため、生活困窮者の状態に応じた中間的就労*や社会参加への支援等の取り組みを推進します。
<ul style="list-style-type: none"> ● より多くの対象者が学習支援に参加できるよう働きかけを行う必要があります。また、参加されない対象者が家庭に課題を抱えていないかなどの状況確認を行い、生活等の相談支援につなげていく必要があります。 	<ol style="list-style-type: none"> ④ 貧困の連鎖を断ち切り、すべての子どもたちや若者が八尾で将来に希望が持てるような支援のしくみの充実を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ● 単身の高齢者世帯、特にサービス付き高齢者住宅に居住する被保護者の増加に伴い、介護給付も増加しており、介護サービスが適切に受けられているかを確認して必要があります。 ● 高齢者以外で何らかの健康上の問題を抱える被保護者に対し、生活習慣を見直すなど日常生活や社会生活が自立できるよう、健康管理を支援していくことが課題です。 ● 生活に困窮した方が、すぐに相談ができる体制を整備するとともに、就労可能な人が経済的に自立できるよう就労支援等を行い、自立後に再度生活に困窮することがないよう、関係機関と連携していくことが課題です。 	<ol style="list-style-type: none"> ⑤ 生活保護制度の相談体制の整備・充実に引き続き取り組むとともに、被保護者の経済的・社会的な自立助長を促し、制度を適正に運用します。

めざす暮らしの姿	前期基本計画期間の実績・現状
<p>1. 一人ひとりの人権が尊重され、差別のない、ともに認め合い、すべての生活領域で誰一人取り残されることなく安心して暮らしています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;">    </div>	<p>[人権課題等への対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人権教育・啓発プランに基づき、各課の取り組みの進捗管理に努めるとともに、関係団体の協力のもと各地区福祉委員会主催の地区人権研修を実施し、人権意識の高揚に向けた取り組みを実施しました。 ● 同和問題をはじめ、さまざまな差別事象の発生時には、経過を確認し、関係機関と連携して事象への対応について検討するとともに、市民向けの人権啓発セミナー等を開催し啓発を行いました。毎年、さまざまな差別事象が発生していることから、引き続き、あらゆる人権課題の解決に向けて市民向けの啓発を実施する必要があります。 ● 平成28年に施行された、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法[*]、部落差別解消推進法については、人権週間街頭啓発等の際にチラシを配布するなど、引き続き、周知に努めました。 <p>[人権課題等への対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和5年(2023年)6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されたことを受け、性的マイノリティ(LGBTQ)に関する正しい知識と理解を深めるため、市ホームページ等での周知や人権基礎講座による啓発を実施しています。 <p>[人権尊重のまちづくり]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の福祉の向上と生涯学習の推進のため、生活全般に対応した相談事業の実施及び各種講座、講習会の開催を実施しています。 ● 相談事業、講座事業を通じて、地域住民の福祉の向上を図るとともに、様々な人権問題の速やかな解決に努め、人権尊重のまちづくりに向けた取り組みが進みました。
<p>2. 職場、地域など様々な場において環境づくりが進むことにより、性別にかかわらず、すべての人が活躍しています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;">    </div>	<p>[男女共同参画]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 八尾市はつらつプランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けた環境づくりとして、八尾市男女共同参画センター「すみれ」の機能を強化し、孤独や不安を抱える女性が社会との絆・つながりを回復することをめざすとともに、女性が夢や希望を実現し自分らしく活躍できるよう寄り添い、支援しています。 ● 離婚、DV被害(配偶者等からの暴力被害)やハラスメント[*]など、女性が抱える様々な悩みに対して相談事業を行い、女性自身が問題解決できるよう自立支援を行っています。

めざす暮らしの姿の実現に向けた課題	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校、職場、地域等において差別を解消するための人権教育・啓発をさらに進めていく必要があります。 ● さまざまな人権教育・啓発に取り組み、人権意識の高揚を図ったが、人権啓発の参加割合は高齢者層が高いため、高齢者層だけでなく、幅広い年齢層の人に人権教育・啓発の取り組みを進めていく必要があります。 ● 人権三法についてまだまだ市民への周知が必要であり、法の理念をふまえ、さらに人権三法の周知・啓発を図ることが必要です。 ● インターネット上への差別的な書き込みや動画投稿、個人への誹謗中傷など、インターネット上の人権侵害が大きな課題となっていることから、誰もが加害者にも被害者にもならないよう迅速かつ適正な対応が必要です。 	<ol style="list-style-type: none"> ① すべての人権が尊重される社会、差別のない社会を築くため、学校、職場、地域等、あらゆる場を通じた人権教育・啓発に取り組みます。 ② 人権を取り巻く環境の変化に適切に対応していくために、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法*、部落差別解消推進法も踏まえた地域における包括的な相談支援体制の整備に取り組みます。 ③ インターネット上の人権侵害への対応については、大阪府との連携や他の自治体の先進的な取り組みなどを研究し、差別のない社会の実現に向けて効果的な取り組みを行います。
<ul style="list-style-type: none"> ● 性的マイノリティ(LGBTQ)への市民の理解はまだまだ低いことから、法律の周知を引き続き実施するとともに、理解増進に向けた取り組みを検討する必要があります。 	<ol style="list-style-type: none"> ④ 性の多様性等に関する人権課題に対して、正しい知識と理解を深めるため啓発を行うとともに、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現をめざします。
<ul style="list-style-type: none"> ● 住民の様々な複合的な課題に対し、その本質を迅速に見極め、関係機関との連携を図って対応していくスキルをもった職員が必要です。 ● 老朽化している桂・安中人権コミュニティセンターの機能更新が必要であり、更新の際には人権に関わる情報発信や活動の場の提供、人材の育成などを集約する人権教育・啓発機能の充実に向けた取り組みを進めることが課題です。 	<ol style="list-style-type: none"> ⑤ 人権教育啓発を行うとともに、差別や生活困難など、様々な社会的困難を抱えている市民の自立支援を推進する環境整備に取り組みます。
<ul style="list-style-type: none"> ● 不安や困りごとを抱える市民が八尾市男女共同参画センター「すみれ」とつながることができるように、より効果的な周知や取り組みを行うことが必要です。 ● 職場、地域等において男女共同参画社会の実現に向けた啓発をさらに進めていく必要があります。 	<ol style="list-style-type: none"> ⑥ 職場、地域など様々な場で性別にかかわらずすべての人がともに活躍できる環境づくりを進めるとともに、不安や困りごとを抱える市民からの相談に応じ、大阪府と連携しながら一時保護を含む適切な支援に取り組みます。 ⑦ すべての市民が個性と能力を活かして自分らしく活躍できる環境や機会づくりを進めるとともに、本日も事業主として、市民の職業生活における活躍を推進し、社会の模範となるべく取り組みを進めます。

めざす暮らしの姿	前期基本計画期間の実績・現状
<p>1. 核兵器の恐ろしさや戦争の悲惨さを伝える体験講話を通じて、次代を担うすべての若者・子どもたちが、平和の大切さを理解しています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>1 未来・育ち</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>5 つながり 自分らしさ</p> </div> </div>	<p>[平和意識]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 長崎から原爆被爆体験者や被爆体験伝承者を招き、市内小中学校で被爆体験講話を行うことで、子どもたちに核兵器の恐ろしさや戦争の悲惨さの理解促進を図っています。 ● 長崎・広島原爆が投下されたときの様子や八尾市の平和の取り組みを学校やイベント等で紹介し、市民に平和の大切さを考えてもらう機会をつくることができました。 ● 幅広い年齢層が参加できるよう、若者の参加を促す工夫をした平和啓発事業に取り組んでいます。
<p>2. 一人ひとりの市民が、戦争のない、核兵器のない、対話による平和な社会の大切さを認識し、国際平和に貢献する地域社会が創造されています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>5 つながり 自分らしさ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>6 みんなの力 持続可能</p> </div> </div>	<p>[平和意識]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本非核宣言自治体協議会*及び平和首長会議*と連携しながら、核兵器廃絶に向けた働きかけを行っています。 ● 八尾市内の戦争遺跡めぐりや平和をテーマとした講演会を行い、多くの市民に戦争の悲惨さ、核兵器の恐ろしさや平和な社会の大切さを認識する機会づくりを進めています。 ● ロシアによるウクライナ侵攻、イスラエル・パレスチナ情勢や継続される核開発競争等、国際社会では平和の大切さや核兵器廃絶の必要性が改めて問われる状況になっています。

めざす暮らしの姿の実現に向けた課題	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ● 小・中学生を対象とする平和学習や幅広い年齢層を対象とした平和啓発事業を継続して行うとともに、イベント等への参加や教育による平和啓発の機会が少ない若い世代に対して、平和意識の向上を図る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 戦争体験講話等、次世代に核兵器の恐ろしさや戦争の悲惨さを伝える事業について、教育を通して継続して実施します。
<ul style="list-style-type: none"> ● 世界各地で戦争や紛争が後を絶たない中、幅広い世代の市民に、平和の大切さや核兵器廃絶の啓発に向けた取り組みを継続して進めていく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ② 世界の恒久平和は、全人類の願いであるという強い思いのもと、日本非核宣言自治体協議会*及び平和首長会議*と連携しながら核兵器廃絶に向けた働きかけを行います。 ③ 世界各地で戦争や紛争が後を絶たない中で、身近な地域に残る戦争遺跡や市民の戦争体験談等を通して、戦争による悲惨な体験や生活を経験していない世代への平和意識の高揚に取り組みます。

めざす暮らしの姿	前期基本計画期間の実績・現状
<p>1. 様々な国籍の人たちが文化や習慣などの相互理解を深め、尊重し、学びあいがながら共生しています。</p> 	<p>[多文化共生]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外国人市民の増加や国籍の多様化が進んでいます。 ● 市民の人権意識を高め、外国人市民への理解を深められるよう、様々な団体と連携し、異文化理解や多文化共生をテーマとしたイベントや講座等の啓発活動を実施しています。 ● 異なる文化や習慣に対して相互理解を深めるため、国際交流センターにおいて、外国人市民と日本人市民が親しく交流できる場を提供しています。
<p>2. 共生社会の推進により、多くの外国人市民が八尾のまちに集まり、学び、働き、活躍しています。</p>  	<p>[外国人市民の生活支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外国人市民が生活する上で、言語や習慣等の違いにより感じる不安が軽減するよう、国際交流センターにおいて日本語学習の支援を行っています。 ● 外国人市民が安心して八尾市で生活できるよう、多言語対応ができる外国人相談窓口を設置し、関係機関等と連携しながら相談支援の充実に取り組んでいます。 ● 医療・健康に不安を感じる外国人市民が多いため、新型コロナウイルス感染症予防やワクチン接種等については、多言語による情報発信を行い、外国人市民の不安解消に取り組みました。
<p>3. 姉妹・友好都市をはじめとする海外の都市との交流が活発に行われ、互いの文化や歴史の理解が深まり、豊かな共生社会が形成されています。</p>  	<p>[国際交流]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各国で新型コロナウイルス感染症の感染状況や感染対策に違いがある中、姉妹・友好都市等と連携して、オンラインによる青少年[*]の文化作品交流等を企画・実施し、コロナ禍においても交流機会の創出に取り組みました。

めざす暮らしの姿の実現に向けた課題	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ● 多文化共生についての理解を深めるためには、人権啓発の取り組みを充実させることが必要です。 ● 外国人市民や日本人市民のニーズに合わせて、互いに交流できる場や互いの文化を知る場をつくり、相互理解を進めることが必要です。 	<p>① 外国人市民が安心して八尾で学び、働き、暮らすことができる環境づくりにより、外国人市民と日本人市民、互いの人権が尊重される社会づくりを進めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人市民の増加や国籍の多様化が進む中で、多くの人に必要な情報が届けられるよう、外国人市民にもわかりやすい内容で情報を提供するとともに、外国人市民がアクセスしやすい媒体を活用し情報を発信することが必要です。 ● 外国人市民会議など当事者の意見を聞く機会を活かしながら、取り組み内容の充実を図ることが必要です。 	<p>② 働くこと、学ぶことを目的に日本に来る外国人が、八尾市を生活拠点とし、活躍できるように、当事者等の意見も参考にしながら、多言語による情報発信の強化、相談体制の充実等に取り組みます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 姉妹・友好都市等と密に連携し、より多くの市民が参加できる広がりある交流事業を企画することが必要です。 ● 交流事業等を契機として、日本人市民や外国人市民がともに異なる文化や習慣への理解が深まるよう身近な取り組みを進めることが必要です。 	<p>③ 市民が様々な国や地域の多様な生活文化や習慣等に対する相互理解を深めるために、国内外での市民間の交流機会を創出するとともに、外国人市民の地域活動への参画の促進等に取り組みます。</p>

めざす暮らしの姿	前期基本計画期間の実績・現状
<p>1. 地域住民が多様な主体と協力・連携し、地域課題の解決に向けた活動が実践されています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>5 つながり 自分らしさ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>6 みんなの力 持続可能</p> </div> </div>	<p>[地域のまちづくり]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第3期わがまち推進計画[*]の策定において、活動の振り返りや、多くの住民等が参加できる対話の場の創出支援を行うことにより、各校区での地域課題の共有を進めています。 ● 少子高齢化や定年延長、ライフスタイルの多様化などによる担い手不足や参加者の固定化、校区まちづくり協議会[*]やその取り組みの認知度向上などの課題解消を目的に、交付金制度の見直しを進めています。 <p>[出張所等[*]]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域における人と人とのつながりの強化、地域課題の解決、住みやすい地域づくりの活動が、一層活発に行われるよう相談や助言などの後方支援に取り組んでいます。
<p>2. 様々な地域活動や市民活動へ、多くの市民が参加することで、地域の組織運営や、地域活動や市民活動の持続性が高まっています。</p> <div style="text-align: center;">  <p>6 みんなの力 持続可能</p> </div>	<p>[地域のまちづくり]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 町会が自ら運営や活動の見直しに取り組めるよう、「町会・自治会の運営・活動のガイドライン」を作成しました。 ● 若い人や現役世代が関わるができる活動となるよう、ICT[*]活用研修によるデジタル化を推進するとともに、市からの依頼事項を見直し、町会等の負担軽減に取り組みました。
<p>3. 様々な人材や活動をつなぐことで、地域の活性化につながるアイデアの創出や、より多くの活動資源が集まるようになっています。</p> <div style="text-align: center;">  <p>6 みんなの力 持続可能</p> </div>	<p>[市民活動等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」において、登録団体や地域団体に対して、情報提供や団体間のコーディネート等を行うことにより、連携・協力の関係づくりを進めました。 ● 市民活動支援基金事業助成金においては、「SDGs[*]若者チャレンジコース」を創設し、若者の市民活動の支援と地域とつながるきっかけづくりを進めました。

めざす暮らしの姿の実現に向けた課題	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な主体と協力して地域の課題を解決できるように促すことが課題です。 ● 校区まちづくり協議会[*]による対話の場を通じて地域課題を共有し、自分ごととして課題解決に参画する市民を増やせるよう、支援の見直し等が課題です。 	<p>① 様々な地域団体が組織されている校区まちづくり協議会[*]の強みが活かされ、情報発信や参加の呼びかけを広く行い、各種取り組みを通じて次世代の担い手となる子どもや若者をはじめ多くの人が参加し活躍できる機会の創出を支援します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の課題解決力や組織運営力が向上するように、様々な世代や団体、担い手となる人々による地域内での対話の促進、地域特性や地域団体等の運営状況を踏まえた適切な情報提供や政策的な助言等の支援を行うことが課題です。 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の基礎的な組織である町会が持続的な運営となるよう、町会長等の役員の負担軽減を図ることが必要です。 ● 少子高齢化や定年延長、ライフスタイルの多様化などによる町会等に対する市民意識の変化を踏まえ、町会本来の意義を改めて周知するとともに、多様な市民が関わることのできる負担感の少ない活動の促進が課題です。 	<p>② 町会本来の意義の再確認や若い方等の現役世代の担い手による対話の場の創出、デジタル化による効率化や負担軽減を進め、緩やかにつながることでできる持続可能な組織運営や活動を支援します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」については、まち協をはじめ地域団体が持続可能な活動を継続できるように、活動したい人材と活動団体等とのコーディネートやアイデアを提供できるよう、中間支援組織[*]としての機能や体制を強化していくことが課題です。 ● 市民活動支援基金事業助成金を活用した活動団体の自立・発展・継続の促進とともに、若者の活動が市内で定着し、ひいては地域団体等の活動の活性化や関係人口[*]創出につなげることが課題です。 	<p>③ 地域における課題解決力を高めていくために、多様な媒体を用いた情報提供を行うとともに、地域住民、地域団体、市民活動団体や大学等、多様な主体との公益性を意識した連携・協力のコーディネートなどの中間支援を充実していきます。</p>

めざす暮らしの姿	前期基本計画期間の実績・現状
<p>1. 市民が生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、学んだ知識や成果を社会に還元できる環境づくりにより、自己の人格を磨き、高い幸福感を持ちながら地域社会で活躍しています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>1 未来・育ち</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>5 つながり 自分らしさ</p> </div> </div>	<p>【生涯学習】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習センターを基幹として、市民ニーズを踏まえたテーマによる講座を実施するとともに、市内10館のコミュニティセンターと連携した定期講座等を実施し、市民の学習機会の創出を図りました。 ● コロナ禍の影響により減少した生涯学習施設で実施する講座等の参加者数は、回復傾向にあるものの、コロナ禍前の水準には達していません。 ● 学んだ知識や成果を地域に還元できるよう、人材バンクである「まちなかの達人」への登録促進及び情報発信等により、地域で活躍できる環境づくりを進めました。 <p>【生涯学習】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保護者相互及び学校・保護者・地域住民のつながりを強め、家庭の教育力を高めることをめざし、家庭の教育力UPサポート事業を実施するとともに、講演会や研修会を通して、家庭教育に関する啓発に努めました。 ● 多文化理解講座等を通じて、国籍や民族等の異なる人々がお互いの文化的な違いを認めるような取り組みや、多文化共生のための取り組み、関係機関とも連携したアイデンティティの保持増進を図るための取り組みを行いました。
<p>2. 市民が、ライフステージに応じたスポーツや運動を継続的に取り組み、地域社会がスポーツを通じて、都市の魅力と人々の活気にあふれています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>1 未来・育ち</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>5 つながり 自分らしさ</p> </div> </div>	<p>【スポーツ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コロナ禍においては、イベントの中止や施設の休館等を行いましたが、各種団体や関係機関と協議を行い、市民の参加意欲の維持及び運動を通じた健康づくりのため、感染防止対策を講じた上で各種体育事業を順次再開し、参加者数は、コロナ禍前の水準に近づいています。また、地域主体による市民スポーツ祭についても、全地区において開催が見送られていましたが、コロナ禍の収束状況をふまえて、開催地区数が年々増加しています。 <p>【スポーツ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 体力向上や健康志向の高まりにより、市民がスポーツや運動を楽しむ頻度が増えています。また、コロナ禍で減少していた市内のスポーツ施設の利用者数は、年々増加傾向にあります。

めざす暮らしの姿の実現に向けた課題	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ● コロナ禍を経た市民や団体等のニーズに沿った生涯学習講座の実施や情報提供を行うなど、市民の学習意欲等を高めることが必要です。 ● コロナ禍の影響により、「まちのなかの達人」の活躍の場となるイベントが中止となるなど、市民が学んだ知識や成果を地域社会等で活かす機会を十分に設けることができなかつたので、地域で実践・活躍できる環境づくりが求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民の主体的な学術・文化・教養の向上及び日常生活における課題の解決に寄与する学習が行えるよう、学習機会の創出を図ることに加え、時代の変化を踏まえ、市民の学習意欲等の向上を図る仕組みづくりを進めます。 ② 市民の心豊かな暮らしと、持続可能な生涯学習社会となるよう、幅広い世代の市民が学んだ知識や成果を地域で実践し、活躍できる環境づくりを進めます。
<ul style="list-style-type: none"> ● 子育てに悩みや不安を感じている保護者や身近に相談できる人がいない保護者の増加などを踏まえ、地域全体ですべての子どもの育ちを見守りつつ、家庭教育力を高めることが必要です。 ● 外国にルーツを持つ子どもが増加していることを踏まえ、外国にルーツを持つ子どもたちが自分のルーツを受け入れるとともに、さまざまな国の文化を理解し、互いに尊重される多文化共生のまちづくりが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ③ 家庭・学校・地域のつながりを一層深めながら、地域社会全体ですべての子どもの育ちを見守りつつ、家庭教育力のさらなる向上をめざし、関係機関等と連携しながら、保護者を中心に家庭教育に関する学習や啓発を進めます。 ④ 外国にルーツを持つ子どもたちをはじめ、市民が多文化共生・国際理解に関する学習や交流を行う機会の充実を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ● すべての人がスポーツを楽しめる機会や安心して活動できる環境づくりが求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 運動やスポーツの楽しさや喜びを実感できるよう、スポーツ関係機関と連携して、スポーツ観戦や各競技で活躍する選手との触れ合い等を通じ、感動を味わう機会づくり等を進めるとともにスポーツを通した都市の活気を高めます。
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の健康維持増進を進める上で、日常生活の中で気軽に身体を動かす運動やスポーツに取り組む意識の醸成や習慣づけを図る啓発活動が、引き続き必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 市民が気軽に運動を通した健康づくりに取り組めるよう、体操やウォーキング等、身近で参加できる運動・スポーツ活動の機会を地域との協働により創出するとともに、日常生活の中で取り組める運動スタイルの普及を進めます。

めざす暮らしの姿	前期基本計画期間の実績・現状
<p>1. 財源や人材などの行政資源を計画的・効果的に最大限活用し、市民が必要とする行政サービスが的確に提供される持続可能な行政経営が行われています。</p> 	<p>【健全かつ公正で持続可能な行財政運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 毎年度、部局マネジメントや行政評価のしくみを用いて庁内議論を進め、限られた人材・財源等の行政資源を効率的・効果的に配分し、計画的な行政経営を進めています。 ● 公債費は減少傾向ですが、人口減少と超高齢社会の進展により、社会保障関係経費等の増加傾向が続き、義務的経費の負担が大きくなっています。 ● 適正かつ公平な賦課・徴収による税収の確保に取り組むとともに、ふるさと納税やガバメントクラウドファンディング等の歳入確保手法により、さらなる財源の確保に取り組んでいます。 ● 電子契約システムの導入等、よりスムーズで適正な契約事務を執行するとともに、法規事務の適正な執行を進め、透明性・公正性が確保された行政運営に取り組んでいます。 <p>【人材確保・育成・配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● チャレンジする意欲にあふれた職員を育成するため、柔軟な働き方やライフスタイルを選択できるようなキャリア形成支援の研修等を実施しています。 ● 職員がいきいきと働くことの出来る環境づくりとして、過重労働対策や休暇の取得促進とともに、メンタルヘルス対策に取り組んでいます。
<p>2. 住み続けたいと思えるまちとなるよう、大学や企業、他の自治体等の多様な主体との連携による行政活動が進んでいます。</p> 	<p>【多様な主体との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少や超高齢社会が進展する中、自治体間で共通課題解決に向けたより一層の広域連携の必要性について議論されています。 ● 来訪者の増加や地域活性化といった地方創生に資する取り組みとして、大学と連携した若者視点での八尾のにぎわい創出を実施しました。 ● 大学や企業、他の自治体等の多様な主体と連携した取り組みが多く分野で進んでいますが、八尾に「住みたい、住み続けたい」と思う人の割合は減少傾向にあります。
<p>3. 行政手続きにおける市民の利便性の向上が図られており、また、必要な情報を正確に手に入れることができます。</p> 	<p>【行政手続きの利便性向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 引越しや出生・死亡に伴う住民異動の手続きへのタブレット端末の導入や、インターネット事前登録サービスの開始等、行政手続き事務の簡素化・迅速化を推進しています。窓口の混雑緩和や利便性向上に向けて、電子申請やマイナンバーカードによる証明書等コンビニ交付の普及促進を図っています。 <p>【市政情報の提供と個人情報の管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市政だよりの全戸配布や、SNS[*]等の活用による市政情報の発信強化を実施し、情報入手しやすいと感じる市民の割合は増加傾向にあります。 ● 社会全体のデジタル化が進む中、個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報保護法に基づき、適切に運用されています。

めざす暮らしの姿の実現に向けた課題	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ● 各分野の取り組み内容の検討にあたっては、行政の持つデータや事業の効果を表す合理的根拠に基づき事業立案を行い、限られた行政資源を効果的に配分しながら、各施策の有効性を高めることが必要です。 ● 厳しい財政状況が続く見込みであり、コストや利用状況を踏まえた事業見直し等による歳出抑制及び歳入確保に取り組むとともに、継続的な収支均衡を図る必要があります。 ● ふるさと納税については、制度の改正等に適切に対応しながら、歳入確保につなげる必要があります。 ● 市税の課税客体の捕捉など適正かつ公平な賦課・徴収により、税収の確保に引き続き取り組む必要があります。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 毎年度、部局マネジメントや行政評価などのしくみを活用しながら、データ等に基づく庁内横断的な議論を行い、PDCAサイクル[*]を回し、計画的な行政経営を進めます。 ② 健全かつ公正で持続可能な行財政運営を進めるため、様々な工夫や手法を取り入れながら、透明性・公正性が確保された適正な事務を遂行するとともに、歳出抑制を図り、安定的な税収の確保やふるさと納税等の歳入確保手法による財源の確保に取り組みます。
<ul style="list-style-type: none"> ● 社会経済情勢の変化や行政ニーズの多様化に対応するため、効果的で効率的な人材確保策や適正な人事配置といった仕組みづくりに引き続き取り組む必要があります。 ● 限られた職員数で最適な業務効率の実現に向け、時代背景等を踏まえた実効性のある取り組みを検討していく必要があります。 	<ol style="list-style-type: none"> ③ 限られた人員の中でも質の高い行政サービスの提供を続けるため適材適所の人員配置を進めます。 ④ 適正かつ適切に業務遂行するとともに、市民へ寄り添い、環境の変化に柔軟に対応できる「市民に信頼され、行動する職員」の人材育成に取り組めます。 ⑤ 行政サービスの質の向上につなげるため、職員が働く意欲や自らの持つ能力を存分に発揮していきいきと働くことの出来る環境づくりを進めます。
<ul style="list-style-type: none"> ● 行政サービスを将来にわたって安定的に提供できる機能や体制を確保するため、将来課題を的確に予測するとともに、課題解決の手法として、大学や企業、他の自治体等との連携・協力をより一層推進する必要があります。 ● 多様な主体との連携・協力が地域の活性化と市民サービスの向上につながり、その効果を実感できるよう、市内外の多くの人に向けて、様々な手法で積極的に発信することが課題です。 	<ol style="list-style-type: none"> ⑥ 八尾に「住みたい、住み続けたい」と感じてもらえる人を一人でも増やすため、大学や企業、他の自治体等との連携・協力による地方創生に資する取り組みを進めます。
<ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバーカードの利活用に向け、必要なカード更新手続きを円滑に行えるよう、体制の整備とともに周知啓発が必要です。 ● オンラインでの行政サービスの提供等、さらなる市民の利便性向上につながる取り組みの検討が必要です。 	<ol style="list-style-type: none"> ⑦ 市民のニーズを的確に捉える機会やしくみづくりを行い、把握したニーズに対応できる市役所づくりを進めます。
<ul style="list-style-type: none"> ● すべての市民が、目的や状況に応じて必要な市政情報を入力できるよう、多様な媒体を活用した、アクセスしやすい環境整備が課題です。 ● デジタル活用の広がりに応じて、引き続き適切に個人情報を取り扱えるよう、職員一人一人が研修や自己点検等を通じてさらに理解を深める必要があります。 	<ol style="list-style-type: none"> ⑧ 市民が必要とする市政情報を得ることができるように、様々な媒体を用い、適切かつタイムリーに情報提供を行います。

めざす暮らしの姿	前期基本計画期間の実績・現状
<p>1. 計画的かつ適切な維持保全や機能更新により、どのような時でもすべての市民が安全に安心して公共施設(庁舎、コミュニティセンター、教育施設、福祉施設、消防施設など)を利用することができます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>2 もしも・備え</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>4 暮らし・環境</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>6 みんなの力 持続可能</p> </div> </div>	<p>【公共施設の維持管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 八尾市が保有する公共施設等は、ほとんどの施設で耐震改修が完了しているものの老朽化が進んでいるものが多くあります。 ● 八尾市公共施設マネジメント実施計画に基づき、施設毎の八尾市個別施設保全計画を作成し、計画的に改修工事を進めた結果、重度の劣化がある状態については改善傾向にあります。 ● 建築年次が古い施設については、市民の利用上の利便性及び安全性に課題があるため、公共施設のバリアフリー化を進めています。
<p>2. 長期的な視点に立って、公共施設の適正な規模や配置の見直しが適宜行われています。</p> <div style="text-align: center;">  <p>6 みんなの力 持続可能</p> </div>	<p>【公共施設の効率的な配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少のため、市民一人当たりの公共施設延床面積は増加傾向であることから、老朽化した公共施設の複合化に関する構想等を作成し、施設の適正規模等の見直しを進めています。
<p>3. PPP*／PFI*手法の活用等により、民間の資金・ノウハウを活かし、公共施設の管理・運営が効率的に行われています。</p> <div style="text-align: center;">  <p>6 みんなの力 持続可能</p> </div>	<p>【公共施設の管理・運営、余剰施設の利活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設における照明・空調等の省エネルギー化改修や、PFI*手法による大規模な施設整備など、民間の資金・ノウハウを活用した事業の検討を進め、設備改修費用・維持管理費用や経費の低減などを進めています。
<p>4. 未利用施設*や未利用地*の民間活用や売却等により、適切な資産管理が行われています。</p> <div style="text-align: center;">  <p>6 みんなの力 持続可能</p> </div>	<p>【公共施設の管理・運営、余剰施設の利活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 役目を果たした施設の除却や未利用地*の売却を進めており、未利用地*数は減少しています。

めざす暮らしの姿の実現に向けた課題	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設には、今後ますます多くの更新費用が必要です。 ● 建物施設ごとに必要な機能や耐久性を確認した上で、長寿命化改修を行うことが必要です。 ● 機能更新に合わせて誰もが使いやすい施設となるように、バリアフリー化の推進が必要です。 	<p>① 施設の安全性の確保とバリアフリー化等により利用者の利便性向上を図りつつ、長寿命化を進めるために、八尾市公共施設マネジメント実施計画、施設毎の八尾市個別施設保全計画に基づき、優先順位を検討しながら、公共施設を長期的・計画的に保全します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少や人口構造の変化により利用者が減少した施設や目標使用年数を迎える施設は、市民ニーズに合った必要な機能を維持していくため、他施設への複合化や合築などの規模・配置の検討を進める他、八尾市個別施設保全計画に基づく施設の長寿命化改修検討時期にも、施設における事業のあり方、施設規模の検討を行い、市全体の公共施設総量の適正化を図ることが必要です。 	<p>② 市民ニーズに的確に対応していくため、地域のまちづくりに合わせた公共施設の効率的な規模・配置（施設の複合化・統合化など）の検討を行い、行政サービスの最適化を図りつつ公共施設総量の適正化に取り組みます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 設備改修費用・維持管理費用や経費の低減などの取り組みを進めていますが、複数施設を効率的・効果的に維持管理する手法について検討が必要です。 ● 民間のノウハウ等を活用することが有効な事業について更なる検討が必要です。 	<p>③ 公共施設の管理・運営の効率化のために、維持管理コストの削減や利用者負担の適正化、民間を活用した事業手法の導入に向け取り組みます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 未利用地[*]の売却を進めており、未利用地[*]の個所数については減少傾向ですが、役目を果たした施設における除却コストに見合った活用方法の検討が課題です。 	<p>④ 未利用施設[*]や未利用地[*]などの公有財産について、地域課題の解決や歳入確保に向けた有効活用を図った上で、役目を果たした資産は売却していきます。</p>

めざす暮らしの姿	前期基本計画期間の実績・現状
<p>1. 行財政改革の推進により、多様化・複雑化する市民生活の課題、行政需要への対応や未来に向けた新たな投資を可能とし、まちの成長につなげる改革と成長の好循環を実現しています。</p> 	<p>【新たな課題に対応するための財源確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「新やお改革プラン」に基づき、改革と成長の好循環の実現をめざして様々な改革の取り組みを進め、新たな市民サービスの提供や多様化する行政課題への対応を進めながら、目標としていた基金残高の維持を実現しています。 ● 市政運営を支える着実な行財政改革の推進に向け、さらなる改革の取り組みについて検討を進め、新たな行財政改革計画となる「新やお改革プラン2.0」を策定しました。 ● 公共サービスの効率化と市民サービスの向上を図るため、外部委託や指定管理者制度等、民間の活力やノウハウの活用を推進しています。
<p>2. ICT*の活用等により、市民サービスの向上や業務の効率化など、行政活動の生産性が向上しています。</p> 	<p>【行政活動の生産性向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 八尾市電子申請システムの個人利用におけるユーザ登録者数が28,000人を超えるなど、行政手続きのオンライン化を進めるとともに、証明書のコンビニ交付手数料の値下げやLINE公式アカウントの活用など、市民サービスの向上のため様々な取り組みを行っています。 ● 職員の出張旅費計算や会議録作成等の業務にRPA、AI-OCRやAI会議録等の業務を半自動化できるICT*ツールを活用し、生産性向上に資する環境整備を進めています。

めざす暮らしの姿の実現に向けた課題	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ● 「今までどおり」では対応しきれない変化の時代において、限られた財源とマンパワーで多様化する行政課題に対応していく必要があります。 	<p>① 限りある経営資源の中で、既存事業や固定的な経費の見直しを行うとともに、様々な主体との協働や新たな歳入の確保に積極的に取り組むなど、たゆみない行財政改革を進め、さらなる「改革と成長の好循環」を実現します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民サービス向上のため、八尾市電子申請システムの手続き数や登録者数をより増やすなど、行政手続きのオンライン化を更に進める必要があります。 ● 今後予想されるマンパワー不足に対応するため、日々の業務における効率化に資するような新たなICT*技術の導入検討を行い、さらなる職員の負担軽減を進めることが求められます。 ● 行政サービスの提供も含めた行政自身のインターネットの利活用の際に、サイバー攻撃やコンピュータウイルス感染などへのたゆみないセキュリティ対策が求められます。 ● デジタル社会へ対応し、さらなるICT*の活用を推し進めるために、DXの推進をはじめとしたICT*活用に資する人材(デジタル人材)の育成を進める必要があります。 	<p>② 市民サービスの向上や業務の効率化などを目的としたICT*の活用を進め、限られた人員で質の高い市民サービスの提供を実現するため、ICT*を活用した生産性向上に資する環境整備を情報セキュリティ対策と合わせ進めるとともに、組織的にデジタル人材の育成に取り組めます。</p>

参考資料

1. 用語解説
2. 関連計画一覧
3. SDGs(エスディージーズ)

参考資料1 用語解説

後期基本計画の本文中で、「※」印をつけている用語の説明です。

	用語	用語解説	掲載頁
【英数字】	8050問題	「8050(はちまる・ごうまる)問題」とは、80代の親と無職やひきこもり状態等の50代の子が同一世帯で生活していることで、顕在化している生活課題をいいます。	50
	ICT	“Information & Communication Technology”の略称で、パソコンやスマートフォンを活用したコミュニケーションによる情報や知識の共有を図るための情報通信技術のこと。	12 13 64 72 73
	NPO	“Non-profit Organization”の略称で、民間非営利組織と訳される。政府や私企業と並び、独立した存在として、民間公益活動を行う組織・団体のこと。	1 18 19 23
	PDCAサイクル	Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の頭文字を取ったものであり、このサイクルを繰り返すことで、目標の達成に向けて継続的に業務の効率化や最適化を行うこと。	1 69
	PFI	“Private Finance Initiative”の略称で、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に基づき、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金・ノウハウ等を活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方のこと。	47 70
	PPP	“Public Private Partnership”の略称で、公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと。PFIは、PPPの代表的な手法の一つ。	70
	SDGs	“Sustainable Development Goals”の略称で、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標のこと。	1 64
	SNS	“Social Networking Service”の略称で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイトのこと。X、Facebook、Instagramなどが知られています。	3 14 16 68
	【あ行】	アウトリーチ	積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。
悪質商法		一般消費者を対象に、組織的・反復的に敢行される商取引で、その商法自体に違法又は不当な手段・方法が組み込まれたもの。	28 29

	用語	用語解説	掲載頁
【あ行】	イノベーション	技術革新という意味だけではなく、科学的な発見や技術的な発明をアイデア等と組み合わせ(結合)、新しい価値を創造し、社会的変化をもたらす幅広い変革のこと。	24 25
	イノベーションエコシステム	エコシステムは、元々は生態系の用語で、ある領域(地域や空間など)の生き物や植物がお互いに依存しながら生態を維持する関係のようすをエコシステムと呼び、ここでは、イノベーションが誘発するように、地域の関係者が相互に協働、競争を続ける循環のこと。	24
	インクルーシブ	「包み込む」「包含する」という意味で、障がいのある人も他の人と一緒に地域の学校で学び、地域で働く場を確保し、必要なときに必要な援助や支援を受けて生活するために社会資源を充実し、住民ネットワークで障がいのある人を地域社会の中で包み込んで、ともに支えていくことをいいます。	11
	インバウンド	訪日外国人旅行のこと。	17
	エシカル消費	消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。	28 29
	(公財)大阪観光局	大阪府と大阪市における観光事業の振興とコンベンション誘致、その支援等を行う公益財団法人。	17
	オープンファクトリー	つくり手が活動し、モノをつくりだしていく現場を公開し、来場者(お客様)に体験してもらおう取り組み。普段はお客様を招き入れることのない仕事現場を公開し、交流をおこなうことで、自社製品や仕事に対する生の声や新たな気づきを得ることができます。	24
	想いをつなぐノート	障がいのある人が自分らしく暮らしていくことを願い、これまで一緒に暮らしてきた保護者や家族の想いを支援者につなぐためのノートのこと。	54
	温室効果ガス	地球の平均気温を上昇させる温室効果をもたらす気体のことで、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などがあります。	48 49
【か行】	かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師	「かかりつけ医」とは、身近な地域で日常的な医療を受けたり、健康の相談などができる医師のこと。「かかりつけ歯科医」、「かかりつけ薬剤師」についても同様です。	46 47
	学生消防隊	「学生消防隊」は大阪経済法科大学の学生で組織する消防支援ボランティア(SAFETY)のこと。	40 41
	関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。人口減少や高齢化の進行により、まちづくりの担い手不足という課題に直面していますが、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています。	24 65

	用語	用語解説	掲載頁
【か行】	急性期医療	患者の病態が不安定な状態から、治療によりある程度安定した状態に至るまでの間の医療のこと。	46 47
	行政対象暴力	自己または特定のものへの利益を目的として、暴力、脅迫、面会強要、その他著しく粗野な行為や乱暴な行為などにより、市や市職員に対し、違法または不当な要求を行う行為のこと。	38
	健康寿命	一般に、ある健康状態で生活することが期待される平均期間またはその指標の総称を指します。生存期間を健康な期間と不健康な期間に分け、集団における各人の健康な期間の平均を求めて算出されます。	43
	減災	災害時において発生し得る被害を最小化するための取り組み。あらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させようとするもの。	38 39
	高機能消防指令センター	最新鋭のコンピュータと最新の通信機器を駆使して、119番通報の受信からその消防活動が終了するまでを、迅速かつ的確に行うためのシステムを備えた消防通信指令室のこと。	41
	校区まちづくり協議会	議論の場又は対話の場に出された地域における社会的な課題の解決を図り、地域のまちづくりを推進する組織のこと。八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第10条の2に基づき、平成24(2012)年から市内28の各小学校区において設立されています。	2 4 38 39 64 65
	交通結節点	異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段)を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設のこと。	33
	公民協働	市民・企業・行政が公共サービスの目的と成果を共有し、適切な役割分担に基づき新たな協力関係(パートナーシップ)を構築していくこと。	47
	合理的配慮	障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。	54 55
	子育てパートナー	20歳以上で、保育士、助産師、看護師などの資格を持っているか、子育て経験者で、市が主催する子育てパートナー養成講座を修了しており、子育てパートナーとして登録をしている人のこと。	8
	子ども・若者	施策によっては40歳未満までのポスト青年期と称される期間まで含まれる場合もありますが、おおむね0歳から30歳未満の者を指す言葉として使用され、子供・若者育成支援推進大綱(平成28(2016)年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定)によって定義されています。	8 9 14 15
こども家庭センター	母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行う児童福祉法に定められた機関のこと。	8	

	用語	用語解説	掲載頁
【か行】	こども総合支援センター「ほっぴ」	子どもと子育てに関する総合相談窓口であり、妊娠期から概ね18歳までの子どもや子育て世帯が気軽に集い交流や相談ができる場所のこと。	8 9
	こどもまんなか社会	全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会のこと。(こども基本法に規定されるこども大綱より抜粋)	8
【さ行】	災害時要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児等防災施策において特に配慮を要する方。	39
	里山	人里近くにあつて、人々の生活と結びついた山や森林のこと。	20 21
	自主防災組織	大規模災害などの発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力しあつて「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織のこと。	39 40 41
	自尊感情	自分自身を価値ある存在と認め大切に思う気持ち。	12 13
	児童虐待	保護者(親権を行う者、未成年後見人など)が、その監護する児童に対して行う次に掲げる行為をいいます。 ①身体的虐待…殴る、蹴る、投げ落とす、など ②性的虐待…子どもへの性的行為、性的行為を見せる、など ③ネグレクト…家に閉じ込める、食事を与えない、など ④心理的虐待…言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、など	8 9
	住宅確保要配慮者	低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育する者、外国人、その他の住宅の確保に特に配慮を要する者のこと。	30 31 51
	出張所等	市内10か所(龍華、久宝寺、西郡、大正、山本、竹淵、南高安、高安、曙川、志紀)の出張所及び2か所(桂、安中)の人権コミュニティセンター並びに緑ヶ丘コミュニティセンターの13か所を総称するもの。	64
	消費者トラブル	安全性を欠く製品・施設・サービスの使用によって消費者の生命・身体に被害が生じる事故のこと。また、虚偽や誇大な広告、その他の理由により消費者の自主的・合理的な選択が阻害され、財産的被害が生じる事態のこと。	28 29
	消防団	「消防団」とは、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、普段は様々な仕事に就いている地域住民が、災害発生時に非常勤特別職の地方公務員として災害に対応する組織のこと。	40 41

	用語	用語解説	掲載頁
【ま行】	青少年	性別を問わず、婚姻により成年に達したものとみなされるものを除く18歳未満の者。大阪府青少年健全育成条例により規定され、青少年健全育成や青少年非行防止運動、青少年を守るなどのように、多様な社会活動で使用されています。	14 15 62
	ダイバーシティ経営	性別、年齢、国籍、障がいの有無などだけでなく、キャリアや経験、働き方なども含めた多様性を持つ様々な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげている経営のこと。	26 27
【た行】	高安千塚古墳群	6世紀から7世紀初頭にかけて、高安山麓に築造された横穴式石室をもつ古墳で、約230基が確認されており、明治時代にはE・S・モースやW・ガウランドなどの研究者が訪れ、海外にも紹介されています。平成27(2015)年3月に古墳の集中する約63,740㎡が国史跡に指定されました。	18 19
	脱いじめ傍観者教育	いじめの構造において圧倒的多数である「観衆」や「傍観者」に焦点を当て、すべての子どもがいじめを自分事としてとらえ、いじめをなくすための主体的な対応について学ぶこと。	12
	地域子育て支援拠点	公共施設や保育所など地域の身近な場所で、保育士等専門職やNPOなど多様な活動主体の参画による、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供などを実施する拠点のこと。本市では、公立認定こども園併設の地域子育て支援センターと、委託型のつどいの広場等により全市展開しています。	9
	地域子育て相談機関	妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関で、保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業など子育て支援の施設・事業を行う場が想定されており、市町村は体制整備に努めることとされています。	9
	地域資源	地域において人が活動するうえで利用できる社会資源。社会資源とは、形のあるなしに関わらず活用できる資源で、制度、サービス、人材、機関、資金、情報、拠点、ネットワーク、自然、歴史、文化などの総称をいいます。	9 16 17 51 57
	地区計画	都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態、公共施設の配置などからみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するため定められる計画。	35
	中核市	地方公共団体のうち、地方自治法第252条の22第1項に定める政令による指定を受けた市のこと。平成26(2014)年5月に指定要件が「法定人口が20万人以上」となり、本市は平成30(2018)年4月に移行しました。政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが、市が処理することと比較して効率的な事務を除き、中核市に対して権限が移譲されます。本市では、保健所、景観行政、産業廃棄物に関する事務等が加わりました。	43

	用語	用語解説	掲載頁
【た 行】	中間支援組織	市民、NPO、企業、行政等の間にとって様々な活動を支援し、NPO等への情報やアイデアの提供、相談などの支援や資源の仲介等を行う組織のこと。	4 65
	中間的就労	心身の不調や長年就労から離れている等の理由により、ただちに就労することが困難な人に、配慮や支援が受けられる軽易な作業等の機会を提供することで、求職活動や就労を行うための準備や動機付けをする取り組みのこと。	57
	特殊詐欺	被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称。	11 28 38 39
	特定健康診査	医療保険者が40歳以上の被保険者・被扶養者を対象とし、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の該当者・予備群を減少させるため、保健指導を必要とする者を的確に抽出するために実施する健康診査のこと。	43
【な 行】	日本非核宣言自治体協議会	核兵器廃絶や非核三原則の遵守などを求める内容の自治体宣言や議会決議を行った、全国340以上の自治体により組織された団体。昭和59(1984)年に設立され、総会、研修会のほか、様々な平和事業などに取り組んでいます。	60 61
【は 行】	パートナーシップ	共通の目的に向かって、対等な立場で2人以上が協力すること。	20 49
	ハイリスク・アプローチ	集団の中から、より高いリスクをもっている人に対して働きかけること。	9
	ハラスメント	他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えること。職場の権力を利用した嫌がらせをさす「パワーハラスメント」や、相手の意に反する性的嫌がらせをさす「セクシュアルハラスメント」などがあります。	27 58
	避難行動要支援者	高齢者、障がい者、外国人、妊産婦、乳幼児、難病患者等特に配慮を要する要配慮者のうち、災害時や災害のおそれがあるときに自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人々のこと。	39 50 51
	ヘイトスピーチ解消法	正式名称は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」であり、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、外国人等に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みを推進するため、平成28(2016)年に施行されたもの。	58 59

	用語	用語解説	掲載頁
【は行】	平和首長会議	1982年ニューヨークの国連本部で開催された第2回国連軍縮特別総会において、当時の広島市長が、世界の都市が国境を超えて連帯し、ともに核兵器廃絶への道を切り開こうと「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」を提唱し、この趣旨に賛同する都市(自治体)で構成された機構。令和2(2020)年2月現在、世界163カ国・地域7,863都市の賛同を得ています。	60 61
	放課後子ども教室	未来の八尾をつくる心豊かで健やかな子どもを社会全体で育てるため、学校を活用して安全安心な子どもの活動場所を確保するとともに、地域のボランティアの方々の参画・協力を得て、放課後や週末における子どもの体験・交流活動を行うもの。	14 15
	放課後児童室	保護者が就労、疾病などのため昼間不在状況となる児童を対象に、放課後に学校施設などを利用して適切な遊びおよび生活の場を与えるために設置しているもの。	14 15
	ポピュレーション・アプローチ	集団全体へアプローチを行うことで、全体としてリスクの軽減を図ること。	9
【ま行】	未利用施設・未利用地	居住や業務等適正な利用が図られるべき公有財産であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない施設や土地。	70 71
【や行】	八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例	八尾市において市民参画と協働によるまちづくりを進めるための考え方や制度について定めた条例のこと。(平成18(2006)年6月1日施行)この条例は、市民が住みつけたいと思うまちの実現にむけ、地域の課題を自分の生活の問題として一人ひとりが考え、行動するために、市民と市との協働の関係を仕組みとして定め、地域力を活かした市民主体のまちづくりを進めることを目的としています。	4
	八尾の枝豆	枝豆は、大豆・野菜両方の栄養的利点を持ち、タンパク質とβ-カロテン・ビタミンCを併せ持つ特徴がある。特に八尾産は大消費地と隣接しているため、鮮度良好に加え、完熟の状態での出荷できることで粒が大きく、実がしまっていて甘みがあり、市場での引き合いも強い八尾の特産品。	16
	やおプロモーション	市の資源が持つ魅力を伝えるだけにとどまらず、様々な主体による取り組みや市の施策を通じて、八尾を愛する市民を増やし、市民とともに八尾市のさらなる魅力づくり・発信を進め、八尾市の活性化に繋げていく取り組み。	16
	八尾若ごぼう	若ごぼうは、食物繊維(サツマイモの約1.4倍)や鉄分(ホウレンソウの約1.6倍)、さらに葉にはβ-カロテンやビタミンC・Eをはじめ、高血圧や動脈硬化への予防効果が期待されているルチンが多く含まれる早春の香り豊かな注目の野菜で、「八尾のえだまめ」と並ぶ本市の特産品。「葉ごぼう」とも呼ばれるが、特に八尾産は、平成25(2013)年度に特許庁より地域団体商標として「八尾若ごぼう」として登録されています。	16

用語		用語解説	掲載頁
【や 行】	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。	8 9 50
	由義寺跡	由義寺は、『続日本紀』に記載のある奈良時代の寺院で、称徳天皇が道鏡と関わりの深い弓削の地に由義宮の造営と合わせて建立しました。曙川南土地区画整理事業に伴う発掘調査で、1辺約20mの塔基壇が発見され、平成30(2018)年2月に約10,498㎡が国史跡に指定されました。	18 19
	用途地域	都市計画法に基づく地域地区のひとつであり、都市を住宅地、商業地、工業地などいくつかに分けて土地利用等を定めたもの。全13種類あり、現時点で市内には11種類の用途地域を定めています。	35
	要保護児童対策地域協議会	要保護児童、要支援児童、特定妊婦などの早期発見や適切な支援を図るために、関係機関がその子ども等に関する必要な情報の交換、支援の内容に関する協議を行うことを目的に、児童福祉法第25条の規定に基づき設置されている会議体。児童福祉、保健医療、教育、人権擁護、警察・司法の各団体で構成されています。	8 9
【ら 行】	歴史資産	文化財等の歴史遺産は、活用することによって地域の活性化や郷土愛の醸成に繋がるなど、本市に利益をもたらす経済的効果・価値を有していることから、歴史資産と表記しています。	16 18 19 20
【わ 行】	ワーク・ライフ・バランス	国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期などといった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できることをいいます。	10 26
	わがまち推進計画	校区まちづくり協議会が暮らしに身近なまちづくり及び様々な地域活動を進めていくに当たり、当該校区の市民の意見を集約した上で、地域のまちづくりの目標、活動方針、活動内容等を定めた計画のこと。八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第10条の3に規定されています。	2 4 64

参考資料2 関連計画一覧

関連計画とは、施策を推進するにあたり主に関連している本市の計画のことです。第6章 施策についての8ページ以降の各施策に関連する計画の名称及び計画期間を以下のとおり一覧に記します。なお、計画期間の定めがないものは、計画期間は空欄とします。

No	計画名称(五十音順)	年数	計画期間(年度)	関連施策
1	健康日本21 八尾計画及び八尾市食育推進計画	7	(R4~R10)	施策1 施策3 施策4 施策19 施策20 施策21 施策24 施策31
2	産業振興に関する提言書(八尾市産業振興会議)	—		施策9
3	新やお改革プラン2.0及び同実行計画	4	(R ~R8)	施策32 施策34
4	寝屋川流域水害対策計画	60	(H17~R47)	施策15
5	八尾市空家等対策計画	8	(R7~R14)	施策12
6	八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)	8	(R3~R10)	施策22
7	八尾市環境総合計画	8	(R3~R10)	施策7 施策22
8	八尾市感染症予防計画	—		施策20
9	八尾市危機管理対応方針	—		施策17
10	八尾市教育振興基本計画	8	(R3~R10)	施策3 施策31
11	八尾市教育大綱	8	(R3~R10)	施策3 施策31
12	八尾市業務継続計画<災害対策編>	—		施策17
13	八尾市景観計画	—		施策14
14	八尾市芸術文化推進基本計画	7	(R4~R10)	施策8
15	八尾市公共下水道事業経営戦略	13	(H30~R12)	施策15
16	八尾市公共施設マネジメント基本方針改訂版	20	(H27~R16)	施策33
17	八尾市公共施設マネジメント実施計画	5	(R6~R10)	施策33
18	八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	3	(R6~R8)	施策24
19	八尾市国土強靱化地域計画	4	(R7~R10)	施策17
20	八尾市国民健康保険データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画	6	(R6~R11)	施策19
21	八尾市国民保護計画	—		施策17
22	八尾市こども計画	5	(R7~R11)	施策1 施策2 施策3 施策4

No	計画名称(五十音順)	年数	計画期間(年度)	関連施策
23	八尾市個別施設保全計画	40	(R3~R42)	施策33
24	八尾市災害受援・応援計画	—		施策17
25	八尾市災害廃棄物処理計画	—		施策17 施策22
26	八尾市営住宅機能更新事業計画	10	(R3~R12)	施策12
27	八尾市自殺対策推進計画	6	(R6~R11)	施策20
28	八尾市自転車活用推進計画	8	(R3~R10)	施策13
29	八尾市住宅マスタープラン	10	(R3~R12)	施策12
30	八尾市障がい者基本計画	8	(R3~R10)	施策25
31	八尾市障がい福祉計画及び八尾市障がい児福祉計画	3	(R6~R8)	施策25
32	八尾市消防団活性化総合計画	8	(R3~R10)	施策18
33	八尾市消防庁舎建設基本構想	—		施策18
34	八尾市新型インフルエンザ等対策行動計画	—		施策17 施策20
35	八尾市人権教育・啓発プラン	10	(H29~R7)	施策27
36	八尾市人口ビジョン・総合戦略	8	(R3~R10)	施策5 施策32
37	八尾市生活排水処理基本計画	4	(R3~R10)	施策22
38	八尾市耐震改修促進計画	10	(H28~R7)	施策12
39	八尾市多文化共生推進計画	8	(R3~R10)	施策29
40	八尾市地域公共交通計画	8	(R3~R10)	施策13
41	八尾市地域就労支援基本計画	8	(R4~R11)	施策10
42	八尾市地域福祉計画改定版	8	(R3~R10)	施策23 施策24 施策25 施策26
43	八尾市地域防災計画	—		施策17
44	八尾市地球温暖化対策実行計画	10	(R3~R12)	施策22
45	八尾市都市基盤施設維持管理基本方針	—		施策15
46	八尾市都市計画マスタープラン	8	(R3~R10)	施策14
47	八尾市都市景観形成基本計画	—		施策14
48	八尾市はつらつプラン～八尾市男女共同参画基本計画～	10	(H28~R8)	施策27
49	八尾市文化財保存活用地域計画	7	(R4~R10)	施策6
50	八尾市マンション管理適正化推進計画	8	(R5~R12)	施策12
51	八尾市立地適正化計画	23	(H29~R22)	施策14
52	八尾市立病院経営計画	3	(R6~R8)	施策21
53	やお防犯計画	4	(R7~R10)	施策17

令和7年3月時点

参考資料3 SDGs(エスディーゼイズ)

持続可能な開発目標(SDGs)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。「17のゴール」と「169のターゲット」から構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。また、持続可能な開発の三側面である経済、社会、環境の調和を図り、相互関連性を意識しながら取り組みを進めていくこととしています。



- 目標1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標4. すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
- 目標5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 目標6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
- 目標9. 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標11. 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 目標14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

付属資料

1. 八尾市第6次総合計画基本構想
2. 八尾市総合計画策定条例
3. 八尾市第6次総合計画後期基本計画の策定経過
4. 策定過程における市民参加・参画の取り組み
5. 八尾市総合計画審議会
6. 憲章・宣言



総合計画策定の目的

◆八尾市総合計画策定条例の制定

総合計画は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、最上位の計画です。本市では、平成23(2011)年度に、『八尾市第5次総合計画「やお総合計画2020」』を策定し、将来都市像「元気をつなぐまち、新しい河内の八尾」の実現に向け、まちづくりを推進してきました。

総合計画の基本部分である基本構想は、地方自治法により昭和44(1969)年から市町村においては策定が義務付けされていましたが、平成23(2011)年に地方分権改革の取り組みの中で地方自治法が改正され、基本構想策定の義務付け規定が廃止されました。

しかしながら、本市では、今後も長期的な視点で総合的かつ計画的な市政運営を進めることが、これからの時代においてさらに重要であると考え、平成29(2017)年に八尾市総合計画策定条例を制定しました。

◆中核市※として

一方、平成30(2018)年4月には中核市※へ移行し、新たな権限を活かして、より幅広く、きめ細かなサービスの提供を行えるようになり、住民にもっとも近い基礎自治体としての機能を高めてきました。このような中で、多くの人々が「住みたい、住み続けたい、関わり続けたい」と思うまちづくりを進めていくため、令和3(2021)年度から始まる「八尾市第6次総合計画」の策定に着手し、八尾市総合計画審議会のご意見や市民の様々な声を踏まえながら検討を進めてまいりました。

◆協働のまちづくりとしあわせ成長に向けて

また、「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例※」において、まちづくりにおける「市民」を「八尾市内に住み、働き、学び、又は事業を営む全ての人及び八尾市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。」と定義しています。そのことから、多くの人々が「住みたい、住み続けたい、関わり続けたい」と思うまちをつかっていくためには、住んでいる人だけではなく、八尾に関わるすべての「市民」が「しあわせ」を感じられるまちになることが、「住みたい、住み続けたい、関わり続けたい」という想いにつながると考えられます。

そこで、市民が「しあわせ」を感じられるまちになるための方策を総合計画の中で明らかにし、市民と行政の協働のもと様々な取り組みを総合的かつ着実に実施することで、将来都市像の実現に向けて八尾の「成長」につなげていきます。さらにその成長に向けた取り組みが、八尾だけではなく国際社会全体にもつながるという意識をもって進めていきます。

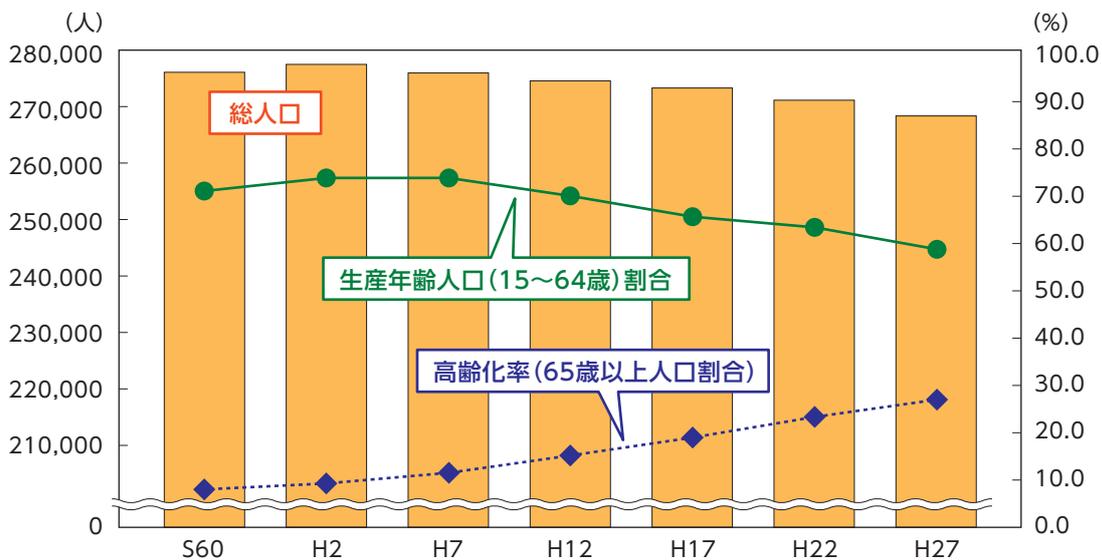
このような考え方のもと、市民と行政がともにまちづくりを進める八尾市の指針として、令和10(2028)年度を目標年度とする八尾市第6次総合計画「八尾新時代しあわせ成長プラン」を策定します。

八尾市第5次総合計画を策定した平成23(2011)年からおよそ10年が経過し、市民の意識や市民を取り巻く環境は、大きく変化しています。その変化を受け止めつつ、「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例※」のもと、市民をはじめ、まちづくりの多様な活動主体の参画と協働をさらに広げていくこと、そして深めていくことが必要となっています。

よって、とりわけ以下の3つの視点を意識しながら総合計画を策定し、様々な課題に対応します。

1. 人口減少と少子高齢化の進行

わが国では、平成20(2008)年に総人口がピークをむかえ、その後は人口減少だけでなく少子高齢化が同時に進行する社会となっています。また、本市の人口においても平成3(1991)年まではゆるやかな増加をたどっていましたが、それ以降は人口減少と少子高齢化の傾向にあります。そのため、社会保障をはじめとする行政サービスは拡大方向にある一方、生産年齢人口の減少による地域経済活動の縮小や税収の減少が見込まれます。また、少子化の進行により、地域における子どもたちと家族以外の大人との出会いや、保護者として地域のまちづくりに参画する機会が少なくなることが、地域コミュニティ衰退の一因となります。人口減少社会にあっても、活気ある八尾のまちが続いていくために、人口増加の時代に作られた多くの制度やまちづくりのしくみ、また公共施設等のあり方を見直すといった、持続可能な行財政運営の推進が求められます。

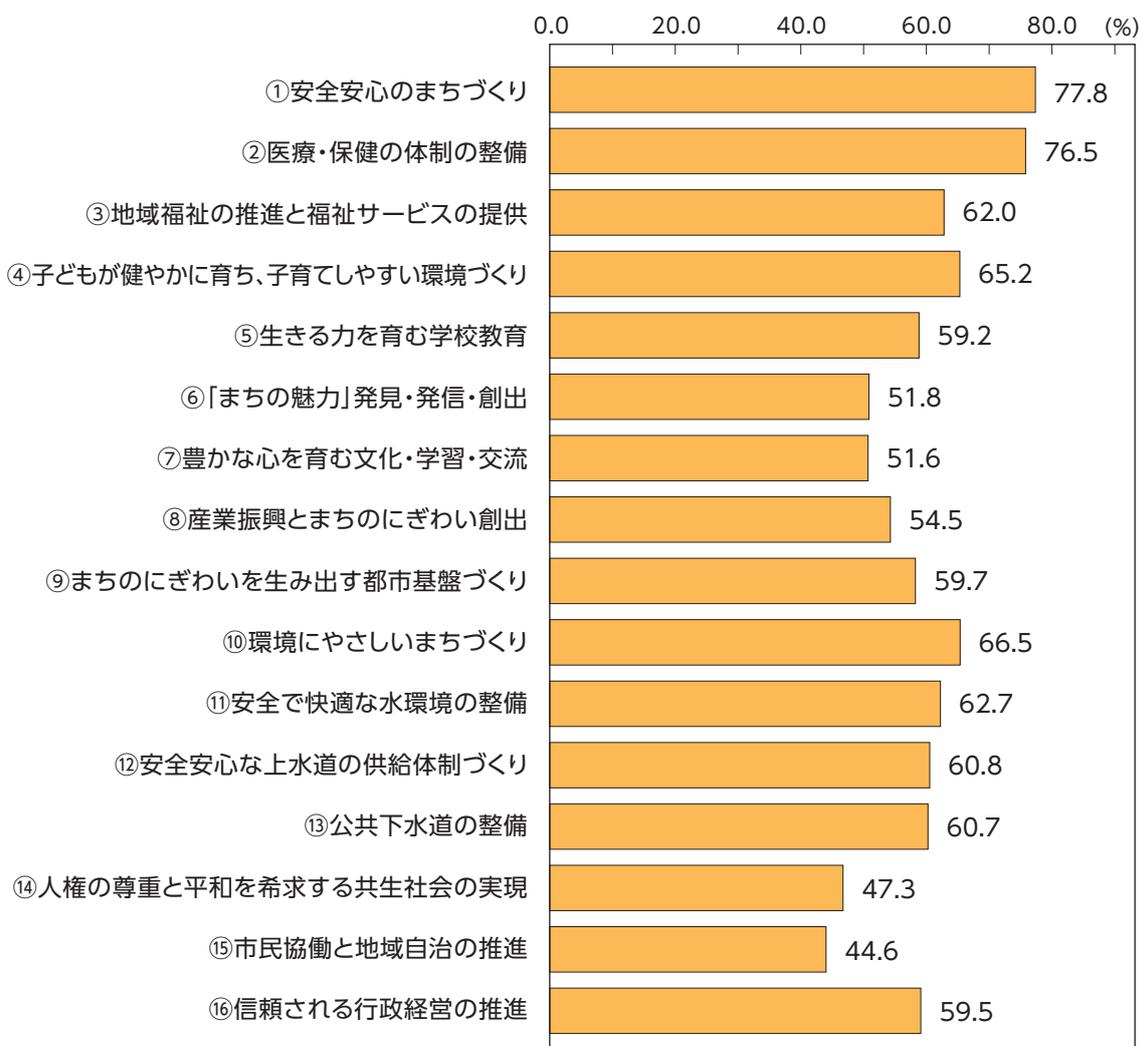


(出典)総務省統計局「国勢調査」

図1 八尾市の人口推移

2. 安全安心な暮らしと健康への関心の高まり

平成30(2018)年度に実施した、未来の八尾1万人意識調査によると、「安全安心のまちづくり」と「医療・保健の体制の整備」が今後のまちづくりに対するニーズの上位を占めており、多くの市民が安全安心なまちで、健康に暮らすことを望んでいます。地震や台風などの災害への備えを高めたい、犯罪のないまちにしたい、安全に通行できる道路であってほしい、感染症のリスクを減らしたい、生活の不安を解消したい、生涯を通じて心と身体の健康を保ちたいなど、安全安心な暮らしと健康へのニーズは非常に多岐にわたります。このような中で、すべての市民が安心して暮らすことができ、また年齢にかかわらず生涯現役で健康に活躍できるまちづくりが求められます。

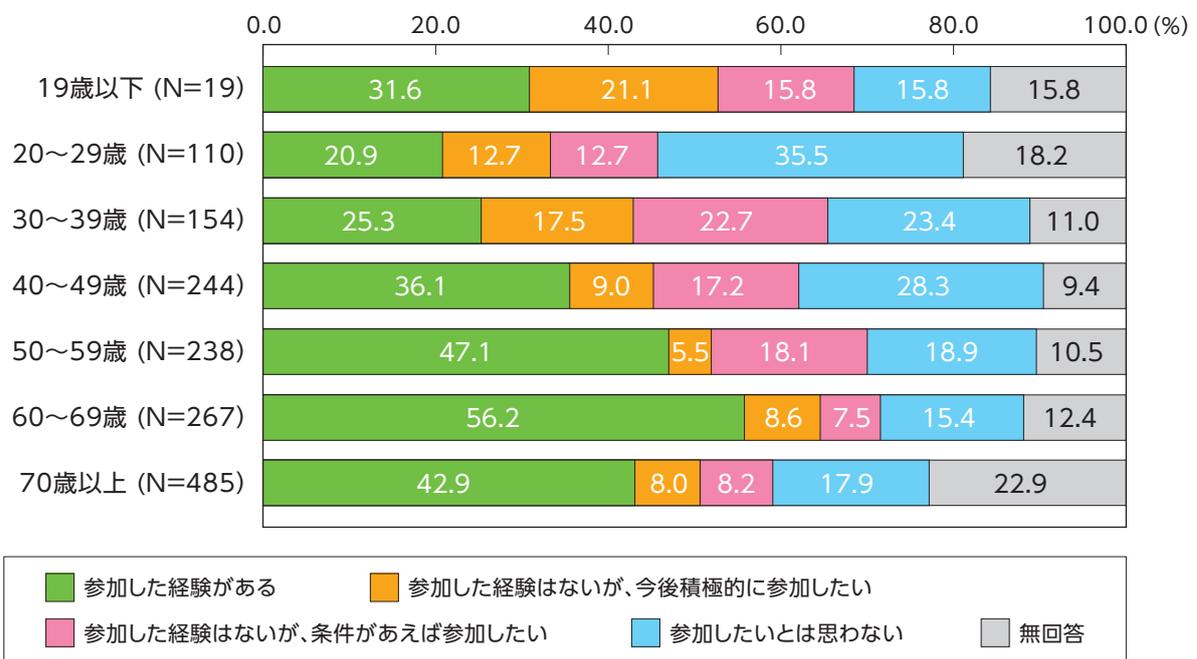


(出典) 未来の八尾1万人意識調査報告書

図2 八尾市のまちづくりのさらなるニーズ

3. 地域コミュニティのこれから

本市では、地域における市民の「つながり」である地域コミュニティを大切にしながらも、テーマ型の活動や、地域と企業や団体等がそれぞれの持ち味を活かしながらまちづくりを進める「暮らしに身近な地域のまちづくり」に取り組んできました。昨今、SNS※等が普及し、実際に会わなくても人と人とのつながりが維持・促進できるようになり、地域コミュニティと直接的な関わりを持たずに日常生活を送ることができています。また、町会・自治会の加入率が低下し、同じ趣味や目的がある人のつながりが重視されるなど、市民の地域コミュニティに対する価値観の多様化が見られます。一方、地域のまちづくり活動の担い手が減少傾向にある中でも、平成30(2018)年度に実施した八尾市民意識調査によると、概ね5割以上の市民が地域活動や市民活動への関心をもっていることから、市民と行政の協働、また市民と市民の協働のあり方や、社会的身分・人種・民族・信条・性・年齢・障がいの有無などにかかわらず、誰も取り残されず多様な市民がつながり、互いに尊重しあう豊かな地域コミュニティのあり方が問われており、協働や社会的包摂を意識した取り組みが求められます。



(出典)平成30年度八尾市民意識調査報告書

図3 地域活動や市民活動への参加に対する考え方(年齢別)

1. 将来都市像

将来都市像は、総合計画の推進により実現をめざす八尾市の姿を表したものです。八尾に関わるすべての市民がしあわせを感じられるまちをめざし、また、社会全体、さらには未来の人々のしあわせにつながることをめざして、本市のあるべき姿を示し、この将来都市像に向かって市民とともにまちづくりを進めていきます。

つながり、かがやき、しあわせつづく、 成長都市 八尾



つながる

八尾では、人と人とのつながりは昔も今も時代を越えて大切にされてきており、「つながる」はまちづくりのキーワードです。市民は地域コミュニティにおいて、お互い声をかけあい支えあいながら、ともに暮らしています。また、八尾はものづくりのまちとして発展し、高い技術力をもつ多様な企業が活躍しています。さらに豊かな自然や多くの歴史資産※に囲まれた、魅力的な地域資源があふれるまちです。これらの八尾の魅力を何物にも代えがたい宝として大切に、地域住民、市内への通勤者・通学者、企業や団体等あらゆる市民が、温かく思いやりのある心をもって互いに寄り添いつながることができ、ともにより良いまちをつくっていく、そういう八尾でありたいという想いをこめ、「つながる」を八尾市がめざす将来都市像の言葉の一つとします。

かがやく

市民がつながりの中で互いに認め合い、人権を尊重することは、多様な市民がいきいきと育ち、学び、働き、活動し、活躍する支えとなります。その支えのもとに、市民一人ひとりが夢と志を持ち、生きがいを感じ、自分らしくかがやくことができるまちでありたい、そしてかがやく多様な市民が、ともにまちの新しい時代をつくっていく、そういう八尾でありたいという想いをこめ、「かがやく」を八尾市がめざす将来都市像の言葉の一つとします。

しあわせつづく

市民のしあわせは多様です。地域住民、市内への通勤者・通学者、企業や団体等あらゆる市民がしあわせの多様性を理解し、お互いのしあわせを考え行動することで、市民がつながりの中で自分らしくかがやき、自らのしあわせを感じることにつながります。そのようなみんなのしあわせがつづくことを願い、もしもの時の備えや日々の暮らしの快適さ、健康に暮らせること、暮らしを豊かに彩る活動や将来を良くする活動などに、ともに取り組みます。社会的身分・人種・民族・信条・性・年齢・障がいの有無などにかかわらず、八尾のまちでしあわせを実感でき、そのしあわせが「つづく」八尾をめざし、市民が自分で「自分らしさ」を選択できる環境づくりを基本に、共に生き、共にまちを創つくっていくという想いをこめ、「しあわせつづく」を八尾市がめざす将来都市像の言葉の一つとします。

成長都市 八尾

市民がつながり、かがやくことで、市民のしあわせがつづき、さらに八尾に住み続けたい、八尾に関わり続けたい、八尾を支えたいと感じる市民があふれる八尾のまちになります。そして多様な市民が経済・社会・環境の調和を図り、多様な文化を受け入れながら、まちづくりに取り組むことにつながります。それが八尾の新たな価値や魅力をつくりだし、夢や希望そして可能性があふれるまちとして発展し、さらに新たな人や企業などが八尾に集まるという好循環を生み出すことで、八尾のまちが「成長」します。

八尾で生まれ、育ち、学び、働き、生涯を終えるまで住み続けたい、また子どもの時や若いころに八尾で過ごした記憶が懐かしさに満ち、大人になってもいつかは八尾に戻ってきたい、という想いが持てるようなまちに「成長」する、さらに世界のどこにいても八尾に想いを馳はせるような、八尾には何かがある、何かができるという希望が持てるまちに「成長」するという想いをこめ、「成長都市 八尾」を八尾市がめざす将来都市像の結びの言葉とします。

2. まちづくりの目標と取り組み方向

将来都市像の実現に向けて、すべての市民に光があたり、誰も取り残さないための取り組みを進めていく必要があります。そこで、市民の日常生活の場面とライフステージという視点から、市民のしあわせが実現するための次の6つのまちづくりの目標と目標に向けた取り組み方向を定めます。また、この取り組み方向を本市の政策と位置づけます。



目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち

すべての子どもや若者が様々な状況に合わせた切れ目のない支援を受けながら、人の温かさの中で育ち、周囲の大人も互いに成長できているという喜びによりしあわせを感じられる、「未来への育ちを誰もが実感できるまち」をめざします。

◆取り組み方向(政策1)

次代を担う子どもが健やかに育ち、社会で活躍することは、八尾の成長につながります。また、保護者や周囲の大人が家庭・学校・地域で子どもや若者の成長と触れ合い、その育ちを地域で見守ることから様々なことを学び、自らの成長にもつながります。

そのために、安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちがいきいきとともに学び育ち、地域全体で子どもや若者が見守られているという環境を市が責任をもってつくっていきます。



目標2 もしもの時への備えがあるまち

危機に直面した場合にも、ともに支えあえる温かい地域コミュニティの中で、いざという時は様々な資源を使いながら、困っているすべての人に支援の手が届き、しあわせを感じられる、「もしもの時への備えがあるまち」をめざします。

◆取り組み方向(政策2)

安全安心なまちで健康に暮らし、いきいきと働き、事業を営み、活動したいと多くの市民が願うなか、犯罪や自然災害、事件・事故、病気や失業など様々なリスクがあり、その発生リスクの低下や被害の軽減、また回復に向けた対応力を強化する必要があります。

そのために、災害・犯罪、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染等による市民の生命・健康の危機、経済的困窮、引きこもり、孤立等の生活課題への対応を充実し、医療や福祉サービスを提供し、都市基盤や公共施設の安全性を維持するとともに、行政と市民の協働や国・大阪府・市町村と広域的な連携を図ります。また、地域社会においては防災や健康づくり、介護予防への取り組みなど社会と関わるなかで自立した生活を送り、万一の際に備えて様々な危機を乗り越えることができる環境をつくっていきます。





目標3 世界に魅力が広がるまち

八尾の魅力が広く知られ、あらゆる人材や企業が活発に活動し、自らが関わっている八尾が活気にあふれ、注目される誇らしさによりしあわせを感じられる、「世界に魅力が広がるまち」をめざします。

◆取り組み方向(政策3)

八尾の企業や働く人の技術・活動・社会貢献が注目されると、人材の確保や企業の誘致など新たな流れを生み出すきっかけとなります。また、八尾の魅力が国内はもとより世界に広がることで、国内外から八尾を訪れてみたい、八尾に関わってみたいという個人や企業・団体が増え、市民であることの誇りやまちへの愛着の高まりにつながります。

そのために、高安山をはじめとする豊かな自然環境、由義寺跡^{ゆげでら}※等の歴史資産※、河内音頭等の伝統文化や工業地、農地、八尾空港等様々な地域資源を活かし、都市景観の維持保全だけでなく、新たな魅力づくりに向けた活用や多様な魅力の戦略的な発信を進めます。それにより、八尾のイメージを確立し、高めるとともに、地域経済を活性化し、魅力ある都市づくりを推進することで、産業集積の維持発展を図り、八尾に関わりたいという個人や企業・団体をさらに増やし、にぎわいのある環境をつくっていきます。



目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち

「暮らしたい」「暮らし続けたい」まち八尾で住み続ける喜びと、市民自らが環境に対し取り組みを行うことで得られる充実感によりしあわせを感じられる、「日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち」をめざします。

◆取り組み方向(政策4)

住まいが安全で快適であり、また誰もが外出しやすく、働く場所も近いと、「八尾に暮らしたい」と思うきっかけにつながります。また、市民一人ひとりが暮らし、働くなど身近な活動の中で環境負荷を軽減しようと取り組むことは、地球環境の保全にもつながります。

そのために、耐震性が向上した良質な住まいの増加や、誰もが円滑に移動できる交通ネットワークの充実や安全で快適な都市基盤の整備と維持管理、また良好な生活環境の確保を行うことにより、八尾に暮らし続けたいという人を増やしていきます。





目標5 つながりを作り育て自分らしさを大切にしようまち

お互いの人権を大切に、人と人とのつながりを作り育て、自分らしく活動し、自己実現ができているという喜びによりしあわせを感じられる、「つながりを作り育て自分らしさを大切にしようまち」をめざします。

◆取り組み方向(政策5)

誰もが生涯にわたって学び、地域活動や趣味・余暇を楽しみながら豊かな人間性を自ら育むとともに、自ら得た知識や経験を社会に還元することは、周りの人々の知識向上だけでなく、共につながり、しあわせを感じるきっかけとなります。このような人と人とのつながりを作り育てていくためには、その前提として、社会的身分・人種・民族・信条・性・年齢・障がいの有無などにかかわらず、お互いを尊重し認め合う必要があります。

そのために、一人ひとりの人権が尊重され、多様な文化を互いに認め合い、平和を願いながら、地域社会の中で活躍できる環境をつくっていきます。



目標6 みんなの力でともにつくる持続可能なまち

これまでまちづくりに参加したことの少ない多様な立場の市民もまちづくりに参画し、知恵を出し合い、適切な役割分担のもと公民が連携し協働しながら、八尾のまちづくりが持続可能で成長しているという確信によりしあわせを感じられる、「みんなの力でともにつくる持続可能なまち」をめざします。

◆取り組み方向(政策6)

本市を取り巻く社会経済情勢の急激な変化の中で、市民生活の課題は多様化・複雑化しており、加えて厳しい財政状況の下、課題解決に向けた取り組みを行う際にも最少経費で最大効果を発揮できるようにする必要があります。

そのために、効率的で効果的な行財政運営はもちろんのこと、新たな財源確保や国・大阪府・近隣自治体との広域行政の推進、公民連携などあらゆる担い手によるまちづくりを進めていくことにより、今後のまちの継続的な発展につなげます。



3. まちづくりの推進方策

将来都市像の実現に向けて、まちづくりの目標に向けた取り組みを進めるうえで、以下のとおり、(1) 横断的な視点によるまちづくりと(2) 共創と共生の地域づくりの2つの推進方策を定めます。

1 横断的な視点によるまちづくり

将来都市像の実現に向けて、市民の日常生活の場面とライフステージという視点で設定した6つのまちづくりの目標における取り組み方向(政策)を、施策を進めていく上での取り組みの考え方として位置付け、その下に1つ1つの施策を推進します。

施策の推進にあたっては、担当する部局が様々な事業を正確かつ効率的に進めていきますが、市民生活は施策の分け方を超えて総合的に営まれるものです。そのため、下の図4に示すように、1つの施策がめざまちづくりの目標は1つだけに限らず、他のまちづくりの目標にも関連することから、より横断的な視点で施策を推進できるよう、施策体系をマトリクス型とします。

なお、全体の施策体系については、24ページ第6章 1. 施策の体系に示す図10をご参照ください。

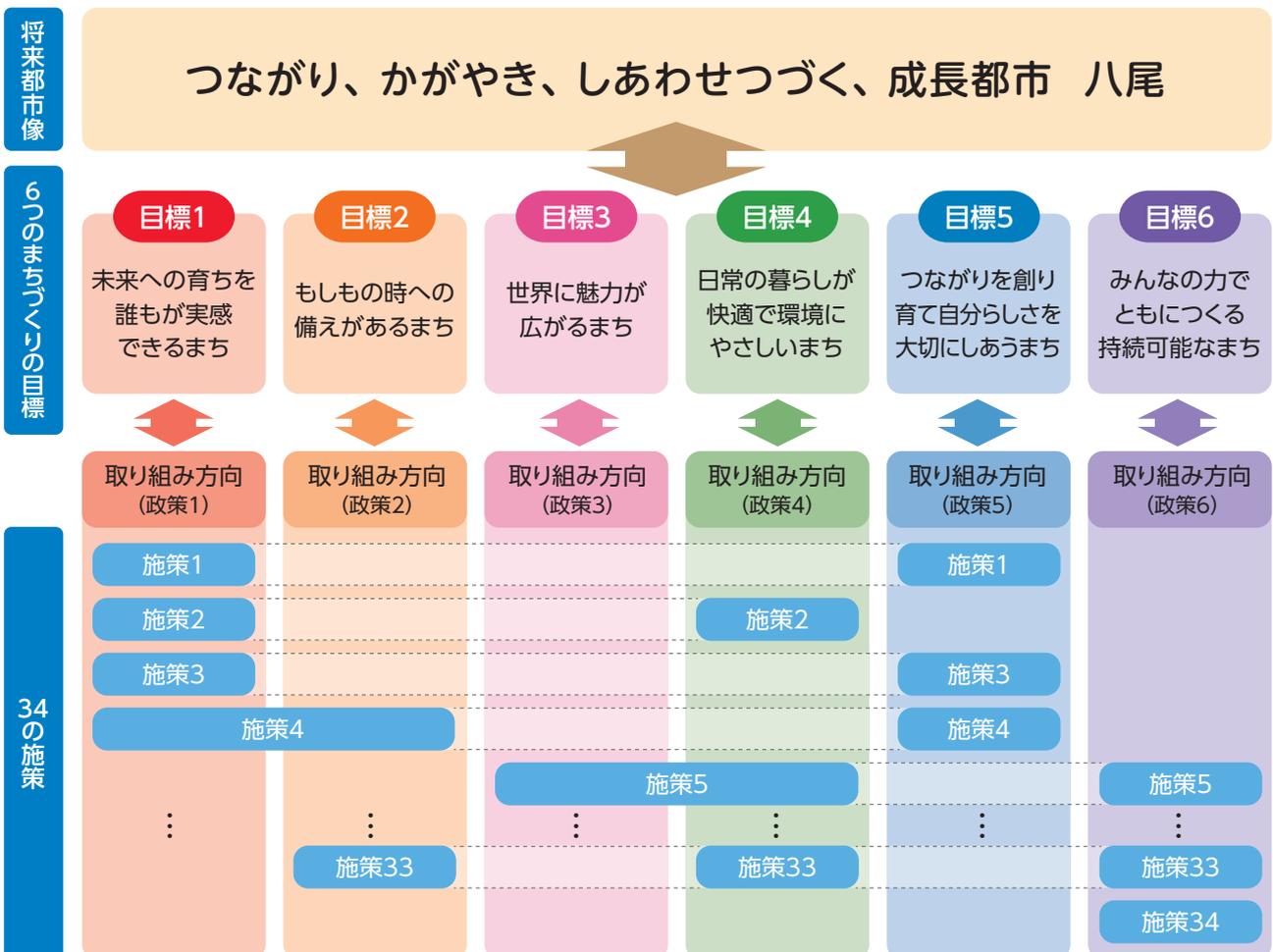


図4 横断的な視点によるまちづくりの施策体系図(イメージ)

2 共創と共生の地域づくり

地域のまちづくりの主役は一人ひとりの市民です。「市民」には、地域住民、市内への通勤者・通学者、企業や団体等、八尾に関わる様々な主体を含み、地域コミュニティとは、より良いまちを自らの手で共に創り共に生きていこうという思いをもって活動する市民の「つながり」です。

本市では、平成18(2006)年に施行した「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例※」を基礎として、市民参画と協働のまちづくりを進めてきた「地域経営」の考え方や、それを継承発展させ、より八尾の多様性・多面性を活かした「地域分権」の考え方などにに基づき、おおむね小学校区を地域単位として、地域の課題解決や地域の魅力向上等に向けた地域のまちづくりを進めてきました。

そのような中でも、少子高齢化やライフスタイルの多様化、近隣関係の希薄化等により、地域コミュニティの衰退が進んでおり、その中で様々な地域課題が浮き彫りになってきています。

例えば、防災については、近年多発する自然災害の教訓や今後想定される事態も踏まえ、発災時に自力避難ができない避難行動要支援者※や、情報入手や避難生活、復旧に向けた活動の中で配慮が必要な方等、また勤め先からの帰宅困難者や旅行や買い物等で不慣れな場所で被災した方等、多様な市民一人ひとりに配慮したきめ細かな防災の取り組みが必要となっています。子育てでは、核家族化、近隣とのつながりの希薄化により、身近に気軽に相談できる人がいないという状況になり、子育てに対する孤立感や疲労感の増大につながっています。高齢者の生活では老々介護や、一人暮らし高齢者の増加による孤立の問題があります。また、年齢にかかわらず、病気や障がいがあっても、安心して暮らせる環境づくりも今後益々必要となっていきます。

【対話の場】



校区まちづくり協議会の災害時要配慮者の支援の検討会議



複数の校区まちづくり協議会の合同会議



校区まちづくり協議会研修会

今後も少子高齢化をはじめとして、市民を取り巻く環境変化が見込まれる中、暮らしに身近な地域課題はこれからも多様化・複雑化して次々と発生し、加えてまちづくりの基盤となる地域コミュニティのさらなる衰退による影響が想定されます。そのため、社会的包摂という考え方のもと、これまで培ってきた地域のまちづくりの組織・活動・経験を強みとして発揮することで、誰も取り残されることなく安心して暮らせる「共創と共生の地域づくり」を進めていくことをめざします。これは、国際社会で取り組んでいるSDGs*の考え方とも重なります。

地域のまちづくりにあたっては、地域住民、市内への通勤者・通学者、企業や団体等、行政という立場を超えて地域の力を結集し、アイデアを創出、実践していく「共創」の考え方を大切にして取り組みます。そのため、地域課題をはじめ様々な情報を市民と市民、市民と行政が共有し、対話の場を大切にします。また、これまであまり地域のまちづくりに関わる機会がなかった多様な市民、例えば企業や団体、学生、外国人などが関わるきっかけを増やすことで、地域コミュニティの輪を広げ、関係人口*も含め、関わる層を厚くしていきます。さらに、活動のふりかえりにより、「共創と共生の地域づくり」のより良い実践ができるように地域の力を高めていきます。

【アイデア創出・実践】



登校時の声掛け運動



ノルディックウォーキング



竹細工・工作体験

4. 推計人口と想定人口

本市の人口は、昭和30年代後半から50年代前半の高度成長期を経て、伸びは鈍化し、平成3（1991）年3月末の278,470人をピークとして、減少に転じています。

転入・転出に伴う人口の動きである社会動態については、近年転入者数と転出者数が均衡する傾向にあり、転入者数が上回る年もありますが、少子高齢化の進行に伴い、出生・死亡に伴う人口の動きである自然動態については、平成20（2008）年度に出生数が死亡数を下回り、それ以降、自然動態は減少しています。

本市の近年の人口動態をもとに将来人口を推計すると、令和10（2028）年には約244,000人程度にまで人口が減少していくと見込まれます。

第6次総合計画期間中には、団塊の世代が後期高齢者になる時期が到来し、今後も自然減（死亡数＞出生数）が続くことは不可避です。しかし、その中であっても、「第2章総合計画策定の視点」を見据えながら、将来都市像の実現をめざして、転入者数が転出者数を上回る社会増をめざします。具体的には、乳幼児から高齢者まですべての市民が生涯にわたりしあわせを感じ、八尾に住みたい、住み続けたい、と感じるための子育てや教育環境、就業の機会や交通、住宅環境、さらには自然や歴史文化に関する取り組み等に加え、定住とは違う多様な形で八尾に関わる「関係人口※」の考え方を活かし、八尾に興味や愛着をもって関わる人々を増やし、定住につなげる取り組みを、市民とともに市全体で進めます。

さらに、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」や「大阪府人口ビジョン」の趣旨を踏まえ、若者世代とりわけ子育てファミリー世代を中心とした世代の定住を図るという視点を持ち、取り組みを進めます。

これらの考え方を踏まえ、令和10（2028）年の想定人口を約254,000人とします。

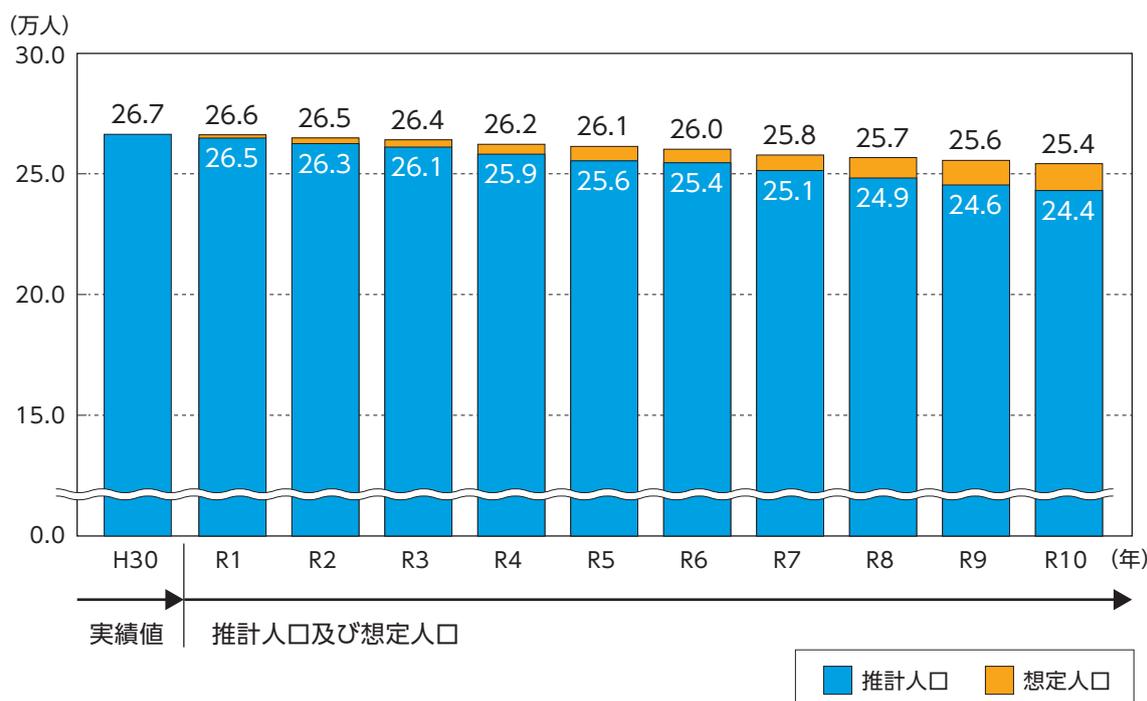


図5 推計人口と想定人口

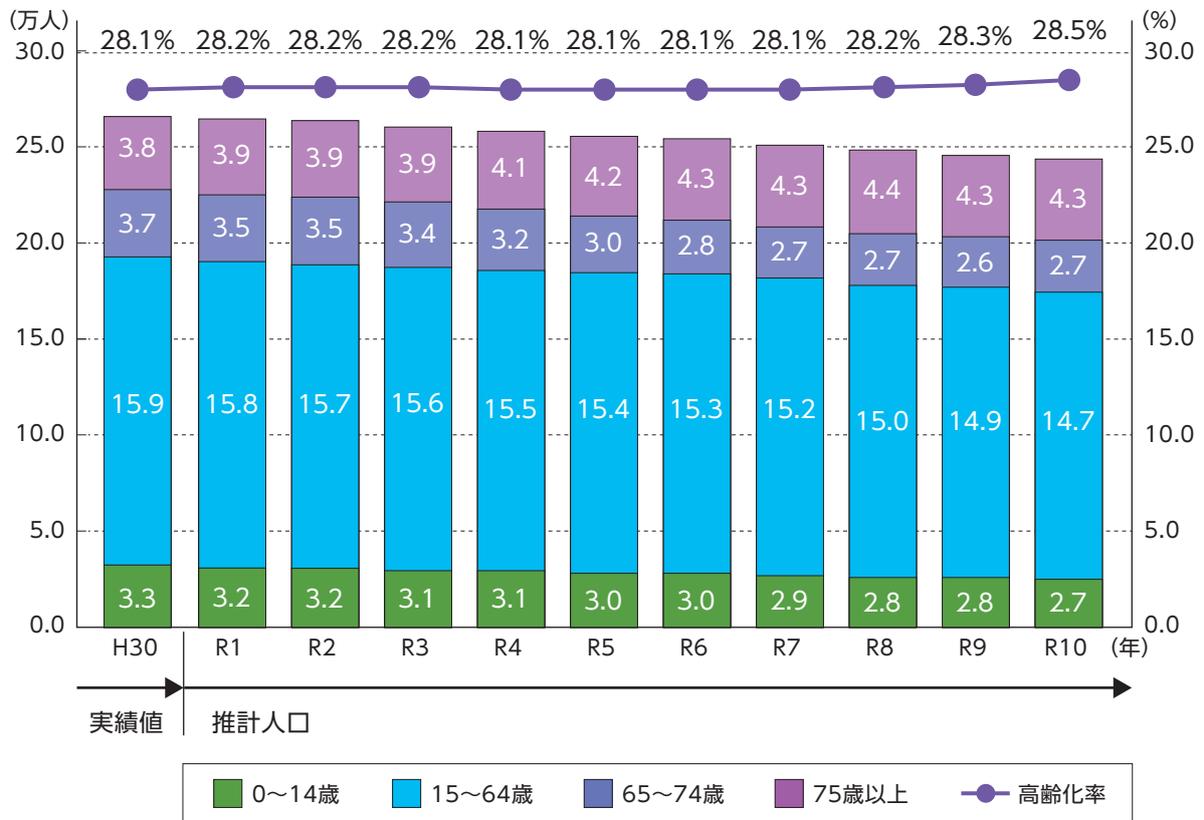


図 6 推計人口(年齢4区分)と高齢化率

【参考】人口推計の算定条件について

平成30(2018)年9月末現在の八尾市住民基本台帳による男女別・年齢別人口を基準人口とし、コーホート要因法を用いて、令和元(2019)年度に推計を行ったものです。「推計人口」は本市の近年の人口動態の状況をもとに将来人口を推計したものであり、「想定人口」は本市の近年の社会動態のうち、20代及び30代の社会動態がゼロと仮定し、かつ合計特殊出生率が令和12(2030)年で1.8と仮定したものです。

1. 総合計画の構成

本計画は、八尾市総合計画策定条例に基づく総合計画であり、八尾市第6次総合計画として、名称を「八尾新時代しあわせ成長プラン」とし、「基本構想」「基本計画」と、これに基づく「実施計画」とともに3層で構成します。

なお、「基本構想」と「基本計画」は市議会の議決を経て策定します。

また、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく八尾市人口ビジョン・総合戦略については、第6次総合計画の計画期間において、人口減少に歯止めをかけ地方創生を目的として、特に重点的に進めるべき取り組みを位置づける総合計画の実行計画として策定します。

基本構想

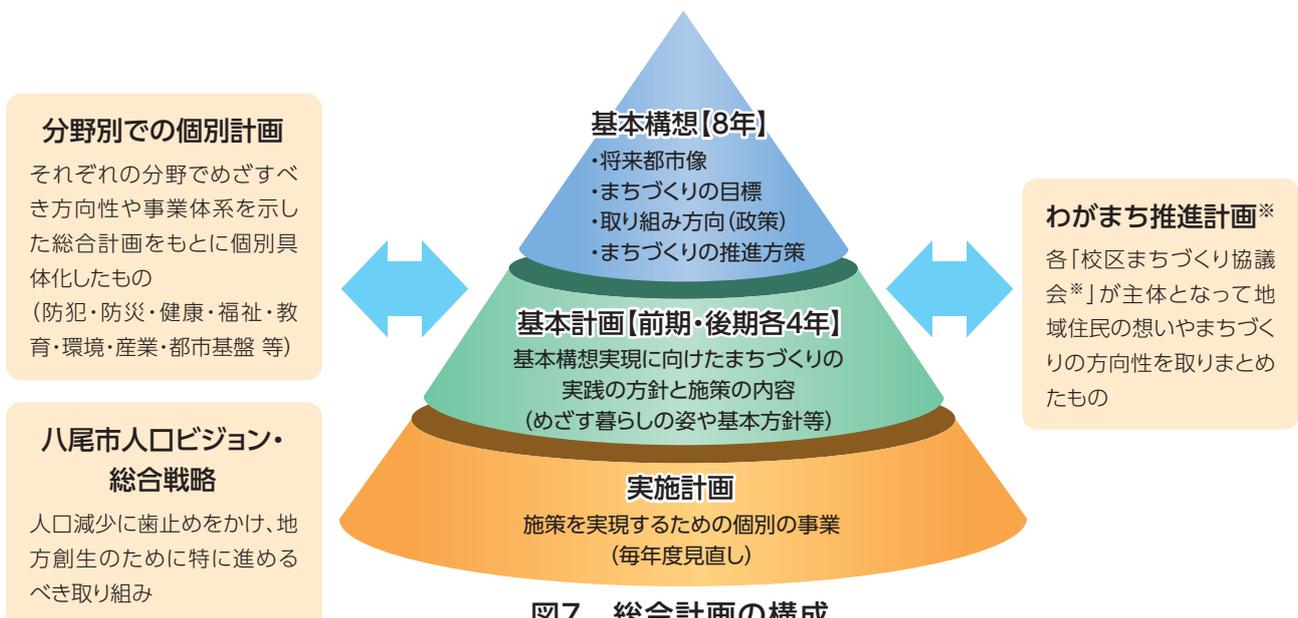
令和3(2021)年度から令和10(2028)年度までの8年間の八尾市の将来都市像とそれを実現するためのまちづくりの目標を示すとともに、目標の取り組み方向(政策)とまちづくりの推進方策を示します。また、第5次総合計画では期間を10年間としていましたが、時代の変化に迅速に対応するため、本計画では基本構想の期間を8年間とします。

基本計画

基本構想期間の8年を前期・後期の各4年間に分け、基本構想実現に向けたまちづくりの実践の方針やその内容を示します。まず、「横断的な視点によるまちづくり」において実践における方針や施策の体系とその取り組み内容を示します。また、「共創と共生の地域づくり」において地域のまちづくりを本市で進めていくにあたっての実践の方針と実践の内容を示します。

実施計画

「基本計画」に基づき実施する具体的事業については、「実施計画」を策定し実施します。



2. 総合計画の推進

基本構想は、本市の総合的なめざす姿を表現したもので、行政の各分野においても、その理念に沿って計画を定めます。

基本計画は、時代の変化に対応するために、前期基本計画（令和3（2021）年度～令和6（2024）年度）と後期基本計画（令和7（2025）年度～令和10（2028）年度）に区分し、施策を推進します。

また、基本計画については施策の基本方針に沿って取り組みができたかを経年実績を積み重ねて評価し、横断的な施策展開を図ることができたかどうかをまちづくりの目標の視点でも評価することとします。さらに、校区まちづくり協議会*が主体となって地域住民の想いやまちづくりの方向性を取りまとめた「わがまち推進計画*」を参照しながら、総合計画に基づき市民とともに地域のまちづくりを行っていきます。

なお、後期基本計画は、社会経済情勢の変化等に伴う新たな課題や前期基本計画の評価（基本方針に基づく取り組みの成果と課題等）などを踏まえ、令和6（2024）年度中に策定します。

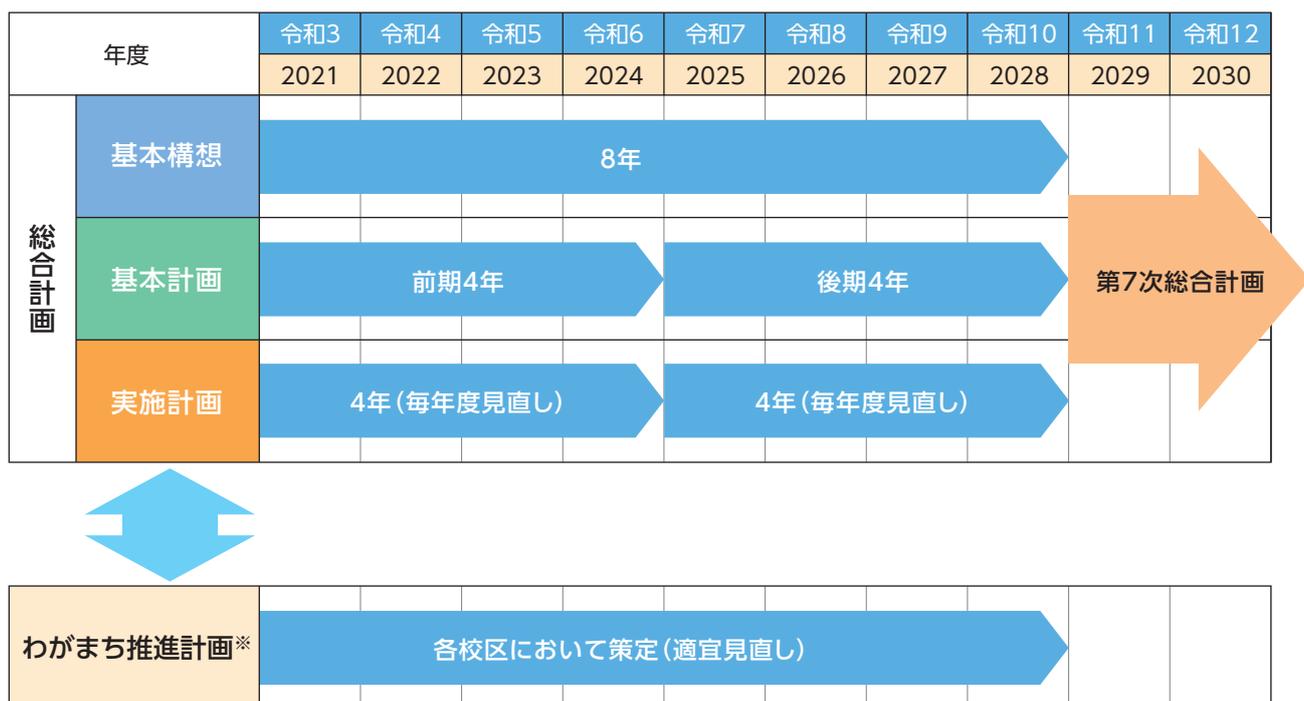


図8 総合計画の期間

付属資料2 八尾市総合計画策定条例

八尾市総合計画策定条例

平成29年12月22日条例第50号

(趣旨)

第1条 この条例は、まちづくりの基本的な指針である総合計画の策定等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 本市がめざす将来都市像と、その実現に向けたまちづくりの目標を掲げ、目標の達成に向けた取組方向とその推進方策を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想の理念に基づき、基本構想を実現するために必要な施策のめざす暮らしの姿と、その実現に向けた基本的な方針を示すものをいう。
- (4) 実施計画 施策を実現するための個別の事業を体系的に示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市は、本市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、執行機関の附属機関に関する条例(昭和34年八尾市条例第195号)第1条の規定により設置された八尾市総合計画審議会に諮問しなければならない。

(市議会の議決)

第5条 市長は、前条に規定する手続を経て、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、市議会の議決を経なければならない。

(実施計画の策定)

第6条 市長は、基本構想及び基本計画に基づき、実施計画を策定するものとする。

(総合計画との整合性の確保)

第7条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付属資料3 八尾市第6次総合計画後期基本計画の策定経過

実施時期		実施内容
【令和5年度】	10月	八尾市第6次総合計画前期基本計画の庁内総括作業(施策評価)
	12月	「八尾市第6次総合計画前期基本計画 施策総括書」確定 八尾市総合計画審議会に諮問
	1月～2月	八尾市総合計画審議会評価部会の開催
	3月	「八尾市第6次総合計画中間報告書」による評価部会からの提言
【令和6年度】	5月	八尾市第6次総合計画後期基本計画(行政素案)の庁内作成作業
	6月	八尾市第6次総合計画後期基本計画(行政素案)の確定
	7月	八尾市総合計画審議会評価部会の開催
	8月	審議会意見を反映した八尾市第6次総合計画後期基本計画(素案)の確定
	8月～9月	八尾市第6次総合計画後期基本計画(素案)についてパブリックコメントの実施(8月19日～9月17日)
	10月	八尾市総合計画審議会評価部会の開催 八尾市総合計画審議会からの答申手交
	11月	八尾市第6次総合計画後期基本計画(案)の確定 八尾市議会12月定例会へ議案提出
	12月	八尾市議会12月定例会にて審議、議決
【令和7年度】	4月	八尾市第6次総合計画後期基本計画スタート

付属資料4 策定過程における市民参加・参画の取り組み

1. 公募市民委員の募集

目的：八尾市総合計画の基本構想及び基本計画並びに八尾市総合戦略に関する事項を調査、審議する本審議会の公募市民委員の募集にあたり、様々な年代の市民に参画いただき、より多様なご意見を本市のまちづくりに反映できるよう、市政だよりとホームページによる従来の募集方法に加えて、無作為に抽出した市民3,000人に委員募集の案内を送付する取り組みを試行実施いたしました。

・委員募集期間

令和5年8月1日(火)～8月31日(木)

・募集結果

18歳から84歳まで、合計68人の方にご応募いただきました。

年代	男性	女性	未回答	小計(人)
10代	0	2	0	2
20代	7	4	0	11
30代	3	10	0	13
40代	7	4	0	11
50代	4	14	1	19
60代以上	8	3	1	12
合計				68

・選定方法

委員の委嘱人数(9名)を超える応募があったため、抽選による選定を実施しました。

2. 市民意見提出制度(パブリックコメント)

目的：八尾市第6次総合計画後期基本計画を策定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条の規定に基づき、検討途中の素案を公表し、市民意見提出制度(パブリックコメント)を実施しました。その結果と提出された市民意見に対する市の考え方を整理しました。

・意見募集期間

令和6年8月19日(月)～令和6年9月17日(火)

・提出方法別の提出人数及び意見数

提出方法	提出者数(人)	意見件数(件)
直接持参	0	0
電子申請	3	4
電子メール	0	0
ファクス	1	2
郵便	0	0
合計	4	6

3. 八尾市民意識調査

目的：第6次総合計画に掲げる八尾市の将来都市像「つながり、かがやき、しあわせつづく、成長都市 八尾」の実現に向け、今後、どのような取り組みを充実させていくべきなのかを決める重要な基礎データとして活用するため、市民の皆さまが市政に対して感じておられることを数値等で把握することを目的に調査を実施しました。

開催年度	実施内容・実施時期・対象者	有効回答数 有効回答率
令和5(2023)年度	<p>【実施内容】日ごろの市民意識や将来都市像の実現状況、身近な地域での活動やまちづくりの満足度とさらなるニーズについて</p> <p>【実施時期】令和5(2023)年12月8日～12月25日</p> <p>【対象者】八尾市内在住の18歳以上の男女各1,500人、合計3,000人</p>	1,498件 49.9%
令和6(2024)年度	<p>【実施内容】日ごろの市民意識や将来都市像の実現状況、身近な地域での活動やまちづくりの満足度とさらなるニーズについて</p> <p>【実施時期】令和6(2024)年11月22日～12月11日</p> <p>【対象者】八尾市内在住の18歳以上の男女各1,500人、合計3,000人</p>	1,499件 49.9%

付属資料5 八尾市総合計画審議会

1. 八尾市総合計画審議会規則

昭和41年8月3日 規則第30号

最終改正 令和2年8月27日 規則第68号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和34年八尾市条例第195号)第2条の規定に基づき、八尾市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、八尾市総合計画の基本構想及び基本計画並びに八尾市総合戦略(まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条の規定により定められたものをいう。)に関する事項を調査、審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 行政委員会又は附属機関の委員その他の委員
- (4) 市政協力団体又は市民団体から選出された者
- (5) まち・ひと・しごと創生法第1条に規定するまち・ひと・しごと創生の目的に関係する団体又は機関等から選出された者
- (6) 公募の市民その他市長が必要と認める者
- (7) 市の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため、学識経験者部会その他の専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもつてあてる。
- 3 部会長は、部会を総理する。
- 4 部会に副部会長を置き、部会長の指名する委員をもつてあてる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 部会に属する委員は、会長が指名する。

(会議)

第7条 審議会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面等による審議)

第8条 会長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審議することをもつて会議に代えることができる。

(関係者の出席)

第9条 会長が必要と認めるときは、審議会の議事に関係のある者を会議に出席させて発言させることができる。

(幹事)

第10条 審議会に幹事を置き、本市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、会長の命を受けて審議会の所掌する事務について調査を行うほか、会議に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、政策企画部において行う。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が定める。

附 則(略)

2. 八尾市総合計画審議会委員名簿 (規則第3条第2項該当号順・氏名50音順・敬称略)

規則 該当号	氏名	所属団体等	所属部会
1号委員 (4名)	和泉 大樹	阪南大学国際学部 教授	評価部会 総合戦略部会
	清水 陽子 (副会長)	関西学院大学建築学部 教授	評価部会
	田中 優 (会長)	日本福祉大学社会福祉学部 教授	評価部会
	和田 聡子	大阪学院大学経済学部 教授	評価部会 総合戦略部会
2号委員 (3名)	黒木 啓良	経済産業省 近畿経済産業局 地域経済部	総合戦略部会
	松本 光次	布施公共職業安定所	総合戦略部会
	吉田 典子	大阪府 商工労働部 商工労働総務課	総合戦略部会
5号委員 (7名)	伊藤 由満	株式会社日本政策金融公庫 東大阪支店(令和5年度)	総合戦略部会
	木村 亘	株式会社日本政策金融公庫 東大阪支店(令和6年度)	総合戦略部会
	上木 淳一郎	株式会社池田泉州銀行 八尾支店	総合戦略部会
	川野 充信	八尾商工会議所	総合戦略部会
	久保 隆志	大阪シティ信用金庫	総合戦略部会
	鈴木 繁	株式会社ジェイコムウエストかわち局(令和5年度)	総合戦略部会
	谷水 晃力	株式会社ジェイコムウエストかわち局(令和6年度)	総合戦略部会
	高島 小百合	株式会社タカヨシジャパン	総合戦略部会
	野村 しおり	大阪糖菓株式会社	総合戦略部会
6号委員 (9名)	柿本 雄貴	市民委員	評価部会
	川野 昭子	市民委員	評価部会
	古河 真実	市民委員	総合戦略部会
	坂口 雄彦	市民委員	総合戦略部会
	佐野 天音	市民委員	評価部会
	重田 弥栄	市民委員	評価部会
	高須 彩加	市民委員(令和5年度)	総合戦略部会
	日埜 陽菜	市民委員(令和6年度)	総合戦略部会
	田上 修治	市民委員	評価部会
	宮本 利忠	市民委員	評価部会

3. 審議経過

八尾市第6次総合計画後期基本計画を策定するにあたっては、八尾市総合計画審議会評価部会において、審議を実施しました。審議経過は以下の通りです。

会議(開催日)	主な議事
全体会 (令和5年12月15日(金))	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・諮問 ・審議会の内容と進め方について ・部会設置と部会長指名について
第1回評価部会 (令和6年1月9日(火))	<ul style="list-style-type: none"> ・八尾市第6次総合計画前期基本計画施策総括書について ・施策の審議について (施策1～施策4、施策19～施策21、施策23～施策26)
第2回評価部会 (令和6年1月26日(金))	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の審議について (施策5～施策17、施策22)
第3回評価部会 (令和6年2月2日(金))	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の審議について (施策18、施策27～施策34)
第4回評価部会 (令和6年3月26日(火))	<ul style="list-style-type: none"> ・八尾市第6次総合計画中間報告書(案)について ・中間報告書(案)の審議
第5回評価部会 (令和6年7月2日(火))	<ul style="list-style-type: none"> ・八尾市第6次総合計画後期基本計画策定の基本的な考え方について ・施策の審議について (施策1～施策4、施策19～施策21、施策23～施策26)
第6回評価部会 (令和6年7月9日(火))	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の審議について (施策5～施策16)
第7回評価部会 (令和6年7月31日(水))	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の審議について (施策17、施策18、施策22、施策27～施策34)
第8回評価部会 (令和6年10月2日(火))	<ul style="list-style-type: none"> ・八尾市第6次総合計画後期基本計画(素案)についての市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施結果と市の考え方について ・八尾市第6次総合計画後期基本計画(案)への答申(案)について
答申書手交式 (令和6年10月30日(水))	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次総合計画後期基本計画(案)に対する答申

4. 答申

八 総 審 第 5 号
令和 6 年 10 月 30 日

八尾市長 山本 桂右 様

八尾市総合計画審議会
会 長 田 中 優

八尾市第 6 次総合計画後期基本計画（案）について（答申）

八尾市総合計画審議会は、八尾市総合計画の基本構想及び基本計画並びに八尾市総合戦略に関する事項を調査、審議するため、令和 5 年 12 月 15 日に市長の附属機関として、設置され、八尾市第 6 次総合計画前期基本計画の総括と後期基本計画（案）について諮問を受けました。

令和 6 年 10 月までの間、当審議会の専門部会として評価部会を 8 回開催し、前期基本計画期間（令和 3～6 年度）4 か年の施策推進状況を総括、評価するとともに、将来都市像の実現に向け、後期基本計画期間（令和 7～10 年度）4 か年において取り組むべき方向性について、各委員それぞれの知見や市民としての目線を大切にしながら慎重かつ活発に審議を重ねた結果、別添のとおり取りまとめましたので、ここに答申いたします。

今後、本答申をもとに、後期基本計画が策定され、地域住民、通勤・通学者、企業や団体等八尾に関わるあらゆる市民とともに、将来都市像の実現に向けて取り組まれることにより、来たる 4 年の間に、八尾市がより一層の発展を遂げることを切に願います。

なお、後期基本計画の策定にあたっては、下記の事項について特に配慮されることを求めます。

記

1. 未来を見据えた取り組みの検討と情報発信の強化

前期基本計画に基づき、行政が多岐にわたる取り組みを進めていることを評価する一方で、審議会では多くの委員が「今回初めて行政の取り組みを知った」と指摘しました。いくら良い取り組みを実施していても、市民に伝わらなければ意味がありません。

総合計画は長期的な視点で未来を見通すものであり、総合計画に基づく様々な取り組みは、今はまだ存在しない未来の人や団体等も対象となることを想像しながら、検討する必要があります。未来を意識するのであれば、とりわけ若者に知ってもらい、どれだけまちづくりに参画いただけるかが鍵となります。そのために、SNS 等多様なツールや新たな技術を活用する等、発信方法を工夫するとともに、情報をキャッチした市民が周囲の人にも宣伝・アピールできるよう、行政の取り組みの特徴やメリット等の発信内容を精査し、市民に届く情報発信がなされるよう要望します。

2. 市民との共創に向けた参画機会の充実

評価部会には6名の市民委員が参画され、学識委員も含めた多様な構成で議論を深めるとともに、各事業担当課も事務局として参席され、多くの対話を重ねたことで、各委員にとってもかけがえのない学習機会となりました。

こうした機会を通じてともに学び合うことで、市民と行政の信頼関係が構築され、ともに課題解決に向かうことができるようになります。知り、学び、考え、そしてともに取り組むことで、まちや地域への愛着が高まることにつながります。さらに、市民と行政の共創をより一層進めるためには、漠然とした方向性を議論するのではなく、めざす目標を数値化し、どのような事業を、いつまでにやるのか優先順位をつけて、具体的なロードマップを議論する必要があります。市民の知る機会や学ぶ機会の充実を図るとともに、取り組みのゴールを共有し、適切な議論の場が充実されるよう要望します。

3. 柔軟かつ横断的な視点によるさらなる連携強化

自然災害等の頻発・激甚化や働き方改革、DX社会の進展等、社会潮流は目まぐるしく変化する中で、市民のニーズや課題も多様化・複雑化しています。

こうした状況に対応するためには、柔軟にかつ横断的な視点で、地域住民、通勤・通学者、企業や団体等八尾に関わるあらゆる市民とともに課題解決に取り組む必要があり、総合計画の実現に向けては、各種の取り組みにおいて様々な主体とのさらなる連携強化が図られるよう要望します。

以上

別添：八尾市第6次総合計画後期基本計画(案)について(答申) (略)

付属資料6 憲章・宣言

八尾市民憲章

わたくしたちは、信貴・生駒のやまやまをあおぐ八尾の市民です。

わたくしたちの八尾市は、ゆたかな伝統と美しい自然にめぐまれ、近代都市へ発展をつづけている希望のまちです。

わたくしたちは、このまちの市民であることに誇りをもち、みんなのしあわせをねがい、この市民憲章をさだめました。

わたくしたち八尾市民は

1. 若い力をそだてましょう。
1. あたたかい心でまじわりましょう。
1. みどりのまちをつくりましょう。
1. 文化財をたいせつにしましょう。
1. 働くよろこびに生きましょう。

昭和39(1964)年11月3日制定

やお安全安心憲章

八尾市は、中世において自治都市「寺内町^{じないちょう}」として栄えるなど、古来より歴史と文化を大切に受け継いできました。

わたくしたちは、このまちの豊かな資源を自然災害や犯罪などがもたらす被害から守り、自立と助け合いの精神のもと、だれもが安全に安心して暮らすことのできるまちづくりをめざし、ここに憲章を定めます。

1. 市民一人ひとりが防災・防犯意識を高めましょう。
1. ひとを思いやるやさしさを持ち、共に助け合う地域をつくりましょう。
1. 豊かな地域活動をはぐくみ、災害や犯罪に強いまちづくりを進めましょう。
1. 未来を担う子どもたちを犯罪から守りましょう。
1. 社会のルールを守り、地域の和を尊重しましょう。

平成17(2005)年10月1日制定

非核・平和都市宣言

世界の恒久平和は、全人類の願いである。

しかるに、近年の核軍拡競争はとどまるところを知らず、ひとたび核戦争がぼつ発すれば、人類を滅亡させる危機にあることは、世界の人々の等しく憂えるところである。

世界最初の核被爆国となった我が国は、ヒロシマ・ナガサキの惨禍を絶対に繰り返してはならず、その決意と行動を世界に示さなければならない。

日本国憲法に掲げる恒久平和の原則に則り、それを市民生活の中に育み、継承させていくことが、人間尊重の精神につながり、八尾の自然と文化を守ることとなる。

したがって、八尾市は、国是である「非核三原則」が完全に実施されることを求めるとともに、あらゆる国のあらゆる核兵器を拒否し、廃絶することを全世界に訴えるものである。

以上宣言する。

昭和58(1983)年10月4日

八尾市健康まちづくり宣言

わたしたちは、自然と歴史が調和したこのまちで、誰もが自分らしくいきいきと暮らすことを願っています。

この願いを実現するため、わたしたちが大切にしている地域のつながりを未来に向かってさらに広げ、みんなの健康をみんなで守る“健康コミュニティ”を育てていくことをめざし、ここに八尾市の健康まちづくりを進めることを宣言します。

わたしたち八尾市民は、

- 一. みんなの健康のため、みんなで力を合わせましょう
- 一. 健康でつながる、笑顔あふれるまちをつくりましょう
- 一. 日頃からいきいきと、こころやからだを動かしましょう
- 一. 歯を大切に、感謝して楽しくかしこく食べましょう
- 一. 健康に関心を持ち、健康づくりに取り組みましょう

平成30(2018)年10月6日

やおプラスチックごみゼロ宣言

プラスチックは、利便性・経済性に優れていることから、社会において広く大量に普及し、私たちの日常生活は、その恩恵に大きく依存しているところです。しかし、その一方で、不用意に投棄されたプラスチックごみが、河川から海へと流れ込み、やがては細分化され、マイクロ・プラスチックとなって、海洋汚染を引き起こすとともに、魚や海鳥等が誤食するなど、生態系への深刻な悪影響が懸念されており、早急に取り組むべき地球規模の課題となっています。

このような中、本市では、SDGs(持続可能な開発目標)の理念に基づいた循環型社会や「きれいなまち八尾」、プラスチックごみゼロの実現に向けて、市民の皆様のご理解のもと、3R(リデュース、リユース、リサイクル)運動をはじめ、河川等におけるクリーンキャンペーン、市街地での美化・清掃活動など、市民、事業者、行政の協働を一層推進し、自ら率先した不断の取り組みを行うことを、ここに宣言します。

令和元(2019)年6月28日

ゼロカーボンシティやお宣言

地球温暖化による気候変動は、異常気象による災害や生態系の変化など、地球規模で大きな影響を及ぼしています。今後、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出が続けば、猛暑や巨大台風などによる風水害の発生の増加が懸念されることから、全ての人が現状を認識し、主体的に地球温暖化対策を行うことが重要となっています。

2015年にパリ協定が合意され、IPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)の特別報告書においては、「気温上昇を1.5度に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

こうした背景から、本市では八尾市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・チャレンジやお)に掲げる「一人ひとりが地球温暖化対策に取り組んでいるまち」の実現に向けて、共創と共生の地域づくりの考え方を踏まえ、市民・事業者・行政等の多様な主体が連携し、環境・経済・社会における地球温暖化の課題を主体的に解決し、2050年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロをめざす「ゼロカーボン シティ」へチャレンジすることを、ここに宣言いたします。

令和3(2021)年4月1日

八尾市第6次総合計画後期基本計画

令和7(2025)年3月発行

発行者：八尾市 政策企画部 政策推進課

〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号

TEL: (072)924-3816 FAX: (072)924-3570

八尾市ホームページ <https://www.city.yao.osaka.jp>



刊行物番号 R6-166

つながり、かがやき、しあわせつづく、成長都市八尾



八尾市

